

## 麻生太吉の炭業統制指向とその論理：地方企業家による地方経済の調製

新鞍, 拓生  
九州大学石炭研究資料センター

<https://doi.org/10.15017/13765>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 16, pp.1-60, 2001-03-25. 九州大学石炭研究資料センター  
バージョン：  
権利関係：

## 麻生太吉の炭業統制指向とその論理

— 地方企業家による地方経済の調製 —

### 新 鞍 拓 生

はじめに

日本石炭業におけるカルテルはこれまで独占の成立との関係で論じられることが多く<sup>1)</sup>、そこでは自由競争→独占の成立といった経済の発展段階を前提としつつ論じられていた。ところで問題の関心を社会における市場経済のあり方とそのダイナミズムに対する対応とおきかえた場合、炭業統制は近代以前、近世後期にも存在していたといえよう。ところで福岡藩では化政期に石炭組法を実施し、そこで生産および販売について統制が実施されたことがよく知られている<sup>2)</sup>。さらに近年の研究では藩による統制は化政期以前、天明期にすでに石炭流通・販売・炭価について統制が行われていたことが明らかにされている。福岡藩の場合、生産者に対しては一定の金額を貸し付けて生産活動を保証し、藩内の都市需要に対しては石炭の回送政策を実施して炭価の安定を図った。石炭生産は藩—総取締(郡奉行)—取締役(大庄屋)—丁場管理者(庄屋)—生産者、というように藩の行政機構および身分制に対応した形で組織化されていた。また領外市場について藩は郡奉行のもとに若松、蘆屋に焚石会所を設けそこで手代役(問屋中より選出)—売捌問屋(問屋)を任命し販

売管理を行っていた。これらはその目的が、藩内の困窮者の救恤(御救)かあるいは正金銀獲得をもくろんだ国益であるかを問わず、市場経済への藩側の対応に起因すると考えられる<sup>4)</sup>。

ところで、近世と近代の炭業統制とで大きく異なっているのは、統制主体の成り立ち方およびその活動の方向性である。近世では統制主体は政治的な権力を有する藩であり幕藩制社会の骨格そのもの、一方近代のそれは民間業者の自治的な統制団体であった。近世における統制は藩を維持しようとする意識の一端として、すなわち領域内における理財(ここでは財の生産、消費、分配を意識的に統御するという意味)の実行として統制が始まっているため、理財の実行は領外から領内に波及する市場経済の調節に焦点をあてざるを得ない。ただし藩の市場に対する対応は領内と領外で異なっており、領内では生産者ないし消費者保護的な観点から、領外ではより有利な価格での販売をもくろんでいた。これからすると専売制度は、領域の保全を旨とする石高制度のもとでの市場経済への対応、具体的には需給関係の安定とそれに基づいた価格の安定、および分配の安定を一面においてもくろんでいたとしてよいだろう。当時最大の商品であった米は、領内におけるその流通網が幕藩制の行政機構

のなかで組織化されていた。一方専売制度とは、米以外の諸色の生産および流通について、藩庁の行政機構のなかでの組織化の試みとみなすことができる。なお、市場経済の調節という観点からいえば、都市において公権力により公認ないし懸憑された株仲間<sup>5)</sup>も、一面においては市場経済を前提とした株仲間参加者共通の取引ルールの制度化を機能として求められていた。<sup>(6)</sup>ただし藩による専売制度では、取り扱いの商品が領外で販売される時は、商品の有利な条件での売買をもうるむ観点からしばしば機会主義的な販売策が採られる。そのため市場経済の促進的機能と制御的機能を併せ持っていた株仲間との方向性の違いは明白であり、近世後期には流通そのものが混乱をきたしたのである。

専売制度ないし一部の株仲間が政治権力により主導されていたのとは対照的に、近代の自治的な統制機関はみずからの活動内容および範囲を自主的に決めていた。たとえば生産者により設立された統制機関は生産者保護を全面に押し出し、生産者の保護が供給の安定につながり引いては消費者の利益になる、という論理を軸にして市場調節の正当性を主張する。さて、市場調節の実効性を得るには一面においてアウトサイダーをなくさなければならぬが、近代の市場調節における問題は、市場経済そのものが参入退出の自由を認めていること、それゆえ絶えず抜け駆けやアウトサイダーが発生する構造を持っていたこと、そして藩のような政治権力を持っていないため統制の強制力にも限界があったこと、などである。そのため自治的な統制団体は利害調整機関として設立されたものの、機関の設立で市場調節が十全になされるものではなかった。市場調節が順調に行われるには炭鉱業会社ないし鉱業主の結集・協議による他はないが、石炭業の場合企業数が多くまた利害の対立もあつた。利

害調整機関内部における利害対立に関しては本論で検討することとして、ここで問題となるのは炭鉱業企業のあり方が利害調整に与える影響である。

石炭業の場合、企業数の多寡が必ずしも利害調整を困難にするものとはならない。石炭業はその性格上地理的に偏在した立地であるため、地域の有力者が鉱業主となつている場合が多い。というよりも炭鉱業経営を行い蓄積をなすことにより地域の有力者となる場合も多いのである。そして有力者が連合して地域内部の利害調整をすることも多かった。なかでも麻生、安川松本、貝島は「筑豊御三家」と人口に膾炙しているように、筑豊地場鉱業主のなかでも最有力の地位を占めていたが、彼らが中心となつて利害調整が行われることも多かった。

ただしこのような有力者の連合による利害調整は、それが制度的に確立不変なものであつた訳ではない。有力者の連合による調整では、有力者の浮沈により不安定な構造が残ることがあるのである。また企業家精神に富んだ新進の有力者が従来の有力者連合に参加するかは制度化されている訳でもなかった。もし後進の有力者が、前進の有力者と石炭業ないし石炭業以外の諸局面において利害が対立することとなつた場合、どのようにして利害調整が図られるのだろうか。これが問題であつた。実はこの問題は、近代社会における市場経済のあり方そのものに起因する。市場経済は基本的には個人ないし企業がそれぞれの意志に従つて独立して参加しており、価格メカニズム以外には生産と需要の均衡といった利害調整を制度化するシステムが確立しないことになつている。だが実際は市場経済の参加者はカルテル、トラスト、といった形で企業の連合体を形成し目にみえる形で調整を行っている。いわば「みえる手」による

調整と言ふべきものである。企業の連合体はもちろん高い利潤を追求するために結成されることもあるが、カルテルは「不況の子」とも称されるように、企業の存亡を背景に含めつつ結成されることも多いのである。カルテルは、市場メカニズムを不完全なものとするのではなく、市場メカニズムの修正を通じて生産ないし供給活動の安定を求めるものである。<sup>⑧</sup>

しかし近代市場社会の特徴は、先にも述べたように、市場を攪乱する要素を多分に持つアウトサイダーを、構造的に輩出できることであつた。<sup>⑨</sup>議論を炭業に絞ると、処罰に限界がある炭業統制機関においてアウトサイダーの跋扈を防ぐには、生産ないし販売機構の組織化を様々な手段を通して実行しなければならぬ。ところで炭業においてアウトサイダーは後進の炭鉱業者に多く発生した。一般に新規参入に際しては、投資規模の多寡、生産技術導入の難易、熟練労働力の質やその雇用の難易、原料入手の条件などが問題となり得る。<sup>⑩</sup>石炭生産における新規加入に関しては、鉱業法に定められていたように鉱区の入手が前提となる。<sup>⑪</sup>原則的に考えれば、鉱区の獲得は時代が下るごとに障壁が高くなり、企業家精神の旺盛な後進の炭鉱業者は既存の大規模炭鉱業会社の隙間を埋めることしかできなくなる。しかしこれだけの理由で後発組がアウトサイダー化するとは言えない。炭鉱業経営を行うには別路線があり、鉱区取得をしなくとも斤先掘や請負掘などの方法で実質的に炭鉱業経営を行うことが可能であつた。<sup>⑫</sup>ここでいう斤先および請負とは、鉱業権者が採掘を採掘業者に委任し鉱業権者が採掘業者から採掘料を受け取る（斤先）か、採掘した石炭を鉱業権者が買い取る（請負）ことである。ところで斤先掘、請負掘には、それを行うための業者（たとえば納屋頭出身者など）

と、その上位に位置する鉱区所有者たる鉱業権者が存在していた。一般に鉱業権者と斤先掘、請負掘業者との間では上下関係が得意やすいといわれている。両者間の関係は契約書の文面が示すようなものではなく「鉱業権者は、「泣き言をいつてくれれば面倒をみてやるし」、「斤先掘をやらせるからには援助を与えるのは当然である」といい、「斤先掘または請負掘」業者も「親（鉱業権者）のいう事ならば何でも聞くし、「問題がおければ遠慮なく相談にゆく」という関係にあるという。何より鉱業権者からの斤先掘業者への権利の授与は「二人の人間を「男にする」恩恵的行為と意識され……鉱業権者へは絶対の忠実（Fidelity）を誓い、その名譽を重んじ、かつ一切のめいわくをかけないように努力すべきものとされ」<sup>⑬</sup>ているのである。なぜこのような関係が成立するかというと、鉱業権者は斤先掘、請負掘業者との間に互酬の関係があるからである。鉱業権者はみずからが上位者であり続けるには、斤先掘、請負掘業者を炭況の不振に關係なく生活できるように面倒をみなければならぬ。鉱業権者は彼らを市場経済という不確実な環境にさらしている以上、彼らの物理的基盤を確保してやらなければならない。これは上位者の義務である。鉱業権者は彼らの面倒をみることににより自分の地位が維持できるし、またそうしなければ、斤先掘、請負掘業者からみずからを上位者として尊敬し続ける必然性はなくなる。ここでいう物理的基盤とは炭鉱業経営をめぐる諸問題のほかさまざまである。

こうして鉱業権者と斤先掘、請負掘業者、あるいは斤先掘、請負掘から独立した炭鉱業者は、相互に濃密な人的關係、互酬的な關係を作り出している。もし、石炭業をめぐる構造ないし状況が彼らの存立基盤を揺るがせるとなると、彼らは帰属している人的關係を維持することを優先

しアウトサイダー化せざるを得ない。それゆえ斤先掘、請負掘業者は彼らの上位者たる鉱業権者がアウトサイダー化すると、それに従つてみずからもアウトサイダー化するのである。斤先掘、請負掘業者から出発しその後みずから鉱区を獲得し独立した炭鉱業者も、往時の上下関係が旧恩として残るものである。彼らも鉱業権者について行く可能性が高い。これは鉱業権者と斤先掘、請負掘業者、炭鉱業者との間の人的関係の方を優先するからである。

まとめると、斤先掘、請負掘業者、およびそれから新規鉱業主となつた者たちがアウトサイダーになり得るのは、彼らが不確実性の高い位置においてできるだけその分みずからに有利な構造ないし状況を維持しておく必要があるため、炭況に関係なく鉱業権者との間で互酬的に上下関係を維持しておくため、そして鉱業権者は下位者のためにも時として炭業界が示す方向とは異なつた方向性を指し示さなければならぬため、などの理由からである。それに対して炭業統制機関がアウトサイダーの発生を防ぐためには、アウトサイダー（予備軍）を構造的に支援し統制機関の側に引き寄せる必要がある。また統制機関は鉱業権者を軸とする濃密な人的関係に入つて行かなければならない。それを地域外部の者、たとえば財閥系炭鉱業会社に勤務する専門経営者が行うことはなかなかできない。というか行わない。このことは同じ地域内部に存在する人間が押さえる必要があると考えられている。

以上のことを踏まえ、炭業を取り巻く構造、地域および統制主体のありよう、統制手法を通じて炭業統制の変遷をみるならば、江戸時代から近代市場社会までを生きた人物による炭業統制への指向と手法はまことに興味深いものがある。その人物をみつづけることは案外困難であるが、

筑豊炭業界の重鎮であり続けた麻生太吉（一八五七—一九三三）は、その少ない該当者のひとりであろう。麻生は江戸末期、福岡藩筑前国嘉麻郡に庄屋の子として生まれた。麻生は明治に入つてから炭鉱業経営に携わつていたが、その特徴のひとつは、市場メカニズムの影響を受けてしばしばその経営を継続することができなかったことである。麻生はそのつど所有する炭鉱を売却することにより事業上の困難から逃れた。また太吉の父である麻生賀郎も幕末期には福岡藩石炭仕組法において取締役を勤めていたし、明治初期においてしばしば石炭ないし燧石の流通において統制を試みたこともある。つまり麻生太吉は石炭生産および流通の統制に早くから親しみ、また炭鉱業経営の浮沈を肌で感じていたため炭業統制を主張する素地があつた。

それらが影響していたか否かはともかく、麻生は早くから炭業統制を主張していた。そして麻生は鉱業主の全国的な組織でありまた生産カルテルの実施機関であつた連合会の初代会長に就任している。同会初代会長に就任し麻生を補佐した松本健次郎は「大正九年反動恐慌により」比較的優良な炭坑とても共倒れになるといふ土壇場に来て、漸く全国的協定が出来たのだ。……この時には炭界の巨頭連は悉く必死の努力をした。特に最も熱心に活動したのは矢張り初代会長となつた麻生太吉であると思ふ。」と述べ、連合会設立前後における麻生の炭業統制に関する取り組みを評価している。

しかしこれまで麻生太吉の炭業統制は、明治中期頃のそれを除いて明らかにされてこなかつた。本稿では明治後期以後の麻生の炭業統制に関する主張と具体的な行動を検討する。

より具体的に麻生太吉の炭業統制志向についての論点を指摘しておく

う。明治後期以降麻生が炭業統制の枢機に係わったのは大きく分けてふたつある。ひとつは明治末期から大正初期にかけての石炭販売カルテルないし送炭制限問題、いまひとつは連合会会長時代（大正一〇年就任、昭和八年辞任）における諸問題である。このうち後者が麻生太吉の炭業統制での活動における大きな動きであった。昭和恐慌期に連合会を中心とした石炭業カルテルは、炭業自体の低迷、筑豊地方の中小鉱業主の結集である筑豊石炭鉱業互助会（以下互助会と略記）の送炭制限強化の要求、同じく互助会による昭和七年六、七月の撫順炭輸入阻止問題で動揺し再編を余儀なくされたとされている。<sup>18</sup>つまり筑豊地方における中小鉱業主のアウトサイダー化である。連合会の送炭制限については連合会で次年度の石炭需要高を予想しそれをもとに送炭高を決め、それを各組合・鉱業会に下ろすという方式が採られており、各組合・鉱業会内部では利害調整をめぐり組合内部で利害対立を起すこともあった。互助会設立直後、同会が筑豊石炭鉱業組合（以下単に組合と略記することがある）に提出した送炭制限率の拡大要求は、大手筋炭鉱と中小炭鉱の利害の相違から生じたものとして捉えられている。<sup>19</sup>大手と中小との利害相違についてこれまでの研究では、大手筋炭鉱と中小炭鉱との生産力および生産能率の違いが指摘され、それが両者間の利害相違のもとであったとされている。実証的にみてそれは首肯できるが、生産能率の格差は炭田毎にも存在した。また昭和恐慌期前の日本石炭市場は、炭質の良さなどを武器とする北海道炭と撫順炭の進出が顕著であり、京浜、阪神市場において筑豊炭のシェアは減少しつつあった。これを主導したのは財閥系石炭商である。つまり送炭制限における利害対立は大手筋炭鉱と中小炭鉱との間の生産力格差ばかりでなく、（財閥系石炭商により主導

された）石炭市場をめぐる地方組合・鉱業会間の利害の相違から送炭制限に跳ね返って生じ得るのである。連合会による送炭制限は大正一三年以前は<sup>20</sup>ともかく一五年以降は全国一律に送炭制限率を設定していたため、各組合・鉱業会の送炭実績が反映される仕組みとなっていた。ゆえに同じ炭鉱業会社に属していても、鉱業所の所在地によって送炭制限に関する利害が相違するということも考えられる。アウトサイダーとなり得るのは、何も中小鉱業主のみではないのである。しかしこれまでの研究ではこの点は論じられていない。

以上のような大正末期から昭和初期の炭業をめぐる構造的な状況下において、連合会会長であり、筑豊石炭鉱業組合総長を歴任した筑豊炭業界の有力者であり、また筑豊地方における有力者であった麻生太吉は、全国レベルの送炭制限と筑豊石炭鉱業組合内部の利害調整に直面していた。ところが麻生にとつてお膝元の筑豊における互助会の活動は、炭業界を動揺させる不安定要因であった。麻生はそういった筑豊炭業界を取り巻く困難な状況下において、どのようにして筑豊炭業界をまとめようとしたのかを、組合内外の人脈や炭田毎の利害の相違といった観点も入れながら明らかにすることが、本稿の課題である。

#### 一 麻生太吉の炭業統制指向

##### （一）炭業統制の要点とその歴史的前提

麻生太吉はしばしば炭業統制に係っていたが、炭業統制に対する考えをみずからまとめた記録は膨大な麻生家文書のなかでも少ない。後でみるが、麻生が炭業統制に係わったのは経済が不況局面にある時期であることが多かった。それゆえ麻生の炭業統制は一見すると便宜的、機会的

に登場する一過性のもののようにみえる。しかし麻生の炭業統制は、筑豊地方経済における炭業のあり方、あるいは主要産業における生産組織の安定化といった観点から登場したものである。たとえば産業組織論で論じられるような意味でのカルテル設立とは異なるのである。

麻生の炭業統制に入るまえにまず麻生の石炭業についての考え方からみておこう。麻生は連合会会長時代、石炭業についてつぎのような見方をとっていた。

「石炭鉱業ハ、紡績等ノ如キ単純ナル工場ト違ヒマシテ炭層地質等ヲ異ニシ、多数ノ労役者ニ安定スル様施設ヲナスニハ容易ノ事デアリマセヌ。且ツ毎年産殖スル農産物ト違ヒ、地中ニ埋蔵セル炭量ハ無限デアリマセヌカラ、之ガナクナリマシタ暁ハ、我国ノ諸工業初メ交通機関ハ如何ナル状態ニナリマセウカ甚寒心ニ堪エマセヌ、故ニ少シテモ埋蔵炭ノ地中ニ残ラザルヤウ経営スルコトガ大切デアリマス。如斯苦心シテ採掘シマシテモ、其ノ価格ガ高ケレバ工業生産品ニ影響シ、又今日ノ如ク安ケレバ労役者ニ安定ナサシムルコトガ届兼マシテ、自然炭ヲ地中ニ捨テルヤウニナリマシテ実ニ困難ナル事業デアリマス」<sup>(22)</sup>

「石炭は地中の埋蔵物を掘り取って行くのであるから、取るだけは次第に減る。知識や技術の進歩で、採炭の範囲は拡がるとは云へ、いつかは尽きる時が来る。この点は、農産物や製造工場と根本的に異なつた産業であります。だから石炭の採掘には、一つの理法を重んじてからなければならぬ。採るだけ取つて売れるだけ売る。後のことは考へない。そういうことは許されません」<sup>(23)</sup>

麻生によると石炭業は紡績など工場一般と異なつた生産の条件があるとする。石炭業では炭鉱毎に炭層や地質といった賦存条件が異なり、ゆ

えに工場のように労務者に対して同一条件の設備を施すことができない。石炭は採掘すれば尽滅する性格を持つからできるだけ合理的に採掘しなければならぬ。しかし採掘された石炭も炭況により工業生産あるいは鉱夫賃金に影響を与えるので、しばしば鉱利を放棄する事態にいたっている。炭鉱業の経営は非常に微妙なものであり、ゆえに単に目先の利益を追求するのみでは駄目である。炭鉱業者の理性に基づいた生産活動が重要だ、としている。しかし麻生のこのような考え方は、当時の経営者層における石炭業に対する見方と大差ないものである。別段とりたてるようなものではない。たとえば同じ筑豊鉱業主であった松本健次郎などもこのような考えを持っていた。<sup>(24)</sup>

より具体的に炭業統制の手法についてみよう。昭和七年、撫順炭輸入問題で連合会と南満洲鉄道株式会社（以下満鉄と略記）との間で輸入数量の減額の協定が締結された時のコメントはつぎのようなものであった。

「撫順炭輸入問題は」どうか解決しましたが、こんな弥縫策を毎年繰り返してはいけない。根本策を立てなければ将来の不安は除かれな

い。私はそれに骨を折りたいと思ふ。根本策といふのは、炭業の統制です。……大体自由企業で、各人が勝手に発達してきた事業を、一つの統制で締め括つて行くには、お互に譲り合はねばならぬ。互譲の精神を欠いては、共同の計画は成り立ちません。それでは共倒れの危険に上つている訳だ。炭業界の統制も結局、互譲の間からお互の大きな繁栄を計つて行くといふ、思慮や見透しが無ければ成り立たない」<sup>(25)</sup>

ここで麻生大吉は、石炭業という基礎的な産業は生産において統制を行わなければならない、にもかかわらず毎年繰り返される撫順炭輸入問題は日本と満洲との間に根本的な統制がないためである、としている。

炭価下落のメカニズムが需給の關係により生じるものであることは古くから炭業界の各方面において言われている。また石炭販売会社の設立も珍しいものではない。炭鋳業会社の合同自体は明治三二、三三年平岡浩太郎により提唱された石炭トラストなどに示されるように、しばしば議論の対象となっていた。明治四四年にも井上馨が福岡県に來県した折を見計らい、団琢磨、貝島太助、安川敬一郎、麻生太吉、伊藤伝右衛門、中野徳次郎らが炭鋳合同につき会談している。これだけを見ると麻生太吉の独自性は感じられない。佐藤慶太郎も後年同様のことを主張している。<sup>25)</sup>

このコメントで注目できるのは麻生の調整の仕方である。麻生は炭業界が全体として利益を得るには、思慮や見通しを持ちながらそれぞれが互いに譲り合わなければならないとする。この決定に至る麻生のプロセスの踏み方は、ある特定の理論に基づいてはいないが理性と知恵を含んでいるという意味で理的なものである。ここに麻生の手法が垣間見られるのである。

麻生太吉の炭業統制に関する歴史的な背景をみるに当り、父麻生賀郎の存在は微妙に影響を与えているように思われる。賀郎の石炭業における生産あるいは流通統制については今野孝氏の諸論考<sup>26)</sup>により明らかにされている。本項では今野氏の業績を参照させていただくこととし、父賀郎の炭業統制および太吉自身が係わった明治中期の炭業統制について検討しよう。

今野氏によると筑豊地方では明治初期から燧石を中心として生産および流通を一機関に集約するという指向があつたという。たとえば明治五年の山本喜七郎による燧石売り捌き計画（ただし実施されたか否かは不

明）である。

麻生賀郎が関係するものでは明治一五年、若松石炭商支配に対抗するため設立された麻生など一六鋳業主による嘉麻組石炭売捌処の発起、同年末頃の麻生賀郎など嘉麻・鞍手・田川郡の鋳業主が中心となって発起した燧石売り捌きに関する定約、明治一九年設立の筑豊石炭鋳業組合による石炭、燧石それぞれの一括販売店の設置、などである。

これらの企ての意図はさまざまである。明治のごく初期に設置運動があつた機関のそれは「濫掘・濫売」を防ぐためであり、嘉麻組石炭売捌処のそれは石炭問屋の鋳業主に対する金融あるいは流通における支配からの脱却であつた。

麻生賀郎が発案した炭業統制上の特徴は郡地方を単位とする生産者の連合である。その生産者とは筑豊地方の地元鋳業主である。生産者は郡毎に一団となって連合体を形成し、その連合体を通じて若松の石炭商に対し石炭を販売する、というものであつた。麻生賀郎における炭業統制の方法は、いずれも石炭の生産および流通における安定を単一の機関の設置により望むものであつた。

だが現実には、麻生賀郎らが発起した機関は炭鋳業経営に供給される運転資金の問題で失敗した。鋳業主は石炭ないし燧石を採掘して積地に輸送しても、石炭ないし燧石が必ず販売されるものでなかつたし、販売され代金が回収されるまでの間の炭鋳業への運転資金の供給に目途がない場合鋳業主の負担は大きかつた。それゆえ鋳業主の中には目先の小利に惑つて若松などの石炭商に抜け売りをすることもあつたようである。

麻生賀郎は明治二〇年五月に死去したが、息子太吉の炭業統制の方法も当初は賀郎のそれを引き継いだものであつた。若き太吉の炭業統制に



ついでには今野氏が明らかにされた明治期筑豊における燧石の採掘および販売に関する研究よりその一端を窺うことができる。太吉は明治二二年に燧石採掘業者として嘉穂郡長に上申書を提出した。そこで太吉は燧石の商品としての有用性を述べた後、「燧石の」販路甚々狭隘ナルヲ以テ能ク採掘ノ制限等ヲ設ケ、常ニ市場ノ景況ヲ察シ需給ノ權衡ヲ維持セザレハ」ならないが、「從來ノ経験ニ拠レハ兎角採掘ノ制限等行ハレズ、濫掘濫売」が極端となっている。そこで「燧石炭田ノ実利ヲ享受スル」ため「一層厳格ナル規約ヲ立テ、断然濫掘濫売ノ弊ヲ除滅」することが必要であるとする。麻生によると燧石の採掘制限を何とかまとめたのが鉱業主が賛成しないので進行が滞っているという。そこで太吉は嘉穂郡長に対し燧石採掘業者に申し合わせをさせるよう働きかけている。<sup>29</sup>ここに麻生太吉の、燧石の生産において郡をひとつの単位として一元的に統制を行い、需給のバランスを人為的に図りたいという考えがみえるのである。

その後、麻生太吉は明治二四、二五年頃には筑紫物産組に対し石炭を販売する目的を立て一部実施した。それが不調に終わり、炭況が悪化した明治二七年に考えていた炭業統制は以下のようなようであった。

「石炭抗業モ世上之有力者発達ヲ企図セラルル傾有之、漸次発達可致、乍併昨今ノ如ク各自ノ抗業ハ乱掘ト競売ノ弊害難免、甚遺憾ニ奉存候。共同シテ一会社トナシ、永遠需用供給ノ適度ヲ計リ営業スル時ハ、公益ト営利ト両ナカラ全フスヘシ。筑前之産物ナルヲ以テ、黒田家辺ヨリ統轄セラルルニ至リ候■者相纏リ可申、永遠確定之営業ト可成」<sup>30</sup>  
麻生はお互い連絡なしに炭況に合わせて濫掘乱売を行っている炭業界の状況を打破し、鉱業主が黒田家のもとに結集してひとつの組織を作り、

炭況の振幅に左右されない安定した生産活動を行いたい、ということを中心としたのだらう。そのため麻生は、炭鉱業および石炭販売に關する一元的な統制に基づいた会社を設立しようとした。そしてその会社を設立し供給側の組織化を行えば公益と営利とが両立すると思つていたのである。

この案での麻生太吉の考えの特徴は、「需用供給」を調節する会社の軸として旧福岡藩主黒田家を想定していたことである。これは明治一〇年代の麻生賀郎の炭業統制と異なっているが、一元的な機関の設立による統制の推進、といった点で類似している。そして黒田家が統轄する根拠とは、石炭が「筑前之産物」であるからだという。この論理は旧藩時代の「国益」の論理に他ならない。明治二〇年代における麻生の考えは旧藩時代のそれを基本的な枠組みとしていたのである。麻生は旧藩時代に行われた仕組法に基づきのようなシステムで運営されていたとする。

「福岡領前記四郡（遠賀・鞍手・嘉麻・穂波）内の石炭を採掘し販売する目的で、始められたのが仕組法である。此採掘の場所を丁場と云つて、地区の境界を定め又採掘限度を一ケ年七千万斤乃至一億万斤として其時々炭況に依つて各山元（即ち坑主）に採掘を分課した、又資金は各山元の総販売価格を予定し其幾分を前借させ藩札で融通して呉れたものである。斯く保護もした代りに藩の監督も仲々嚴重であつた。」<sup>31</sup>

先に麻生の考えとして示した黒田家による「需用供給」の調節方法は、この資料で麻生が述べている、「炭況に依つて各山元（即ち坑主）に採掘を分課」という方法であったのかも知れない。麻生は、黒田家の旧時代の威光というものが、筑豊鉱業主を統合する象徴だと思つていたのである。

だろうか。

## (二) 筑豊地方における主要産業合同会社案

以上では麻生太吉自身の炭業統制に関する定見、およびその歴史的な経緯をごく簡単にみてきた。しかし以上の炭業統制だけでは取り立てて論じるほどのものでない。炭業安定化の方法として麻生太吉独特の考え方が示されるのは、炭鉱、鉄道、築港、といった、筑豊地方経済において基幹となる会社の合同である。ここでは麻生のこの案を便宜的に「主要産業合同会社案」としておこう。麻生がこの提案を行ったのは麻生家文書を管見した限りでは明治末期が端緒である。『麻生太吉伝』でも麻生の主要産業合同会社案が昭和恐慌期に麻生により提起されたことを紹介しているが、その構想自体は明治末期からあったのである。

最初に麻生が企業合同に関する提案を行ったのは明治三十五年である。それは筑豊地方の石炭輸送部門である鉄道と港湾との合同であった。これは石炭の積出港である若松築港の整備に関して、若松築港株式会社側が筑豊鉱業主に対し資金補助を要請したことに端を発している。これに関して麻生は、若松港の盛衰は筑豊興業鉄道の輸送営業と密接にかかわっているから、鉱業主から軽々に補助金を徴収することに反対した。そして麻生は両社の合併を主張したのである。ここで麻生は築港会社を経営し合併に反対していた安川敬一郎や平岡浩太郎と対立している。麻生のこの主張は筑豊地方の鉱業主の利益を代表するものであることは間違いないが、その背景には、炭鉱業は筑豊地方にとって大切な産業であるから軽々に若松築港の負担を鉱業主が引き受けることはできない、とする考え方があったと思われる。

その後、明治四〇年代に麻生はつぎのような考えを持つようになっていた。麻生は明治四〇、四一年の炭況不振に際し、その打開策として筑豊地方における主要産業合同会社案を提案したのである。

「石炭ノ下落ハ人為的売崩シニシテ、是レノ予防ハ販売ノ協同シ、又営業経営上必要ナル経費ノ節儉ヲナスニハ、坑所ニハ筑豊区域二三カ所電機原動力ヲ据付、其ノ為従来ノ経費ヲ省キ、又若松港ヨリ門司本船積込迄ノ費金ヲ省クニハ、海陸ノ連絡ノ設備ハ政府当局者ニ、又販売据付ハ坑主ノ協力ニヨリ、海陸ノ連絡ノ設備ハ政府当局者ニ、又販売協同ハ三井・三菱・安川・貝嶋・古河等ニツキ本年春来ヨリ熱心協議ヲ尽シ」

麻生によると炭価の下落の原因は「人為的」な売り崩しにあるという。炭況の悪化が引き金となって炭鉱業経営が困難な状況になっている。炭価が低落するのは販売競争の過熱によるものである。炭価を維持するためには営業上の諸経費を削減し、あわせて石炭販売のシンジケート会社を結成して協調する体制を作ることが必要であるというのである。つまり炭況不振に乗じた石炭業に関連する諸産業の構造的な改革である。麻生案で特徴的なのは、炭業に関係する産業、ここでは電力業や運輸業のことだが、それらも併せて整備する必要があるという部分である。電力業は炭鉱業を営んでいる者が、海陸連絡の設備は政府が整備することが必要だと説いている。

また明治四三年十一月二一日、麻生太吉は野田卯太郎との会談において野田に対しつぎの提案を行っている。

「一、目下石炭下落ニ付、貝嶋麻生ハ無論余程困難ニ陥リ居候ニ付、此ノ俣ニ捨置ク時ハ国家経財(ママ)ニシ乱掘ノ弊ヲ免カサルベク、

此ノ救済スルニ付、鉾山・製鉄所・筑豊ノ鉄道ヲ合同シテ大会社ヲ組織スルノ意味ヲ以、井上侯爵ニ懇願スルコト」<sup>36)</sup>

麻生は野田に対し炭況不振による貝島およびみずからの炭鉱業経営の困窮を伝え、合わせて炭鉱、八幡製鉄所、石炭運搬に関連する鉄道を合同し主要産業合同会社を設立することを井上馨の斡旋で実現するよう申し入れている。

ここでの麻生の考えは、日本石炭業全体における筑豊地方の重要性を認識し、筑豊地方に埋蔵されている鉾利を市場メカニズムのためにみずみずと無駄にするのではなく、保護し有効に生かすことを発想の基本とし、一元的な事業機関を設けてそこで事業活動を展開するというものであった。<sup>37)</sup>

麻生の主要産業合同会社の設立という考え方は満鉄のあり方と似ている。麻生は明治三十九年に満鉄設立委員に任命されていた（筑豊鉾業主としては貝島太助、安川敬一郎も被命）。この時の案はそれが影響したのか、次項でみる明治二〇年代の考え方と異なっていた。

その後はこれまで整理された麻生家資料をみる限り、これに類する提案を麻生が積極的に行つた形跡はない。麻生は野田への提案の二〇年後、これと似た提案を行っている。それは昭和恐慌期、麻生太吉の晩年に提案された。麻生は昭和五年十月、松本学福岡県知事に対しつぎの提案を行っている。

「鉾山合同ハ本現状ノ場合ハ適度ノ施設ヲ、製鉄所ヲ中番（ママ）トシテ炭坑積入ニ関スル鉄道及若松築港会社ト合同スル時ハ、丁度三池鉾山ノ同一ノ事ナリ」<sup>38)</sup>

つまり鉾山合同を行い、それに関連する施設も同時に合同して筑豊地方

に三井三池炭鉱のような一大鉾山会社を設立するのが望ましいとしたのである。野田卯太郎への提案と異なっているのは若松築港の有無であった。

ついで昭和七年六月、福岡県知事更迭の中止を請願した際、麻生は松本学内務省警保局長に対し、北九州地方の経済のあり方についてつぎのように述べている。

「北九州ハ御承知ノ通り製鉄所ヲ初メ事業地ニテ、殊ニ石炭産地ノ関係上此行詰リタル財界ニ官民一致施設ヲ要スルモノ多シ」<sup>39)</sup>

麻生の認識は、昭和恐慌という財界の危機を乗り切るためには官民が協力一致しなければならない、というものであった。ここで麻生がいう「官民一致」の施設とは八幡製鉄所はもちろん念頭におかれていた。しかし先に示したような昭和五、六年における筑豊炭田合同の主張を想起すれば、炭鉱のことも考えていたと思われる。いずれにしろ麻生は行政の力が必要であると考えていた。

また昭和八年三月、炭況が回復しつつあつたさなか、麻生は松本健次郎の後任の筑豊石炭鉱業組合総長に貝島太市を推挙した。麻生太吉日記には麻生が貝島に対してつぎのようなことを提言したことが記されている。

「貝島太市君相見へ総長就任ノ件勧告ス。北九州ニ於ケル製鉄所及鉄道・築港・筑豊炭坑ヲ合同ノ件、遠ク已然ヨリ希望アリ運動ノ件ヲ能ク話シタリ」<sup>40)</sup>

この麻生太吉の貝島太市への申し入れが古くは野田卯太郎、近くは松本学に提案したものと同様していることはいうまでもない。若干異なるのは昭和八年の案が「北九州」における、という地域の限定を付したことである。しかし明治四三年の提案は筑豊炭田を前提にした話だから、結局は同じである。

ただし麻生の提案、すなわち明治末期と昭和初期における主要産業合同会社案において異なるのは電力業の扱いである。明治末期の提案では「原動力据付ハ坑主ノ協力ニヨリ」とあるように、鉱業主が共同し発電設備を設置することを提案していた。しかるに昭和初期の提案では電力業を主要産業合同会社のなかに含み込んでいないのである。提案当時、麻生は自身が九州水力電気（九水）社長の地位にあつたが、しかし提案のなかで電力業の位置付けを行っていないのはいかなる理由なのだろうか。

さて、麻生が主要産業合同会社の設立を主張したのは、それを実施することにより諸経費が削減され合理化が進展すること、炭鉱業経営が安定すること、景気の悪化に対する持久力が増すことであつた。

また麻生の場合特徴的なのは、炭鉱を国営化するのではなく会社形態にして民間の手で経営をしようと考えていた点にある。これは麻生の主張において一貫していたものであつた。これに関しては麻生大吉の伝記につきのような麻生の言葉が紹介されている。

「無産政党華やかかなりし頃である。麻生翁は東海道の車中で無産党の一領袖と席を連ねた。領袖は……頻りに産業の公営、生産機関の公有を説いた。其の理には種々味はふべきものあり、翁は黙々として傾聴するのであつたが、最後に唯一言答へた。『お説はよくわかりました。しかし、事業といふものは事業に苦労した者でなければ断じて起せません。それは私等にお任せになつて宜しい。それが決して国家の御損にはなりません。例へば炭は私等に掘らせて下されば、どなたがおやりになるよりもよい炭を安く掘ります。……私等が儲けるとしまして、それは次に損をする時の用意に預つて置くわけです。此の用意が

無くては思ひ切てお役に立つ事業がやれません。それに多少儲けさせてくられても儲けずに高い炭を掘る者よりは余程国家にとつて利益でせう」と。<sup>(4)</sup>

麻生が国営化に難色を示していた理由はつぎのようなものであつた。事業は産業の公営にしたり生産機関の公有によつてできるものではない、事業活動はそれにひたすら邁進して止まない企業家によつてのみである。私有に基づいた企業家の事業活動の真骨頂は、よい製品をより安く社会に供給することである、その結果利潤が上がるが、それは将来において損失が出た時のための予備であるという。得られた利潤は、それをもとに新たに事業を起こすか、あるいは従来事業を充実させるために使用される。それができるのは民間の企業家であると麻生は述べている。

要するに麻生は、官僚主導による生産機関の公有化ないし公的機関による炭鉱業経営は無理であると考えていたのである。先に麻生の認識で「北九州では」官民一致施設ヲ要スル」ものが多いと紹介したが、それにして麻生は公営化を主張した訳ではない。官民一致とは麻生の場合、行政ないし政治の力を利用するが、実際の経営は民間の方で行うということである。麻生は公営化に伴う経営の停滞を警戒したのである。

麻生大吉による主要産業合同会社案がどのような理論的な根拠によつてなされたかは分からない。麻生大吉の経歴から推測すれば理論的な根拠はないものと思われる。麻生の主要産業合同会社案のバックボーンは、理論的なものよりも歴史的、地方的な根拠がその背景にあるのではないかと考えられる。歴史的、地方的な根拠とは、地方を前提としつつ、みずからの経験に基づいて炭業統制を主張しそして地方を統合できる政治

的な権力ないし権威により統制を実行すること、そして地方経済の実状にあわせた主要産業の集約を行うことである。

だが地域内の利害調整のためには地域を超えた論理ないし人物が必要である。ゆえに麻生は旧藩主、政官界や元老といった炭業界を超える存在との交渉を前提にしていた。麻生は炭業界を超える人物が炭業統制の調整役として存在しないと、炭業統制は実現しないと考えていたようである。その好個の例が麻生の井上馨に対する評価である。麻生はしばしば炭業統制に関与した井上馨についてつぎのように評している。ここから麻生の炭業統制の方向性、麻生の価値観が分かるのである。

「筑豊石炭鉱区ハ大小幾百ノ区画ニ分シ、其採掘スル抗ニヨリ炭名ヲ付シ、其販売方法モ区々ニシテ、幾多ノ手ヲ経テ消費者ニ互リ其間競争ヲナシ、結局鉱主ノ利益ヲ減殺スルヲ以テ共同販売ノ組織トナシ、炭種ヲ大別シ価格ヲ一定シ各自ノ競争ヲ防クノ利益ナルハ瞭々タルモ、各小利害ト感情トニ拘束セラレ実現容易ナラス、此際炭業界ノ大勢力タル侯爵ノ御力ニヨリ、之ヲ纏ムルヲ得策トシ其御勧誘ニヨリ、  
團〔琢磨〕益田〔孝〕豊川〔良平〕等ノ重ナル諸氏ノ同意ヲ得タルモ時期至ラス、終ニ其成立ヲ見ルニ至ラサリシモ、侯爵ノ民間公益ノタメ御力ヲ添ヘラレシ御功績ハ実ニ偉大ノ事ナリキ」<sup>(4)</sup>

麻生が井上を賞賛した部分はずいぶんのものであった。筑豊炭田では大規模なものから小規模なものまで各鉱業主が自己の利益のために炭業経営を行っている、しかしそこで採掘される石炭は各自が独自の販売ルートで以て市場にのせられるから、その間に販売競争があつてその負担は結局鉱業主が払っている。それは炭業界全体からみれば不利益となつている。炭業界のためには共同で販売機関を設立し、そこで炭種を整

理し価格を設定することが鉱業主の利益にとって必要である。井上馨は各鉱業主の石炭販売方法について事業界各位に斡旋を行った。それゆえ井上馨の功績は偉大である、と。

ただし麻生の抱いていた炭業界統制における実力者による調整は、みずからが連合会会長に就任してからは、そういった調整方法はとらなくなる。これについては節を改めて論じよう。

### (三) 小括

麻生太吉の炭業統制に関する考え方を小括しておこう。麻生太吉の炭業統制は、その主張のみをとれば他の炭鉱業者などが考えていたそれ、すなわち需給調節に際しての生産者の組織化あるいは販売側における共同販売機関の設置といったものと変わりはなかった。麻生独自の考えがあるのは地方経済のなかに炭鉱業を位置付けて考えていた点である。それは、筑豊地方経済において基礎的な部門であつた鉄道、港湾、製鉄所を炭鉱業と合同させることである。当初は輸送関係の鉄道と港湾の合併を主張し、その後そこに製鉄所と炭鉱を追加した。これは垂直的統合の推進である。みずからの事業を放棄することも含んでいた点に注目すれば、麻生太吉は希有の地方企業家であるといえよう。

だがそれを以て、麻生太吉が事業に対して距離をおこうとしていた訳ではないことを指摘しておこう。麻生の提案は炭況不振打開策として述べられているが、それが容易に他の有力者の賛同を得られるとは思われない。麻生の盟友安川敬一郎は明治四二年九月、炭況不振を理由に後藤新平鉄道院総裁に対し鉄道運賃引き下げの請願を行ったが、その際安川は炭況不振を克服する方法として門司港の炭積施設整備と石炭シンジケートの実施を

挙げつつも、「門司港整備は」内務省の決行に俟たざるべからず。……  
〔石炭シンジケートは〕局外の理想を以て直ちに成立を期するは至難<sup>42</sup>であるとしている。安川の言から窺われるように、麻生の提案は現実からやや離れたものなのである。実現の困難さは麻生も知悉しているはずである。ではなぜ麻生は提案を行ったのだろうか。

ひとつ考えられるのは、麻生は筑豊地方経済に多大な影響を与えるだろう主要産業合同会社を提案していた点で、筑豊地方経済の調整において主導権をとろうとしていたのではないか、ということである。麻生太吉の主要産業合同会社案は当然のことながら政官界および中央財閥の力を借りる必要がある。もし主要産業合同会社が設立されれば、その会社では所有株数からみれば中央財閥が主導権を握りそうである。しかし実はそうではない。地方内部の利害調整を中央財閥が行うことは、地方の企業家以上に容易ではない。もちろん中央財閥は政党の関係などを通じて地方企業家に圧力をかけることはできるが、結局地方の企業家が主導的な立場をとらなければ、問題は解決しないのである。たとえば若松築港は三菱系が最有力株主であったが、実際の経営では筑豊地方地域の鉱業主安川敬一郎が行っていた。炭業に関しても筑豊石炭鉱業組合の歴代総長は安川敬一郎以降麻生あるいは安川・松本、貝島が就任している。つまり筑豊炭業界は財閥系企業がシェア上位に位置していたからといって、それがそのまま業界トップに反映されるのではなく、地域の有力経営者がトップに就かないとまとまらない構造があったのである。

以上の構造を麻生はそれを知っており、それゆえ麻生による主要産業合同会社の提案は、地元筑豊地方の有力者が主要産業合同会社において実際に責任者を任されることを見越した上でのものだったようである。

## 二 大正前期までの炭業統制における麻生太吉

麻生太吉の炭業統制指向は、それが発露された時期をみると明治末期、および昭和五年前後死去するまでに顕著にみられ、また大正一〇年の連合会会長就任を含めると、第一次大戦ブーム期の炭況の好調時を除いてほぼ一貫していたことが分かる。連合会会長は石炭生産カルテル機関のトップであるから、それまでの炭業界全体の炭業統制における麻生太吉の位置付けとは異なつた意味を持つている。

明治時代後半期における炭業統制の特徴のひとつは、炭業関係者の枠を大きく超えた政財界の大物が直接関係したことにあつた。たとえば明治三二、三三年、井上馨が推し平岡浩太郎により主張された石炭トラスト、販売同盟組織の問題における井上馨および高橋是清（当時日銀副総裁）、三六年の輸出炭のトラスト構築の試みにおける桂太郎（当時首相）、井上馨、清浦奎吾（当時農商務相）、などである<sup>43</sup>。このうち井上馨がもっとも多く関わっていた。井上の介入は三井家がこの時期筑豊地方に炭鉱業の生産基盤をおいたことにより、三井家の利害を確保するためのものだったのだろう。

明治三〇年代における麻生太吉の位置は、先に述べたように筑豊有力鉱業主のひとり、筑豊炭業界の有力者のひとりとしてのそれである。わずかに「貝島太助伝」において石炭トラスト問題の時に貝島太助、安川敬一郎、平岡浩太郎とともに井上邸を訪れたことが記されている程度である<sup>44</sup>。明治三〇年代において麻生が炭業統制上大きな活躍をした記録は管見の限り少ない。膨大な麻生家文書からはいまのところ見出しがた

いのである。

麻生太吉の主導性がみられないのは、麻生商店の当時の経営状況と関係があるように思われる。この時期麻生商店は三井財閥から借り入れを行い、有価証券や炭鉱業資産などを担保として三井に提供していた。また石炭の販売権も煽石およびコークスを除いて三井物産委託販売であり、石炭の生産および販売の両面において三井財閥に従属的な位置にあった。<sup>(45)</sup>炭業界全般に対する発言権に制約があったとも考えられよう。

麻生太吉が炭業統制に関連して活躍するようになったのは明治四〇年代以降である。この時期は安川敬一郎が筑豊石炭鉱業組合総長であり麻生は常議員であった。明治四四年の安川の総長辞職後、麻生は安川の跡を襲って総長に就任しているから、麻生の立場は組合内ですでに上層部であった。

この時期の麻生の活動としては、明治三九年頃から問題となった鉄道石炭運賃引き下げ問題がでるのが指摘できる。<sup>(46)</sup>これは鉄道が国有化された後に鉄道運賃の割り戻しを求めたものである。明治三九年に麻生は安川敬一郎（当時筑豊石炭鉱業組合総長）とともに桂太郎総理大臣私邸ならび原敬邸を訪れ交渉している。<sup>(47)</sup>ここでは筑豊鉱業主が安川、貝島、麻生、三井関係で益田孝、団琢磨、三菱関係で岩崎久弥、江口定條などが係わっていた。しかしそこにおいて麻生は筑豊鉱業主の有力者のひとりではない。

麻生が炭業に関係する諸産業の整備について、および炭況維持のための炭業統制について活動が顕著になってきたのは明治四〇年に入ってからである。これは四〇年七月に麻生商店所有の本洞・藤棚炭鉱を三井鉱山に売却し、三井財閥を中心とする借入金金の圧迫から解放された時期で

もある。四二年二月に麻生は山際永吾と南部球吾に対し、全国レベルでの鉱業連合会および共同販売組織構築の構想を提案した。そして三井（団琢磨・高橋義雄・朝吹英二）、三菱（江口定條）、安川の賛意を得、同年十二月には採炭制限、運搬、共同販売組織の件で協定したという。以下に掲げる資料は麻生太吉が提出した案と目されるものである。

「一、採掘制限ノ件

一、運搬ノ件

一、共同販売組織ノ件

一、合同成立ノ上ハ補助組織ヲ以テ海外ニ石炭輸出ノ計画ヲナス事

右鉱業者救護策トシテ、最モ希望スル要点ニツキ東京ニ於テモ研究

スル事、但シ其研究ト一面ニ販売上意志疎通ヲ図ル目的ニテ懇話会

ヲ催ス事ト、九州ニテハ販売方面ノ人々ト鉱業者重立チタル人々ト

会合研究スル事<sup>(48)</sup>

そして翌四三年二月に共同販売の方から話を進めることなり、麻生は石炭の共同販売を鉱業主と石炭商と共同で実施するための協議を提案した。以下の資料は当時筑豊石炭鉱業組合書記であった伊吹政次郎に対して差し出した発信原稿であり、伊吹より共同販売に関して意見を求められたことに対する返答である。

「御照会ノ共同販売ノ件ニ付、集会ノ儀ハ支店長帰店ノ上集会日御取

極メ被下度、又坑主側ハ安川・貝嶋・小生、販売側ハ三菱・三井・安

川松本商店・古川商店（ママ）（井上君）位ニテ可然ト奉存候、貴台

ニハ御集会被下度候電話ニテ御話し申上置候得共、為念御報知申上候

也<sup>(49)</sup>

麻生は伊吹の申し入れに対して筑豊鉱業主代表として安川、貝島、麻

生を、石炭商代表として三井、三菱、古河、安川松本をあげている。採炭側には筑豊の主な鉱業主のみをあげ、販売側は中央有力石炭商および筑豊系の安川松本となつてゐる。

石炭共同販売問題それ自体は明治四一年頃から炭業界首脳部で議論されてきた。これは同年三月の戸畑棧橋ブラウン式石炭積卸機の完成にあたり、それを完全に利用するための共同販売組織を設けるといふ案が、往時仙石貢九州鉄道社長から提起されたことに端を発している。松本健次郎によると井上馨の斡旋などにより五月までに数回協議を重ねたが結論が出なかつたという。また翌四二年十一月に和田維四郎が発起者となり、石炭シンジケート組織に関して団琢磨、南部球吾、江口定條、山本条太郎、犬塚信太郎（三井物産）、浅野総一郎、近藤陸三郎、中島久万吉、井上角五郎、安川敬一郎、そして麻生太吉らが協議した<sup>50</sup>。だがこれも成立しなかつた。

さらに麻生は明治末期には全国の炭鉱を合同して合資会社を設立しようと考えていた節がある。これは先にみた麻生の野田卯太郎に対する提案と時期が近接していることから、野田への提案との関連で残されたメモともいえる。以下の資料から麻生の炭業統制構想の一端を知ることができる。

## 一 記

全国ニテ石炭壹千四百万屯

### 内

九州壹千万屯内七百万屯ハ大家ノ関係ニテ小坑主ハ三百万屯（肥前等一切ナリ）

一金壹億五千万円ノ合資会社トシ石炭壹千四百万屯ヲ採掘シ一屯ニ付

式円ノ純益トナル時ハ式千八百万円トナル壹割ノ壹千五百万円ヲ引去壹千三百万円ノ利益ナリ

但壹億五千万円ノ資本ニ見積リタルハ北海道ノ資本金ハ採掘高壹屯ニ付八円トナリ居ルモ十円ト見積資本ニ供セン計算ナリ<sup>51</sup>

麻生は石炭採掘高一トンを一〇円と見積もり、それに他の固定資産など一切を一〇〇〇万円に見立て、合計一億五〇〇〇万円の合資会社とした。その内訳は九州地方で一〇〇〇万トン、北海道（など）で四〇〇万トンと見込み、九州は一トを一〇円、北海道一ト八円見当も一〇円に見積もつた。そしてトン当たり二円の純益を想定し、配当率を一割と見立てることにより会社が経営されると考えていた。麻生は全国統一の炭鉱業会社の構想を抱いていたようである。しかしこの案も日の目をみることはなかつた。

石炭シンジケートといった炭業統制の機関の成立に限界を感じた麻生は、まず生産者側、しかも全国レベルの鉱業主団体を組織することを構想した。それは大正三年五月から筑豊石炭鉱業組合にて実施された採炭制限の際に現れた。麻生は同年四月、筑豊鉱業主安川敬一郎、および肥前地方の地場鉱業主で有力な地位を占めていた高取伊好に対し、地方毎の石炭鉱業組合設立構想を打診したのである。

「時勢ノ進歩ニ伴ヒ、何レノ組合モ全国ヲ通シ聯合会ノ組織相成居候得共、石炭鉱業ハ筑豊地方ニ鉱業組合ノ現立スルノミニテ、其他ハ組合組織無之候。聯合会之組織相成兼候ニ付、左ノ組合成立致候ハ、全国ニ通シ聯合会相連申候。例令聯合会開会相成候トモ、予テ御意見之通何等効力ハ有之間敷候得共、兎ニ角各地方ニテ組合組織ノ誘辱必要ニ奉存候ニ付、帰県次第佐賀・長崎ヲ一団トシ、組合組織ノ儀高取



伊好君二面会可致存候処、生憎同氏上京中ニ御座候ニ付、御含誘辱被成下度、尤組合組織ハ、目下筑豊ニ於テ実行致居候規約ヲ以テ大体之標準トシ、地方ノ状況ニヨリ、多少加除ノ必要可有之奉存候。筑豊鋳業組合ノ規約ハ四五部御旅館ニ送付可致候。

一、佐賀長崎ノ一団（目下高取伊好・古賀春一ノ両氏上京中ニテ照会致置申候）

一、三池

一、筑豊

一、粕屋方面

一、小野田方面

一、警城方面（山際氏ニ御面会相成候ハ組合組織ニ誘辱奉願候）

一、北海道方面（北海道炭礦会社磯村〔豊太郎〕氏ニ御面会相成候

ハ御誘辱シ置奉願候）

右以書中申上度如此御座候敬具

安川敬一郎様

四月十九日

全国レベルの鋳業主団体に関してはこれ以前、すなわち明治四四年二月には「炭備維持上ニ付全国同業者会合組織」について、筑豊石炭鋳業組合内部で話し合いが行われていたようである。<sup>53</sup> 麻生による大正三年時点の地方別石炭鋳業組合組織構想は、明治四三、四四年の構想に比べてより具体的な手続きを踏まえようとしていた点に新しさがあつた。麻生による石炭鋳業組合案は、（一）炭田別に地方レベルの石炭鋳業に関する同業組合を設立する、（二）各地鋳業組合は各地方の事情にもよるが筑豊石炭鋳業組合とはば類似の規約を制定する、というプロセスを経て結成されるものであつた。そして麻生としては石炭鋳業組合が設立された

暁には、全国レベルで石炭鋳業の連合会組織を構築したいとの考えを持つていた。麻生が大正初期から石炭鋳業に関する連合会構想を抱いていたことは伝記からも明らかである。

「私が、筑豊鋳業組合の総長に就任当時、……私も力を尽くして採炭の調節を協定したことがある。それはよく実行せられたけれど、筑豊のみの協定では効果が極めて少い。どうしても全国の統制を計る機関が出来なければならぬと思ふて来ました」<sup>54</sup>

麻生は送炭制限をも含めた全国的な炭業統制の実行機関として地方別石炭鋳業組合（↓連合会）構想を打ち出した。麻生がこの発信原稿を認めた当時は、筑豊石炭鋳業組合で出炭制限がまさに実施されようとしている時期であつた。麻生のねらいは出炭制限を機とする全国の鋳業主の連合組織の結成、出炭側の発言力の確保である。

麻生が安川に対して案を持ち出したのは、両者が盟友関係にあつたという理由の以外に、安川が筑豊地場の大手鋳業主で唯一自力で販売活動を行つており、販売面で三井、三菱と話ができるとして期待したからである。しかし安川敬一郎は、単に全国の鋳業主が集結したのみでは何の意味もないゆえ麻生に再考を求めた。安川としては販売側、特に三井物産、三菱合資が麻生案に合意するかどうか憂慮していたのであろう。結局麻生はこの時点での全国鋳業主の組織化構想を諦めた。

その後日本石炭業は第一次大戦を迎え、その後半期には炭況が活況となつて炭業界は好況を満喫した。麻生商店も大戦ブームを三井物産からのプール制離脱、販売自立化などをてことして我がものとした。<sup>55</sup> 炭業統制が再び登場し麻生太吉がそこにおいて主導的役割を果たしたのは反動恐慌後であつた。

### 三 石炭鉱業連合会を通じた炭業統制

#### (一) 石炭需給の構造変化と炭業界への波紋

日本石炭業は大戦ブーム後、一時期を除いて緩慢ながらも拡大の趨勢を続けていた。出炭高は大正九年を除いて増加傾向にありその傾向は昭和四年まで継続していた。しかし日本内地のみで日本の石炭需要をまかなっていた訳ではなく、大正一二年より特に撫順炭の輸入が増加した。そして同年より輸移入高が輸移出高を上回るようになったのである。つまり日本石炭業は一九一〇年代までの輸出産業から内需産業へと構造変化を遂げたのである。

出炭の地方別動向では北海道炭田の開発が進行し、筑豊炭田の日本全体における地位の相対的低下がみられた。大正三年時点で筑豊は日本内地出炭高の四六・四％、九州全体で七三・四％を占め、北海道は一一・六％に過ぎなかった。それが大正八年ではそれぞれ四〇・九％、六七・〇％、一五・二％、昭和三年ではそれぞれ三八・二％、六五・五％、二〇・二％、となっている。北海道炭田では三菱鉱業、北炭といった財閥系炭鉱業会社の出炭の伸びが顕著である。<sup>54)</sup>

一九一〇年代後半から二〇年代にかけて北海道炭および撫順炭の日本主要市場への送炭戦略を採ったのが財閥系石炭商である三井物産と三菱商事であった。両社は北海道炭田の開発の進行により、同一資本系統の炭鉱業会社を中心として京浜市場などへ送炭を行った。また撫順炭販売株式会社を設立し、送炭制限下で取扱高の急増が望めないなか販売高を伸ばすために積極的に撫順炭を輸入した。<sup>55)</sup>

ただし麻生商店、貝島商業、帝国炭業(帝炭)といった新興石炭商も大

正中期から末期までの間に非財閥系の需要家や官庁需要家、関係会社、石炭商などの方面への石炭販路を確保していた。

その後一九二〇年代後半の石炭業カルテルに関しては、連合会および甲子会など地方販売カルテルとの間で送炭一販売の連係が密になったことにより炭況が安定化した、という評価がなされている。<sup>56)</sup>しかし出炭側の有力炭鉱業会社は、炭価が安定的に推移するなかで企業の集約化<sup>57)</sup>規模拡大、コスト引き下げの傾向が強かったという。たとえば三井三池炭鉱の大正一五、昭和二年における増産の事例があげられている。<sup>58)</sup>ただ、炭況が安定的となるのは、遞増傾向にある生産にあつた需要の増加があることが前提となる。これまでカルテルとの関係ではあまり顧みられることのなかつた需要をみておこう。

一九二〇年代の石炭需給をめぐる構造は、一九一〇年代のそれとは異なつたものとなつていた。石炭需給についてはすでに別に論じているが、二〇年代と一〇年代の違いについてまとめれば以下のようになる。

石炭市場は大正九年は需要が低迷したがその後は大正一四年を除いて昭和四年まで拡大傾向にあつた。工業用炭、船舶燃料炭、<sup>59)</sup>鉄道用炭、瓦斯用炭といった大口需要家を中心の分野では、全体に占める比率は大きく変わることはなかつたが堅実な伸びを示していた。一九二〇年代後半の需給構造が二〇年代前半のそれと異なつてゐるのは、瓦斯用炭と家庭・小口営業用炭を中心とするその他炭である(表一)。瓦斯用炭市場は大正八年で七一・八万トン、一三年で七二・七万トンと一九二〇年代前半まで低迷していた。しかし翌一四年十月に瓦斯事業者法が施行され、東京瓦斯、大阪瓦斯などにおいて大增産政策が実施されて瓦斯用炭市場は拡大した。瓦斯用炭市場への供給炭の中心は硫黄分の少ない北海道炭

表1 産業別の石炭需要構造 (千トン)

	工業	電力	瓦斯	鉄道	船舶	官公庁	小計 (%)	その他	需要合計	出炭合計
1914年	4,929	381	856	2,211	5,134	1,761	15,273 ( 87.9 )	2,097	17,370	22,293
1918年	8,450	997	1,424	2,863	5,276	2,226	21,236 ( 89.0 )	2,622	23,858	28,029
1921年	9,097	1,149	1,257	2,628	3,969	1,916	20,015 ( 84.4 )	3,711	23,726	26,221
1925年	12,249	1,202	1,469	3,055	5,046	2,001	25,022 ( 85.1 )	4,394	29,415	31,459
1926年	12,756	1,149	1,653	3,157	5,592	2,002	26,309 ( 82.3 )	5,667	31,975	31,427
1927年	13,461	1,388	1,799	3,220	5,360	2,022	27,250 ( 81.2 )	6,305	33,556	33,531
1928年	13,918	1,223	2,002	3,263	5,311	2,035	27,749 ( 82.0 )	6,080	33,829	33,860
1929年	14,303	1,756	2,041	3,163	5,397	2,066	28,726 ( 81.1 )	6,690	35,416	34,258
1930年	13,332	1,382	1,923	2,978	4,794	1,906	26,314 ( 82.2 )	5,714	32,028	31,376
1931年	12,085	1,023	1,914	2,783	4,416	1,847	24,068 ( 80.4 )	5,875	29,943	27,987
1932年	12,975	1,126	1,903	2,750	4,436	2,022	25,212 ( 81.1 )	5,892	31,105	28,053

出所：拙稿「戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について」所収表7を加工の上作成

(注1) 工業用炭は重工業・化学・窯業・紡織染業・食料品の合計

(注2) 瓦斯は瓦斯・コークスの合計

(注3) 官公庁は製塩を含む

(注4) 需要合計には山元燃料炭高を除く

(注5) 小計の%は需要高合計に占める割合

であり、九州炭は一般に硫黄分の含有量が北海道炭のそれに比べて多かつたため同炭市場ではあまり選好されなかつた。北海道炭は同炭市場を中心に一九二〇年代後半以降、阪神市場にまで販路を大きく拡大した。この市場拡大の恩恵を蒙つたのは北海道地方に炭鉱を持つている大手筋炭鉱業会社、特に北炭と三菱炭業であり、また瓦斯用炭の供給について評価の高かつた大之浦炭鉱を持つていた貝島炭業であつた。その他炭は大正九一一年は需要高が低迷したが一二年より着実に伸ばした。その他炭の販売ルートは積地石炭商↓消費地石炭商を通じて顧客に販売されるものが多かつた。ゆえに中小炭鉱を中心に販路が拡大するものもあつた。ここでは筑豊炭、宇部炭、常磐炭が供給された。

逆に一九一〇年代まで市場が拡大していった紡績用炭、電力用炭は一九二〇年代に入り低迷した。前者は紡績会社の立地上九州炭がその多くを供給していたため、在筑豊の大手筋炭鉱業会社を中心に九州炭の停滞がみられたと考えられる。電力用炭も近畿地方以西が大きな市場であり、そこでは大手筋・中小炭鉱を問わず九州炭が多く供給されていた。しかし市場の拡大に限界があり、また気候に石炭消費が左右される点で供給上不安定さを免れなかつた。

以上を一九一〇年代後半から二〇年代を通じた日本石炭市場における需給構造とみて、構造の変化から石炭カルテルにいくつかの問題が生じた。まず炭田ないし販路のあり方の違いによる利害の相違、特に需要が伸びていた北海道炭と販路が停滞していた筑豊炭との関係である。

表二は連合会の送炭制限において調節高を基準とし、それに対して実送高がどの程度過不足しているのかをみたものである。大正一〇年こそ北海道炭はマイナス九・一%と調節高を大きく下回つたが、一二、一三

表2 送炭制限における調節高と実送高との乖離 (%)

	筑豊炭	三池炭	九州炭計	北海道炭	常盤炭	宇部炭	全国
1921年	1.2	-12.3	-2.9	-9.1	-4.0	3.0	-3.8
1922年	-4.6	-2.3	-6.7	-0.4	-6.3	-5.9	-5.6
1923年	-17.8	-17.4	-22.8	-3.7	-25.3	-13.0	-19.7
1924年	-10.4	-10.4	-9.9	-1.7	-11.2	-17.1	-9.0
1925年	自由送炭						
1926年	0.5	5.0	-0.1	1.1	-4.7	-6.1	-0.6
1927年	-6.1	3.0	-4.7	-5.5	-6.3	-3.2	-5.0
1928年	-6.2	1.7	-5.2	-4.6	-7.9	-4.6	-5.3
1929年	-1.8	6.0	-0.8	3.5	-1.0	-1.4	0.1
1930年	1.1	5.1	0.8	1.0	-1.9	-0.0	0.6
1931年	-0.2	-0.1	-0.2	3.6	7.0	-0.5	1.2
1932年	7.5	0.6	4.8	8.5	0.8	0.0	5.0

出所：石炭鉱業連合会『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』より作成

(注1) (実送高÷調節高-1)×100で計算

年はそれぞれ三・七、〇・七%しか不足していない。一方同時期の筑豊炭は調節高よりも一〇%以上の不足である。筑豊炭の市場送炭の停滞と北海道炭の比較的堅調が分かる。大正一五年の送炭制限再開後も昭和五年を除いて北海道炭は筑豊炭よりも常に市場送炭が好調であった。これらは大手筋石炭商、三井物産および三菱鉱業の送炭戦略によつていた。<sup>(8)</sup>

用途別の需給構造とあわせて考えれば炭田毎の利害の違いは明確である。いまひとつ需給構造の変化が石炭カルテルにもたらしたのは、販売カルテル(四社協調会)の組み直しである。前者は大戦ブーム期に上等炭の販売カルテルとして炭価高騰の抑制などに努めたが炭況の強調、麻生、貝島のプール制からの離脱、帝炭、中島鉱業、三好鉱業といった中下等炭の市場参入により新興石炭商のシェアが増大し機能を停止せざるを得なかった。<sup>(9)</sup>このうち貝島を除いた新興石炭商はその炭質が中下等炭といえるものであり、それからみて仕向先は工場の他は電力、鉄道省納炭、その他炭が中心であつたと思われる。このうちその他炭は積地の非炭鉱業会社系の石炭商および消費地石炭商が中心に取り扱つており、それらはブローカー的な性格を少なからず持つていた。ゆえに上等炭においてカルテルが結ばれ炭況が安定したとしても、その他炭の需要増加により投機的な石炭取引の芽は残されることとなるのである。大正一三年に従来の四社協調会に貝島を加えた甲子会が設立されるのは、ちょうど三井物産がその他炭市場へも参入する前である。<sup>(10)</sup>

### (二) 一九二〇年代の筑豊地方

一九二〇年代、筑豊炭業界全体の意志決定を担う人々は第一次大戦期までの状況とは異なる状況ができてつあつた。貝島太助は鬼籍に入り、太助の後継者は二〇年代前半に太市が同族内の覇権を握るまで混迷していった。安川敬一郎は国内事業から引退、安川の跡は松本健次郎が後を襲い明治鉱業社長に就任、また松本は麻生大吉の跡を襲つて大正八年以降筑豊石炭鉱業組合総長職にあつた。麻生大吉は総長辞任後も常議員として組合の枢機に参加していった。

筑豊石炭鋳業組合総長・常議員会を中心とする組合の運営は、三井、三菱、古河、住友など中央財閥系炭鋳業会社の筑豊内の鋳業所長、筑豊地域の有力鋳業主（貝島、明治、麻生、蔵内、大正）の代表者、および中小炭鋳の代表者により運営されてきた。この構造は組合設立初期を除いて存在しており、そして一九二〇年代に入っても維持されていたが、財閥系炭鋳業会社選出の常議員は専門経営者であり筑豊地方所在の炭鋳の経営には責任を持っても、筑豊地方全体の利害調整に係わることは少なかった。

筑豊炭業界の構造変化は炭業界と政界との関係のあり方の変化にもみられた。具体的には、それまでの多くの筑豊鋳業主の政党的な基盤であった政友会を通じた中央政界への影響力が低下していたことであつた。

影響力の低下は筑豊地方からの代議士候補の選出に現れていた。大正九年総選挙では三好徳松（三好鋳業）が政友会から出馬して当選、大正一三年総選挙でも赤間嘉之吉（大正鋳業）が同じく政友会から立候補して当選し、筑豊鋳業主と政友会など中央政界とのパイプは存続していた。しかし一九〇〇〜一〇年代にかけて帝国議会に送り込まれた、麻生太吉、中野徳次郎、伊藤伝右衛門、堀三太郎、蔵内次郎作、安川敬一郎といった、筑豊御三家ないしそれに準じるようなクラスの候補者は送り得なかつた。

また中央政財界の方でもかつて筑豊鋳業主と関係の深かつた井上馨、原敬、後藤新平、山本条太郎、団琢磨、野田卯太郎といった人物も、一部筑豊鋳業主と同じように鬼籍に入るか引退、あるいは石炭業から離れたつあつた。

この時期に及んで有力筑豊鋳業主が中央政界に進出しなくなった原因

はいくつか指摘できる。第一に筑豊鋳業主自身が関係する事業の多角化や役員就任などで多忙となり筑豊地方の面倒をみるができなくなつたこと、第二に炭鋳業経営を自分の後継者に譲つたこと、第三に年齢が高齢化したこと、第四に鋳業主自身が直接政治に関与しなくなつたこと、最後に自身の事業経営が厳しい状態にあり政界に進出する余裕がないこと、といったことなどである。

有力鋳業主のうち麻生太吉は貴族院議員として活動していたが、それ以外の有力鋳業主は死亡（貝島太助、中野徳次郎、岩崎久米吉）ないし高齢化（安川敬一郎）、炭鋳業経営の停滞（三好徳松、堀三太郎）、などにより政界に表面的に係わることはなくなつた。以下に掲げる資料は大正一三年総選挙に際し、筑豊鋳業主の選挙立候補が危ぶまれたことを危惧した、佐藤慶太郎の麻生太吉宛の書簡である。佐藤はその書簡において、筑豊鋳業主を選良として選んで（筑豊鋳業主ないし筑豊石炭鋳業組合が）政治的に影響力を持ちたいと考えつつも適した候補者がおらず、それが困難な由を述べている。

「兼テ鋳業組合常議員会ニ於テ、県会ニモ帝國議会ニモ可成鋳業家ヲ送り度旨打合セ有之し事ヲ全ク忘却仕居候処、昨日塚本兔三郎君ニ途中面会候処、炭坑地方タル遠鞍（遠賀郡・鞍手郡）嘉穂ハ未タ候補者モ確定不致候模様ニ付、鋳業家ヨリ一人押立テハ如何、今度ハ小生ニ奮起ノ考ナキヤトノ御談有之、小生ハ一向右様之考ハ無之候へ共、若シ折合か付キ安全ニ当撰ノ見込御座候へハ、松本（健次郎）氏ノ御奮起ヲ願ヒ度、若シ同氏ニ於テ御承諾致し候へハ、誰か適当ノ人ニ相談候テハ如何ト存候ニ付、本日若松ニテ開会ノ常議員会ニ小生は出席不致モ、塚本氏ヨリ御発言御打合セ相願ウ事ニ致置キ、松本氏エも右之

趣出状御座候。打合七如何相成候ヤ相分り無申、例之通り不得要領ニ  
終り候ヤルモ存候。鉱業家トシテハ、貴台ノ貴族院ニ被為在候上、今  
回ハ安川老人モ多分御当撰ト存候処、衆議院ニハ筑豊トシテハ一人モ  
無之様相成可申、小生ハ責メテ一人ニテモ送り度モノト存候。併シ撰  
挙界之事ニハ至テ不慣レニテ見込モ相立不申候。貴台ニテハ凡ソ御見  
込モ可有之ヤト存候、若シ当撰ノ見込有之候ハ、堀〔三太郎〕氏伊  
藤〔伝右衛門〕氏三好〔徳松〕氏等トモ御打合セ被下候テハ如何ニ御  
座候ヤ、只今ナレハ或ハ協定ノ上無競争ニテモ談カ纏ラヌトモ限り不  
申、特ニテ護憲三派ハ可成強調ヲ保ツ必要有之候ニ付、此事容易トハ  
無之ヤトモ存候。』

佐藤の書簡によると、筑豊石炭鉱業組合の常議員会において鉱業主の中か  
ら県会議員ないし帝國議會議員を送り込むことが話し合われていたとい  
う。しかるに今回の総選挙では筑豊地方から選定すべき候補者も決まっ  
ていない。塚本兎三郎は自分を推しているが自分としては松本健次郎が適  
任とも思う。しかし松本から立候補を辞退されるかも知れない、ゆえに  
貴台（麻生太吉）が伊藤、堀、三好らと協議して決定して欲しい、とい  
うのである。

佐藤は筑豊鉱業主を代表する立場として、松本健次郎を衆議院議員候  
補として推薦したかったようである。しかし当の松本は以前実父安川敬  
一郎の総選挙立候補を取り止めさせるなど、政治とは表面上一定の距離  
をおいていた。松本は事業優先の立場から、筑豊石炭鉱業組合総長とし  
ての職責以外で筑豊地方の面倒をみることにあまり熱心でなかった。<sup>66)</sup> 佐  
藤が候補者選定に際し麻生、伊藤、堀、三好ら筑豊地方政友会の重鎮を  
掲げているところを見ると、佐藤の頭のなかには政友会が筑豊鉱業主を

まとめるものだと考えがあったようである。

結局大正一三年総選挙では赤間嘉之吉（大正鉱業）が政友会から立候  
補に当選した。しかしその赤間は翌一四年に死去した。その際行われた  
補欠選挙で麻生太吉は、嘉穂郡出身の法学博士、当時東京で弁護士を開  
業していた山内確三郎を政友会候補者として選定し立候補させた。筑豊  
鉱業主を候補者として選定できなかったことは、筑豊炭業界において有  
力鉱業主が政界への進出に消極的であり、筑豊鉱業主の影響力がそれ以  
前に比べて落ちていたことを示している。

また、大正一三年総選挙における野田卯太郎の引退も筑豊鉱業主の国  
政レベルにおける影響力の低下に影響を与えたものと思われる。野田は  
麻生や貝島太助といった筑豊鉱業主から政友会へ政治資金を流し込む仲  
介役となり、また自身の選挙費用の一部も支援を受けていたことが考え  
られる。野田は政友会政務調査会長や原敬内閣の通信大臣を務めるなど  
政界の有力者であった。また先にみたように、筑豊鉱業主は野田を通じ  
て筑豊炭業界をめぐる利害調整を依頼することがあったから、野田の引  
退は中央への影響力が減じたことを意味する。

### （三）筑豊鉱業主の交代

大戦ブーム期の筑豊炭業界は鉱夫賃金の高騰をもたらした。高賃金の  
傾向は大正九年恐慌以後も継続し、これが筑豊炭鉱業にとって構造的な  
弱点のひとつとなっていた一九二〇年代前半における賃金構造は大手、  
中小の格差が少なかったとされるが、中小炭鉱は技術面で機械化をしな  
い傾向にあったため、大戦ブーム期以前より炭鉱業経営を行っていた中  
小炭鉱は経営が厳しい状況にあった。

たとえば三好徳松経営の三好鉱業・大君鉱業は大正八年には三三万トンを超える出炭規模となり、その後一時期を除いて三〇万トンを超える規模を維持していた。昭和に入ってから四〇万トンに達している。これをみると経営の発展があつたと思われるが、一九二〇年代における大君鉱業の財務状況は固定資産の伸びが停滞しており、生産設備は償却の範囲内であつたと考えられ、経営全般としては低迷していた。利益金も僅少である。また石炭生産の基礎となる鉱区は大正一四年以降昭和七年に至るまでその額が不変であつた。経営の展開には限界があつたことが想起されよう。

既存中小鉱業主における経営の停滞を中野商店の事例でみよう。中野商店とは、もとは筑豊御三家に続く筑豊地場の有力鉱業主であつた中野徳次郎の事業を引き継いで大正九年に中野昇(徳次郎の子)ら中野家関係者により設立された鉱山業および有価証券投資、土地経営を主体とする会社である。筑豊地方においては相田炭鉱および熊田炭鉱を、粕屋地方では亀山炭鉱を経営していた。現存する同社の損益計算書などをもとにその経営の困難さをトン当たり販売単価あるいはトン当たり経費(採掘費)をみたのが表三である。なお同表では比較のためすでに永江眞夫氏により紹介された貝島鉱業、および以前私が紹介した麻生商店を比較のため掲げておいた。表三によると販売単価の場合、単価は中野商店がもっとも低く、麻生が中野より一〇二円程度、貝島はその麻生より一円程度高かつた。単価面で中野は筑豊大手に比べて低位にあり経営には不利であつたが、大正九年を一〇〇とする指数でみた場合、三社は大正末期においてほぼ似たような指数で低下している。貝島、麻生に比べて中野の経営を圧迫したのは採掘費の方である。中野の場合、大戦ブーム期

表3 中野商店の主要損益(円)

	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年
売炭高	1,021,247	656,126	158,724	759,543	624,408	156,728	333,388
当期残炭	244,557	142,880	151,748	130,334	64,861		0
収入合計	1,265,803	799,006	310,473	889,877	689,269	156,728	333,388
経費	961,690	561,553	109,529	569,287	530,203	161,461	205,937
販売諸掛	77,115	102,707	27,245	128,425	105,249		51,650
前期残炭	210,445	244,557	134,103	151,748	130,334		79,631
支出合計	1,249,251	908,817	270,877	849,460	765,786	161,461	337,218
損益	16,552	-109,810	39,596	40,416	-76,518	-4,733	-3,830
売炭高(トン)	73,215	83,437	18,672	89,916	77,742	26,080	45,629
売炭単価	13.949	7.864	8.501	8.447	8.032	6.010	7.306
(// 貝島商業)	19.171	11.372	9.772	10.823	10.452	9.638	n.a.
(// 麻生商店)	15.339	9.731	9.031	9.459	8.959	8.615	8.108
(中野商店指数)	100.0	56.4	60.9	60.6	57.6	43.1	52.4
(貝島商業 //)	100.0	59.3	51.0	56.5	54.5	50.3	n.a.
(麻生商店 //)	100.0	63.4	58.9	61.7	58.4	56.2	52.9
出炭高(トン)	89,999	87,853	21,030	84,933	83,558	22,453	28,878
採掘費単価	10.686	6.392	5.208	6.703	6.345	7.191	7.131
(// 貝島商業)	9.031	4.996	5.341	6.545	6.090	5.475	5.644
(// 麻生商店)	8.481	6.089	5.618	5.442	5.039	5.026	5.096
(中野商店指数)	100.0	64.9	48.7	62.7	60.2	67.3	66.7
(貝島商業 //)	100.0	55.3	59.1	72.5	67.4	60.6	62.5
(麻生商店 //)	100.0	71.8	66.2	64.2	59.4	59.3	60.1

出所：中野商店は「貸借対照表損益計算書」など、貝島は永江眞夫「第一次大戦後期から昭和恐慌期にいたる貝島石炭業経営の展開」、麻生商店は拙稿「麻生商店の石炭販売」より作成

(注1) 中野商店1922年は11～12月、1925年は1～5月

(注2) 売炭単価は売炭額÷売炭高(トン)、採掘費単価は経費÷採掘高(トン)で計算

(注3) 中野商店1924年の出炭高は当期末残炭高+当期売炭高-前期末残炭高で計算

(注4) 貝島1920年は上期と下期の単純平均

の余韻が残っていたと思われる九年時点においてすでに採掘費は他の二社より高かったが、その高コスト構造は大正末期においてもほぼ一貫していたのである。一四、一五年は中野商店も炭鉱業経営をあきらめ熊田炭鉱は閉山、相田炭鉱は残柱払に取りかかっていたことから、高コストの経営構造は促進されたということがあるが、そうでなくとも中野は高コストの構造を有していた。

そして、中野らに代わって筑豊地方において出炭高を伸ばしたのが、後に互助会に結集するような中小鉱業主であった。彼らが経営する炭鉱は機械化を行わずに低賃金労働で鉱夫を使用し経営の発展を図るといふ経営方針があつたようである。また後にみるように、彼らの一部は鉱夫、納屋頭などから出発し斤先掘、請負掘業者になり、ついに鉱区を所有して独立した鉱業主になつた者が多かつた。つまり彼らの一部は、資金などの経営諸資源の不足を労務管理の巧みさで補つたような人物であつた。

筑豊鉱業主の交代に伴い、鉱業主間の人的関係にも変化がみられた。中小鉱業主の経営資料は皆無に等しいが、小林鉱業所資料が例外的に残っているのでここで簡単に紹介しておく。

小林鉱業所は小林勇平が炭鉱業経営を行つていた事業体である。同所は一九一〇年代後半には佐藤慶太郎の経営に係わる佐藤商店の斤先掘を、大正一二年には帝国炭業猪位金炭鉱の請負掘、同社宮ノ下炭鉱の斤先掘を行い、翌年には休止している。その後大正一五年には遠賀郡香月村にて楠橋炭鉱の経営に着手、昭和六年には筑豊大手の大正鉱業から新手段を買収し経営に着手している。

さて、鉱業主間の関係であるが、小林の場合人脈はおおざっぱにみて、

資金の貸借関係に現れるものと情誼に基づくものふたつがある。

まず資金の貸借関係からみよう。小林は帝炭の下で斤先掘を行つていた時に堀三太郎から金二万円を借り入れていた。これは皆済したようであるが、小林は大正一五年に三〇〇〇円余、昭和四年に六〇〇〇円を堀から借り入れている。このうち前者は小林が借り入れている筑豊貯蓄銀行利払い、後者は炭鉱業資金の調達を目的としている。その後小林は堀側から返済を迫られているが、それができなかったようである。

情誼の關係に関しては小林は吉田磯吉、中島徳松と關係があつた。大正一三年一月に小林は中島のもとにいた佐野万治という人物をみずからの加勢にすべく中島に依頼している。また小林は吉田、中島らが大正一二年に設立した労資同盟九州民団なる組織の幹事も務めており、吉田、中島系に属していると考えられる。小林勇平が互助会幹部として活動したのは、単にみずからが中小鉱業主であるというばかりでなく吉田、中島系に属していたことも理由のひとつと考えられる。

資金的な關係と情誼の關係が入り交じつたものに佐藤慶太郎との關係がある。小林は大正初期から佐藤商店の斤先掘も行つていた關係上、佐藤慶太郎との關係が深かつた。小林は佐藤から遠賀郡香月村を中心にあつた高江炭鉱の一部を譲渡してもらい楠橋炭鉱の経営に着手している。小林は買取資金を佐藤商店からの借入れ四万五〇〇〇〇円でまかなつてゐるが、これは佐藤商店が楠橋炭鉱で採掘される石炭を一手販売することを条件として小林側に譲渡したことによる。その後小林の佐藤商店からの借入残高は昭和五年末時点で一四万六六〇〇〇円余、利息と合わせると一五万九五〇〇〇円余に達した。しかし佐藤商店からの借り入れは昭和七年に小林が楠橋炭鉱を閉山したことに伴い佐藤商店から「楠橋炭坑廃坑二



ツキ成功払トシテ棒引」とされた。これは佐藤慶太郎が小林勇平の上位者たる存在であり、ために下位者である小林が困難に陥った時、上位者として下位者を助けたのであろう。

つまり小林は新進の中小鉱業主、ないし互助会幹部として活動していても、その活動は麻生や松本といった筑豊地場の大手鉱業主と関係のある佐藤慶太郎や堀三太郎から（資金の貸借関係などで）掣肘を受け得る立場にあった。昭和七年六月に互助会により決起された撫順炭輸入阻止運動も、小林は筑豊地場の大手鉱業主と決定的に対立するようなことはできなかったのである。

筑豊鉱業主交代の事例としては先にみた中野商店の例もある。中野商店は嘉穂郡内に相田・熊田の二炭鉱を、粕屋郡に亀山炭鉱をそれぞれ所有していた。しかし経営難のため相田炭鉱は昭和二年に筑豊の小鉱業主である橋上保に六万円で売却、熊田炭鉱は相田炭鉱売却前の大正一三年に閉山された。その後中野家の鉱山業経営は愛媛県内の金属鉱山に限られている。

利害調整との関連で中野家が際だっているのは、中野商店の炭鉱売却が松本健次郎により承認されて行われたこと、および中野家は同時期に明治鉱業（社長松本健次郎）と共同出資で嘉穂鉱業を設立していることである。中野家の出資は鉱区の現物出資であったようである。松本は中野徳次郎死去後中野商店相談役の地位にあったが、この動きからすると松本には、橋上のような小鉱業主の存在それ自体は認めつつ、衰退しつつある筑豊有力鉱業主中野家をレントナー化させ、みずからが嘉穂鉱業の主導権を握って（中野家から出た役員は中野昇（取締役）のみ、専務は明治鉱業の松村茂）炭業統制に支障がないようにする考えがあったと

もみられる。

表四は互助会幹部関係の炭鉱の所有状況を簡単にみたものである。その特徴は、従来有力炭鉱業会社が経営していた炭鉱の全部ないし一部の買収による入手（新手中、山田、上山、大昇）、あるいは大正末期から昭和初期にかけて新たに開坑した炭鉱、と指摘できる。

表4 互助会幹部関係炭鉱の概略

所在地	炭鉱名	鉱業権者	鉱業代理人	開坑年	送炭高	積出駅	
遠賀郡	高松	三好鉱業株式会社	後藤清一	大正 14	192,032	省線・折尾駅	
	高尾	三好鉱業株式会社	三好孝宗	明治 37	53,487	省線・折尾駅	
	大君	大君鉱業株式会社	久野松次郎	大正 14	107,907	省線・折尾駅	
	深坂	岩崎壽喜蔵	深見昇八	昭和 2	80,851	省線・新手指	
	岩崎	岩崎伴次郎	深見昇八	明治 28	87,767	省線・岩崎駅	
	新手指	小林勇平		昭和 5	85,996	省線・新手指	
	緑	金丸勳吉	武内礼蔵	昭和 6	19,330	九州鉱業・野面駅	
	海老津	海老津炭礦株式会社	武内礼蔵	大正 3	58,703	省線・海老津駅	
	大谷	海老津炭礦株式会社	武内礼蔵	昭和 5	20,891	省線・海老津駅	
	鞍手郡	高谷	九州鉱業株式会社	金丸勳吉	明治 21		九州鉱業・野面駅
大成		藤井伊蔵	藤井与三次	明治 40	18,964	省線・新延駅	
香之浦		藤井与三次		明治 35	18,859	省線・室木駅	
直方市	新高江	松尾三蔵		昭和 6	8,737	九州鉱業・野面駅	
嘉穂郡	漆木	久恒鉱業株式会社		大正 6	97,498	省線・大隈駅	
	大谷	久恒貞雄	村上次生	明治 45	3,092	省線・大隈駅	
	猪ノ鼻	久恒貞雄		昭和 6	6,844	省線・上山田駅	
	山田	野上辰之助	野上寅三郎	大正 13	71,150	省線・下山田駅	
	中山	野上辰之助	栗原豊助	昭和 4	52,628	省線・下山田駅	
	新山野	野上辰之助	栗原豊助	昭和 6		省線・下山田駅	
	麻倉	野上鉱業合資会社	栗原豊助	昭和 6		省線・上山田駅	
	安倍	野上鉱業合資会社		昭和 3	8,107	省線・上山田駅	
	上山	橋上保	橋上俊兼	大正 12	45,054	省線・上山田駅	
	高倉	橋上保	橋上俊兼	昭和 4		省線・上山田駅	
	大昇	橋上保	橋上俊兼	大正 6	2,673	省線・上山田駅	
	大定	田籠實蔵		昭和 2		省線・上山田駅	
	玄王	田籠鉱業株式会社		大正 15	36,905	省線・上山田駅	
	木城	中島徳松		昭和 7		省線・上山田駅	
	田川郡	第二起行小松	北代市治	手島厚	昭和 6		省線・起行駅

出所：門司鉄道局『沿線炭鉱要覧』昭和7年版、『筑豊石炭鉱業組合月報統計月報』より作成

(注1) 送炭高はトン、昭和7年分

#### (四) 連合会設立前後における麻生太吉の活動

以上が一九二〇年代における筑豊炭業界の利害調整にとって重要な筑豊鉱業主をめぐる構造的な変化である。本項では昭和恐慌期以前の麻生太吉の炭業統制に対する取り組みをみよう。

麻生太吉は連合会初代会長に就任したが、麻生家文書をみる限り、一九二〇年代前半に麻生が実際に活動したのはごく限られている。麻生の活動で目立っているのは大正一〇年初頭からの送炭制限実施をめぐつて松本健次郎、佐藤慶太郎と協議をし、さらに三井、三菱と調整して全国的な送炭制限を実現させたことである。

送炭制限の発起者は佐藤慶太郎であった。そして佐藤の提案を承け、三井、三菱を駆け回つて両社の了解を取り付けたのが麻生太吉、松本健次郎であった。佐藤自身の言葉によると、彼が送炭制限の提起を行ったのは（大正九年恐慌による炭業界の沈滞に鑑みて）「元来同業者の利害関係が一致して居るから、努力一つでは其の困難を突破する事が出来るに違いないと確信し」<sup>75</sup>たからであった。佐藤は大正一〇年一月一二日に麻生太吉と会談し、三井、三菱の内諾を得た上で採炭制限を行う旨を協議した。一五日には両者に松本も加わつて送炭制限に関して会談が行われた。<sup>76</sup>その結果麻生と松本が上京して三井、三菱を説得することになった。

各社個別の送炭制限は大正九年夏前から実施するところもあったが、問題は佐藤が述べたように、それをいかにして炭業界全体で利害を一致させて行くかであった。佐藤、麻生、松本ら筑豊鉱業主が苦心したのは、それぞれの利害の異なる三井、三菱をどう取り込むかであった。大正一〇年一月一五日付の佐藤慶太郎宛麻生太吉宛書簡によると、佐藤は三菱から筑豊炭だけなら一昨年（大正八年）を標準とし一割五分ないし二割

の送炭制限を実施することは、他の賛成があればやむを得ないとの感触を得た。<sup>79</sup>同じく佐藤によると三菱は昨年度を標準とするのは不公平であり一昨年を基準にすること、および高島は特種炭であることを考慮して欲しいことなどを主張したという。

その後麻生と松本は財閥系炭鉱業会社から送炭制限の同意を取り付けるべく、二月中に東京の三井、三菱本社を回つた。また麻生は常磐および北海道の関係者と送炭制限について会談した。そして松本の情報収集の結果、麻生は松本から「三菱ハ筑豊丈けならば制限に賛成らし」<sup>80</sup>いが三井ハ北海道之制限にハ異存なき様に候……此方は三菱にて反対あるやに推測しているとの大手筋の動向に関する情報を得た。

以上から分かるように麻生、松本、佐藤が苦慮したのは財閥系炭鉱業会社の利害の相違である。財閥系炭鉱業会社間の利害の相違は三井鉱山と三菱鉱業との間の出炭戦略の違いから生じていた。三菱鉱業は九州地方に主力炭鉱（鯉田、方城、新入、相知、高島、端島、など）を抱えていたが、第一次大戦中から北海道地方美唄炭鉱の増産体制に入りつつあった。それに対し三井鉱山は三菱と同じく主力炭鉱（三池、田川、山野）を九州地方内に持っていたが、一方北海道における同社の出炭高は三井鉱山全体からみれば僅少であった。三井鉱山の場合、北海道は三井鉱山系の北海道炭礦汽船（北炭）が主であったため、三井財閥全体としては、親会社である三井鉱山の生産拠点を重視していたと考えられる。<sup>81</sup>

このように三井、三菱では利害の相違があり送炭制限実施には紆余曲折が予想されたが、松本健次郎は炭鉱業者にとって共通の利害となり得る鉱夫賃金（を中心とする生産費）の低廉、および市場での販売競争防止を目的に送炭制限の実現を主張した。以下の二月一二日付麻生太吉宛

書簡では松本による送炭制限の目的が記されているので示しておこう。

「御配慮御願申上候採炭制限に対する三井之意向は如何に候や、此際炭価之低落を停止するの效果ハ大ならざるべきも、賃銀其他之引占めを行ふにハ或制限を声明致候方得策と存候。外販売競争の防止ニは大なる効も可有之存候間、可成ハ三井の同意を得候上其他之同意を得て、筑豊丈けなりとも実行致度存候間、御公事御多忙に■■恐縮ニ存候得とも、御配慮■宜敷願上候。」

その後三月初旬までに筑豊鉱業主が得た財閥系炭鉱業会社の動向は「三菱・三井両社之意向ハ……反対之模様トモ相見不申」ということであった。そこで麻生太吉により「〔筑豊石炭鉱業〕組合ニ於テ正式之總會開催シ、其決議ニヨリ委員ヲ設ケ、三菱・三井両社ハ無論各方面ニ正式交渉」するとう段取りが考えられた。

そして送炭制限に関して筑豊石炭鉱業組合の了解を得るべく、三月八日直方の組合事務所で組合臨時常議員会が開催された。そこでは「貝島鉱業」赤松氏を除き悉制限決行之同意者なりしも、赤松君ハ他之内地炭坑及撫順開平との協議が彼等をして我組合炭山と同一歩調を取らしむへき確約成立し左候上ならては決議不可能との強固なる意見<sup>82</sup>が貝島から提出されていたが、結局貝島の主張は受け入れられないまま麻生太吉、佐藤慶太郎、松本健次郎が送炭制限問題に関する委員に選出された。その後三井物産や三井鉱山、三菱鉱業の代表者が一同に介して送炭制限に関して協議し、他地方の組合ないし鉱業会も送炭制限を同意して結局五月から実施された。送炭制限における麻生らを中心とする筑豊鉱業主の主導的な役割がみて取れるのである。

送炭制限の内容に関してはすでにいくつかの論考で論じられているの

で省略するが、一九二〇年代前半における制限規定は九州炭に優位なものとなったことはこれまで指摘されていない。しかしこれは一九二〇年代前半と後半の送炭制限の違いとして重要ではないかと思われる。

連合会による制限率の設定はまず送炭基準数量を決め、そしてそこから減送率を定めるというものであったが、大正一〇年度制限の場合、九州炭は前三カ年平均を、北海道炭および常磐炭は前年を、それぞれ送炭基準数量とするものであった。これから明らかなように、送炭基準数量は九州炭は大戦ブーム期の送炭高も含んだものに、北海道炭および常磐炭は反動恐慌時のものとなっている<sup>83</sup>。そして減送率も北海道が最高率、ついで筑豊など、最低率が常磐となっている。常磐の低率は基準数量が小さいことに対する代償とも考えられる。そして送炭基準数量の設定方法は、大正一三年度送炭制限まで継続していた。連合会は一九二〇年代前半において九州炭のシェアを拡大させるような方向性を探っていたのである。これは第一次大戦期までの地方間の力関係、すなわち市場における九州炭優位の構造が、連合会による送炭制限率にも反映されていたことを示していると思われる。送炭制限率が各地方同一となるのは大正一五年度送炭制限以降である。

さて、送炭制限実施後の連合会会長としての麻生太吉の活動で目立つたものはあまりない。麻生太吉の日記や麻生家日誌、書簡類などを総合すると、麻生は連合会の仕事を実質的には松本健次郎副会長に任せていた。次項では大正一一〜一三年における麻生太吉の送炭制限に係わる活動は省略して、昭和初期における連合会内部の動向と、それに対する麻生太吉の活動をみよう。

(五) 昭和初期における連合会内部対立の徴候

麻生家文書をみる限りにおいて、麻生太吉が炭業統制に再び積極的に関与するのは大正一五年度送炭制限再開に関する協議以降からである。麻生の主な動きはふたつあって、ひとつは筑豊炭業界の長老としての筑豊鉱業主対策、もうひとつは北海道炭に押され気味であった筑豊炭の地位保全である。これらはいずれも市場の需給構造の変容と関係がある。まず前者からみよう。

筑豊鉱業主対策とは具体的には大手鉱業主の貝島鉱業、それに中小鉱業主の送炭制限への協力の取り付けである。すでにみたように、一九二〇年代を通じて既存中小炭鉱の斤先掘などから経営発展を遂げた筑豊地方の中小鉱業主の登場があり、彼らにより炭況の攪乱がみられたのである。以下の資料は中小鉱業主による統制のとれていない送炭の増送のため、石炭の供給超過が懸念されたことを記している。昭和三年のことである。

「佐藤慶太郎氏ハ、現在之俟にてハ多少供給超過可致心配被為申候。實際当地方にてモ小坑主ハ炭況宜敷如く誤解さる、向あるモ、壹部分之事に可有之、是等ハ他日御配慮にて順調に進み居る事を廉付く様相成可申モ、全国を通して佐藤氏之心配之通打捨て難き様にも被存候。」<sup>85</sup> 麻生太吉によると、炭況が良好なことにかこつけて送炭を行っているのは小鉱業主であるという。小鉱業主たちは炭価が強調となる機を逃さずに石炭を市場で販売している。そのため石炭は供給過剰となっている向きがあるとするのである。

これに対し三月一七日に開かれた連合会理事会の協議では「一旦低下シタル炭価ハ、却々容易ニ釣リ上ゲラルベキモノニアラサルベク、之ガ

救済対応策トシテ種々攻究中ニ有之候得共、各場所各々ノ事情ヲ異ニセラル為メ一概ニ律シ難ク、要スルニ大体論トシテハ如何シテモ此際出炭ヲ制限スルノ外無之<sup>86</sup>」とし、炭鉱休日の一日増加、離職鉱夫の不補充などを決定した。

しかし連合会首脳部から送炭制限の効果を得るため、筑豊鉱業主は自制することが求められた。三井鉱山の七海兵吉は麻生に対して筑豊鉱業主を押しさえる麻生太吉の存在意義を期待している。

「陳ハ御手紙の趣敬承御案内の通り、貯炭累月漸増■の情勢を以てしてハ先行甚懸念ニ不堪ものなり……乍去対策実施の能否如何ハ更めて申上候迄も無之候。先以て筑豊鉱主、就中大鉱主の自制ニ待つづく、其態度如何ハ全国歩調統制上最も肝腎ニ有之、北海道其他各地鉱主ハ、自ら之れに追隨することに相成可申と存候ニ付てハ、此辺折角御配慮を以て貴方面は誘導ニ御尽瘁被下候様願ひ候。」<sup>87</sup>

七海も筑豊鉱業主、なかでも「大鉱主」を促すのは麻生太吉であるとしている。七海が「大鉱主」は誰なのかはつきりは示していないが、貝島鉱業であったようである。これは筑豊石炭鉱業組合から提出された新坑送炭問題が背景にあった。麻生や松本による貝島の取り込みにもかかわらず、貝島の「自制」を失った自己本位的な態度は、昭和三年五月からのさらなる五分減調節の反対に現れていた。

昭和三年四月二日付の松本健次郎発麻生太吉宛書簡によると、貝島鉱業の峠延吉は明治鉱業の石渡信太郎に対し「(送炭)調節之数量を制限する事は過日一方(福岡・一方亭力)にて談合之通り百分三減までハ撫順輸入を同等に差控へる事を条件として同意したるも其以上は反対にて百分五とする事には同意出来<sup>88</sup>」ない旨を表明した。そして貝島鉱業は

五月四日に開かれた筑豊石炭鉱業組合送炭調節委員会、大之浦炭鉱の大発展を新坑同等としこの増送を承認せよとの申し入れを委員会に対して行ったのである。それに対し松本健次郎は送炭制限履行の立場から貝島に対して率直な感情を隠さなかった。以下の松本炭麻生宛書簡からそれを窺うことができる。

「貝嶋鉱業会社より提出せられ候大ノ浦坑之大発展を新坑同等と認め、之が増送を承認せよとの議に關する状況之詳細ハ、野田〔勢次郎麻生商店常務〕氏より御聴取被成下候と存上候。夫ハ右之要求に対してハ、小生ハ差向き可成意見を開陳せず、可成平穩裡に円満なる解決を実現致度存候ひしも、協議之進行に鑑み熟考致候処、却而腹藏なき意見を率直に陳述致置候を適當と思考致、愚考之次第ハ詳細陳述致候。就てハ自然峠・玉井両氏之感情も如何かと其後案居候次第に候。然るに之を新坑同等と認め候時ハ、調節之根本を覆へし、結局総てに破綻を生すへきは明かにして、組合統制上も到底不可能の事と存候。元來調節之標準を前年之出炭に拠る事は、各炭坑当年の實力より見る時ハ、何れも多少之無理も生し公正を欠くものも可有之ハ疑ひなき処にして……」<sup>(9)</sup>

松本が指摘するように、貝島のごとく年度途中から増送承認を要請することは現行調節の根本を乱すことになる。松本は組合全体を調整する観点から、当初は意見を開陳せず、会議の進行に応じて貝島側に対しかなり率直な意見を述べ、貝島側に悪感情を抱かせた。結局組合では貝島の提案を保留とすることで決着したが、貝島のポジションは組合内部において微妙であった。

貝島鉱業が石炭業カルテルから周辺のな位置にいたのは昭和三年以前もそうであった。たとえば貝島鉱業は大正一五年の送炭制限の実施に当

初反対していたが、これは同社が一四年にすでに自主的に送炭制限を行っており、さらなる制限が課せられることに反対したためである<sup>(10)</sup>。しかしここでは麻生太吉や松本健次郎の説得があり、また佐藤慶太郎が三菱合資の木村久寿弥太を通じて貝島を説得する動きに出たことなどもあった。結局麻生が筑豊石炭鉱業組合を代表して貝島太市を訪問、最終的に同意を得ている<sup>(11)</sup>。

また麻生太吉と松本健次郎は、貝島が送炭制限再開に難色を示した翌年（大正一五年）、貝島鉱業に送炭調節の意志決定における責任を担わせるべく、貝島太市の連合会理事就任を貝島に対し働きかけた。これは麻生の発案であった。貝島は自身が大辻岩屋炭鉱監査役のみであり貝島鉱業の重役に就いていなかったことを理由に逡巡していた<sup>(12)</sup>。しかし麻生は貝島が連合会理事に就任することにより連合会の枢機に参加することとなり、また「地方鉱業者二取りテ無此上幸福ノ事」であるとし、地方炭鉱業者のまとまりを重視する観点から説得を行った。結局貝島は麻生らの説得を受け入れ理事に就任している。

以上のような貝島の独自路線への固執は、一九一〇年代より前にける筑豊有力鉱業主のあり方と異なっていた。麻生は貝島家の最有力者貝島太市の資質を疑問視していたようであるが、貝島は筑豊地場最大手の鉱業主であり貝島の取り込みを行っていた。しかし筑豊有力鉱業主間の結束はほど遠かった。

貝島同様、連合会による送炭調節を壁と感じていたのが北海道石炭鉱業会である。

連合会と北海道石炭鉱業会との間における最初の利害相違は大正一五年度の送炭制限調節に現れた。佐藤慶太郎は一四年六月には連合会に対

して、七月には麻生会長に対してそれぞれ送炭制限を要請した。連合会では八月一三日北海道で開催された評議員会で炭業救済委員会を設置することを決め、九月一五日の第一回委員会で具体案がまとまった。大正一四年当時北炭は大増産計画を有していたが、送炭調節のためにそれを撤回した。以下の資料は松本健次郎から麻生太吉に宛てた書簡である。

「幸に過日両回之理事会にて意見纏まり、昨年中之出炭高を昨年七月より本年六月迄と同一に制限し、夫以上之増出に対してハ一屯五十錢之賦課をなすこと、撫順炭の明年輸入高も右同様之制限をなす事を交渉し、其同意を得ることを条件として委員会之同意を求むる事に決定致、〔北海道〕炭鉱汽船会社之如き大ニ増産之計画あるも、此際特に同意を表し候為めに幸に協議相調候。」

大正一四年十月当時、北炭は東京瓦斯および大阪瓦斯との大規模な売炭契約が予想されていた。市場の動きは北炭炭を希求していたが、(おそらく三井鉱山などの圧力もあつて)大増産計画を断念せざるを得なかつたのである。北海道炭は出炭高に対する貯炭高の比率は九州炭に比べて多かつた。これは北海道炭の生産能率が筑豊炭などのそれに比べて高かつたことに理由があるのだろう。しかし北海道炭は市場で好調に引き取られていたこともあり、北海道石炭鉱業会に加盟していた炭鉱業会社の増産意欲は高かつた。それを受けて北海道石炭鉱業会は昭和三年度途中からの五分減調節も反対している。連合会の採る同一制限率に基づいた送炭制限策は、石炭市場の変容により揺さぶりをかけられていたのである。

このような北海道炭の伸張に対し、麻生太吉はそれを抑える政策を提案した形跡がある。それは連合会の送炭調節高決定の基準となる実送高を、一年決算ではなく毎月決算とする提案であつた。この提案は昭和三

年四月に門司で開催された連合会常議員総会の折、麻生から船田一雄(三菱鉱業)に対し提示された。船田は麻生の提案に対し賛意を表しつつも、北海道地方は季節によつて送炭高が著しく異なり、また月末船積高の点で各組合毎に利害が異なることを麻生に対して述べたようである。提案の利害関係の詳細は不明も、船田の申し出からして北海道炭にとつて不利な提案であつたようである。麻生としては連合会を代表して船田に依頼した。麻生は通常のことならば松本に問題の解決を依頼することが多かつたが、この提案に関しては北海道地方に重大な利害関係を持つ三菱鉱業幹部に対して提案をみずから行つてゐる。つまり麻生は連合会会長の名義で北海道炭の送炭高の増大を懸念してゐたのである。

しかし船田は結局、麻生の提案には北海道石炭鉱業会の同意が得られそうにないことを理由に連合会での議題として取り上げることに逡巡した。また麻生の提案を麻生から知つた松本が、麻生案の北海道石炭鉱業会への刺激によつて連合会の六月以降の五分減調節に影響することを憂慮したことにより、麻生の提案は取り消された。石炭需給の構造変化、筑豊炭がおされていることに対する麻生の憂慮が分かるのである。

以上から分かるように一九二〇年代後半には連合会内部において貝島が、筑豊石炭鉱業組合内部において中小鉱業主が、それぞれカルテル統制から距離を置きかけていた。また北海道石炭鉱業会の利害は連合会による全国一律の送炭制限と異なるものとなつてゐた。麻生太吉の立場はカルテル内部の利害対立から昭和恐慌期前より微妙なものとなつたのである。以下では昭和恐慌期における石炭業カルテルの動揺とそれに対する麻生太吉の動きをみよう。

#### 四 筑豊炭業界の分裂

##### (一) 互助会設立の経緯とその性格

石炭業カルテルの研究史によれば、昭和五年九月に設立された互助会の設立は石炭業カルテルに動揺をきたしたとされている。その互助会の設立は昭和五年度の鉄道省納炭交渉に際し、嘉穂郡の鉱業主野上辰之助、橋上保などがまとまって行動し成果を上げたことに端を発しているといわれている。野上、橋上らは五年四月に上嘉穂鉱業会を設立、同年八月一七日には鉱業互助会と改称した。そして同会は遠賀郡方面は金丸勘吉、鞍手郡方面は藤井伊蔵、田川郡方面は北代市治にそれぞれの郡部に所在する中小炭鉱の結果を依頼、また中島徳松、久恒貞雄、吉田磯吉、三好徳松らの同意を得て九月一五日に互助会が設立された。

ところが、互助会の主要メンバーのひとりであった木曾重義の回想によれば、すでに昭和四年暮れには互助会設立の動きがあったという。木曾によると金丸勘吉、藤井伊蔵ら四人が「大手炭鉱中心に運営されている筑豊石炭鉱業組合にとどまっていたのでは、われわれ中小炭鉱の利益は守られない。中小は中小で団結する必要があると思っています。」という理由で集結したとしている。金丸らは中小炭鉱で出炭高の大きい三好徳松、岩崎寿喜蔵、久恒貞雄らに参加を要請した。このうち岩崎は「うちのオヤジは貝島さんの援助で炭鉱主になったのだ。貝島さんとけんかするようなことはできません。おれのところは加入せん」と言い、貝島家との関係から難色を示した。結局岩崎からは鉱業主岩崎寿喜蔵の代わりに岩崎炭鉱坑長木曾重義が名前を連ねることにより決着した。木曾によると互助会は予定より半年遅れて設立されたという。つまり木曾の伝からすると昭和四年には互助会設立の気運が筑豊炭業界のなかにあつたら

い。そして昭和五年春先には中小鉱業主の連合団体設立の予定があつたというのである。

しかし中小鉱業主の結果は昭和初期以前、大正末期からあつたようである。筑豊石炭鉱業組合総長であつた松本健次郎は互助会についてつぎのように述べている。

「大正十一年、石炭鉱業連合会が出来た翌年、直方の筑豊組合会議所の二階で組合の会議をやつてゐる所へ、互助会の連中が押し掛けて来て大騒ぎをしたことがある。問題は出炭制限のことで、政府や大手筋が訳が分からぬから我々が談判に上京するから軍資金をよこせというのだ。……私は組合の総長をやつていたので逃げることもできないので、黙つて微笑もせず泰然として彼等の喧騒振りを見ていた。すると間もなく金丸勘吉が洋服に素足で飛び込んで来て『自分が居らなかつたので飛んだ間違いをしかして全く申訳がない』と云つて謝罪した。しかしこの問題を有耶無耶にして後日に残すのは宜しくないと思つたので、金丸と話合つた結果『今日のことはこの場限りで水に流す』ということにした。……其後私は自分の懐から上京費を出してやつた。連中は上京して三井や三菱等にも行つて騒いだが、私に対してはもう何も云わなかつた。」

この松本による互助会回顧の時期は検討を要する。状況からみて、後に紹介する昭和七年六月の筑豊石炭鉱業組合に対する互助会の撫順炭輸入阻止運動費の要求ことも知れない。しかし昭和一六年に書かれた『吉田磯吉翁伝』に大正一二年の項目に「互助会組織」とあることから、一応松本の互助会回顧の時期も妥当とも考えられる。

それはともかく、この松本の懐旧談は実に示唆に富むものである。そ

これは大正末期にはすでに中小鉱業主が連合して集団として行動していたこと、中小鉱業主のなかで金丸勘吉がリーダー的な存在にあったこと、中小鉱業主たちは財閥系炭鉱業会社に圧力をかけるために組合に対して上京費を要求したこと、そして松本の方もそういった行動をとる彼らに對し彼らが要求した上京費を自分の懐から出したこと、その後中小鉱業主は筑豊大手の松本に對して何も言わなかったこと、などである。中小鉱業主は組合主流（以下三井、三菱、住友、古河、貝島、明治、麻生、蔵内、大正の大手筋炭鉱業会社を指す）と利害が相違しながらも、一面において筑豊地場の大手鉱業主と手打ちができる関係があったのである。

以上からみて、筑豊地方における中小鉱業主の結集は一九二〇年代にはあったとみてよいだろう。互助会設立に至るプロセスは、昭和四年十一月の筑豊石炭鉱業組合常議員の交代による吉田磯吉の就任、それと連動して遠賀・鞍手郡を地盤としていた金丸勘吉、藤井伊蔵らが同年末に中小鉱業主の結集に動いたのが発端であろう。しかし両郡内の鉱業主では岩崎寿喜蔵や三好徳松といった有力鉱業主が態度を保留していたことから難航、嘉穂郡を地盤としていた野上辰之助、橋上保らが上嘉穂鉱業会として先に結束するに至った。嘉穂郡の中小鉱業主は鉄道省関係の利害において一致が容易であり久恒貞雄も加入した。

設立当初の互助会人事は会長に金丸勘吉、副会長に野上辰之助、幹事長に橋上保、幹事に田籠寅蔵、藤井伊蔵、小林勇平、木曾重義、北代市治、秋山長三郎、末吉慎一らが就任した。また顧問には吉田磯吉、中島徳松、三好徳松、久恒貞雄、桜羽薫が推されている。このうち金丸、野上について触れておこう。

金丸勘吉は若くして炭業界に入り一九歳で中島徳松経営の炭鉱納屋の経営に着手、中島徳松の子弟であった。また佐藤商店の斤先も行ったことがある。大正六年に高谷坑の斤先に着手、同一二年には吉田磯吉の経営に係わる海老津炭礦株式会社海老津坑、大正末期には中島徳松経営の飯塚炭鉱の大納屋経営を、昭和五年頃には平山（平山炭礦、社長は吉田磯吉）、木屋瀬、緑、大隈炭鉱の斤先掘をそれぞれ行っている。昭和九年に独立し金丸鉱業株式会社を設立した。野上辰之助は大正一三年に帝炭中山田炭鉱の斤先掘を開始、昭和二年に野上鉱業合資会社を設立した。人的関係としては金丸同様吉田磯吉および中島徳松の幕下に入っている。

その他の人物も含めた互助会幹部は吉田磯吉・中島徳松系統（金丸、野上、秋山長三郎、北代市治）、岩崎寿喜蔵系統（木曾重義）、佐藤商店旧関係者（金丸、武内、小林勇平）、旧帝炭斤先掘業者（金丸、野上、小林、秋山、藤井伊蔵）、嘉穂郡内の炭鉱業者（野上、久恒貞雄、橋上保、田籠寅蔵）に大別できる。

さて、互助会主要メンバーのひとつの特徴は、政治的立場として民政党系が多かったことである。大正末期から昭和初期にかけての筑豊地方政界は、吉田磯吉を中心とする民政党の伸張と政友会の停滞に約言できる。大正一四年の赤間嘉之吉政友会代議士死去に伴う衆議院議員補欠選挙において、吉田らは岡野龍一を候補者として擁立したが、そこでは子分の金丸勘吉、野上辰之助らの支援があった。一方、政友会を軸とする従来の筑豊鉱業主は、大正九年総選挙では三好徳松、蔵内次郎作（蔵内鉱業）が当選したが、大正一三年総選挙では赤間嘉之吉のみ当選した。そのつぎの昭和三年選挙では久恒貞雄と岩崎寿喜蔵が立候補し久恒が当



選、岩崎は落選した。この総選挙では筑豊地方を中心とする福岡県第二区で政友会は二議席から一議席に議席数を減らした。<sup>15)</sup>

総選挙終了後の昭和三年二月二十六日、岩崎が麻生家に挨拶に行った折、麻生は岩崎から「吉田ノ子分他日政友会ニ同情ナス手段ヲ取りツ、アル旨申向ケ」を受けている。吉田の子分は多くいただろうが、ここで岩崎が指しているのは野上、金丸のことであろう。

つまり一九二〇年代後半の筑豊地方は、炭業界における一部中小炭鉱の進出と吉田磯吉・中島徳松系統を軸とする互助会の結成、政界における吉田磯吉系と政友会系との勢力争いが同時に進行していた。政界のことは直接炭業界の利害とは関係ないが、これが筑豊炭業界の利害調整において微妙な影響を与えたのである。<sup>16)</sup>

さて、互助会の設立の目的のひとつは大手筋炭鉱の送炭増送への警戒にあつたとされるが、実際の彼らの要求ないし行動は一貫したものではなかつた。

上嘉穂鉱業会の発足前後、橋上保ら嘉穂郡内の中小鉱業主は筑豊石炭鉱業組合に対してある要求を行っている。<sup>17)</sup> 詳細は不明だが組合側の資料によると中小鉱業主は組合に対して鉄道運賃問題の解決、共同販売法の設定、筑豊炭等級の設定、資金の調達、炭況報告、炭鉱用品価格の報告、などを組合主流に対して要求したようである。中小鉱業主の要求は昭和五年四月二八日の常議員会で初めて取り上げられ、六月六日の常議員会で田中豊三組合幹事から久恒貞雄、吉田磯吉両常議員にこの件で斡旋を依頼している旨の報告がなされた。組合は七月一四日に相談会を開催、組合としての対応が協議された。そこでは久恒常議員から出された中小鉱業主への鉄道運賃補助を組合費から捻出して中小鉱業主に交付すべき

との提案について議論されたが、峠延吉総長代理（松本健次郎総長は洋行中）がそれを不合理として拒否している。

九月一五日に互助会が発足し、同会はさつそく一七日に送炭制限三割強化を組合に要求した。また互助会は久恒貞雄を通じて「鉄道納炭ニツイテハ筑豊ハ一団トナリ契約ニ当リ炭価ニツイテモ協議シタキ旨」を表明している。しかし当時の鉄道省納炭は石炭商別の交渉であり筑豊を一団と考える互助会の要求は非現実的であつた。

また互助会はみずからの首を絞める行動もとっている。互助会は昭和六年に同会の銀行からの借入金返済、法人組織への変更経費、石炭業に關係ない者の除外のための挨拶料などの名目で、組合主流に対して三万円を要求した。以下に掲げる資料は互助会による要求と組合主流の対応の様子を描いたものである。

「昨年来ノ諸経費トシテ、銀行ヨリノ借入金ノ返済並ニ互助会ヲ法人組織ニ変更スヘク、之ヲ機会ニ鉱業ニ關係無キ者ヲ除外スル為ノ挨拶料及組織変更ニ要スル経費ヲ加ヘ、金參万円此際交付方懇請シ来タル件ニツキ詳細説明アリ審議ノ末此ノ參万円ハ他日法人組織ニ変更シタル際交付スヘキ金額ノ内金トシ、尚調節送炭超過額ニ対スル一噸二円ノ特別賦課金ヲ他會組合トノ均衡上五十錢ニ変更セシムルコトヲ条件付トシテ、総長ニ於テ先方代表ト交渉スルコトニ決ス。

右総長交渉ノ結果条件ヲ承認シ、五月二十八日覚書及領收証（両方共会計保管）提出金參万円ヲ交付ス」<sup>18)</sup>

組合主流は三万円を支払うことを認めたが、その三万円は法人組織変更の際に交付すべき金員の内金とすること、および送炭制限調節高超過に對する組合内の特別賦課金の引き下げ（すなわちトン当たり二円を他組

合同様五〇銭とする）を支払いの条件とした。さすがにこれについては互助会も判断に数カ月を要したが、結局互助会は組合主流の提案を承認した。その理由は新聞報道によると「不況対策に於ける協調の趣旨に基いて之を認容」したことによる。だがこれは互助会が設立当初に大手筋へ行った要求、すなわち送炭制限の強化および嚴重励行とは正反対のものである。

このように互助会側の要求はいずれも場当たり的でありいささか自分に都合のよい提案であった。互助会の炭業界統制法が明確に定まっていたとは言いがたい。これは互助会の運営が特定の方針に基づいたものではなく、反大手筋炭鉱と吉田磯吉・中島徳松を軸とする人脈により主導されたことを示している。

## (二) 筑豊炭業界における麻生太吉の存在意義

一方、筑豊石炭鉱業組合は意志決定機関として常議員会があり、総長および大手筋炭鉱を中心に選出される常議員により構成されていた。常議員会は組合主流および中小炭鉱代表者から構成されていた。その常議員会を中心に送炭制限調節において筑豊石炭鉱業組合を主導していたのは、連合会会長である麻生太吉と組合総長で連合会副会長である松本健次郎である。麻生は自分の存在意義をつぎのように述べている。

「筑豊七十万噸増掘ニ対シ賦課金云々御申越ニ候得共、賦課金ヲ出ス増掘ナラバ規約上当然ニテ、何等御通報申上グルコトハ無之モ、筑豊ニハ小坑主多ク且市場若松ニ接近セル為メ、変化甚敷増掘申出ニ付、組合ニ於テモ当惑シ審査ヲ厳密ニシ、他ニ影響セザル様シテ、理事会ニ正式請求ノ手續可有之ト存ジ、其ノ事当番理事へ御内報御願申タル

次第二テ、賦課金ヲ出スモノナラバ、何故手数ヲ煩シ御耳ニ達シ可申カ御考慮可被下候。……筑豊ハ何分多数ノ坑主ニテ優劣甚シク、組合ノ統一ニ付テハ他方面ト違ヒ松本〔健次郎〕氏モ随分心配ニ相見受申候。又聯合会ノ副会長ニテ多少板挟ミノ立場モ有之カト存申候。聯合会組織当時ハ会長ノ名義モ多少必要ノ場合アリシモ現今ニテハ何等其必要無之候。」

ここでは昭和二年二月、筑豊石炭鉱業組合内において中小鉱業主から送炭増送について要求があったこと<sup>(28)</sup>に対する麻生の考えが示されている。ここで麻生は筑豊地方における一部中小鉱業主の動きを示し、組合内部をまとめることが困難なことを述べている。この資料において麻生が述べたかったことは、市場を攪乱させる中小鉱業主に対し、だれが連合会で決定した送炭調節高を守らせまただれが組合全体をまとめるのか、ということである。そして麻生は、自分の連合会会長職は会の設立当初は名義として必要があったとしてもいまでは必要はないと言っている。しかし麻生の真意は逆のところであり、自分の存在意義はそこにあるといいたげである。つまり麻生は、各地方にある石炭鉱業組合のなかでも筑豊石炭鉱業組合が送炭制限調節に当たっては、構造的にみてもっとも利害調節が困難な、問題が発生しやすい組合であるということを知っていた。

その麻生は昭和四年三月、それまで永年勤めていた組合常議員を辞任した。また同年十一月には中小鉱業主代表のひとりであった中島徳松および石田亀一が、それぞれ所属していた炭鉱業会社の解散により辞任、それぞれの後任に西原民平（飯塚鉱業）、吉田磯吉（平山炭礦）が就任した。その他の中小鉱業主の代表は三好徳松（三好鉱業）と久恒貞雄

(久恒鉱業)であった。

この当時、麻生が中小鉱業主を押さえるには三好、久恒、吉田と話し合いをすることが必要であった。このうち三好と久恒は麻生と同じ政友会に所属しており麻生と関係があった。しかし麻生は吉田とは関係がほとんどなかった。吉田の兄弟分であった中島徳松は麻生と吉田との関係をつぎのように述べている。

「吉田さんの「よさ」も食はず嫌ひといふことがある様に、親しく交はらない人には理解がされなかつたらしい、味方にはよい人に違ひなかつたが、敵にとつては一筋縄ではゆかなかつた。古い話だが、九州炭鉱界の覇者といわれた麻生太吉さんとは、どうしても理解し合へない、漫談してゐた時でしたナ、ふつと「どうナ麻生の爺さんをつかまへ、あなたと二人で銀座のまん中で……」こゝまでいつて、吉田さんは側にあつた番茶をぐつと飲みほした、私は緊張した、次の言葉を待つてゐる。「丁寧に頭をさげたら……どんなに喜ぶだらうカナ」といふのでした。」

中島が吉田磯吉の敵方として麻生を例示しているのは、両者がまったく合わないことを他人に示しても問題がなかつたからであろう。中島が回顧した頃はすでに吉田と麻生は死去した後であるから氣を使う必要は少ない。中島の言によると麻生は吉田を軸とする人脈による利害調整は好んでいなかつた。吉田は民衆受けする義理人情あるいは徒党を組んだ示威行動を基盤として問題を解決を、麻生は業界団体を基盤として炭業界の利害調整を行おうとしていた。両者の利害調整の方法はまったく異なつたものであつた。吉田や中島の場合、中小鉱業主の子分も多く抱えており、みずからの立場を維持するためにも中小鉱業主の利害を主張する必

要があつた。組合内部の調整には困難が予想されるのである。

### (三) 炭況攪乱の構造的要因

この項では石炭業カルテルに動揺をもたらす石炭業における構造的要因を石炭販売の面からみよう。

大手筋の石炭販売は自社と同一資本系統の商社か、あるいは自社内に販売部門を設置しそこを通じて行われていた。販売先は同一資本系統内の事業会社や電力、瓦斯、鉄道省、八幡製鉄所など大量に販売可能な顧客層が中心であつた。特に瓦斯用炭などは筑豊炭に比べて炭質が優秀な北海道炭の使用が好まれていた。それもあつて一九二〇年代は北海道炭の送炭高の増大がみられ、連合会において送炭制限強化が懸案となると北海道石炭鉱業会はしばしばそれに反対している。

一方中小炭鉱は自社系統で販売機関を有するものが少なく、採掘した石炭の大半を鉄道省、電力、石炭商などに販売していた。石炭商は中小炭鉱から委託販売料を徴収して特定の仕向先へ販売するか、投機的なタイプのみずれかであつた。いずれにしろ石炭商と中小炭鉱との間には金融的關係が生じることが少なくなかつたといふ。

ゆえに時として炭況が好転する場合、中小炭鉱は少しでも金融条件を良好化させるため積地若松ないし消費地石炭商に対し送炭高を増大させた。これが炭況攪乱の一因となるのである。炭況の攪乱はカルテル機関において炭況の先行きに不安を与える。カルテル機関、特に販売カルテルにおいては炭況を攪乱する元となる大手筋系列以外の石炭商および中小鉱業主を淘汰する必要性に駆られた。しかし、中小炭鉱淘汰をもくろんだ販売カルテルの意図も一九二〇年代の石炭需要構造がそれを妨げた。少量

の石炭を購入する小口営業・家庭用炭は石炭商を通じて販売されるが、これらの需要が一九二〇年代後半を中心に増加したのである。

表五は麻生商店大阪出張所における顧客別石炭販売の動向を契約と臨時・小口売炭とに分けたものである。ここで麻生商店の事例をあげたのは、資料的に他の炭鉱業会社ないし石炭商の資料が得られないという理由の他に、麻生商店が出炭する石炭は一部炭質が良質でなくそれゆえ石炭販売上において一部中小炭鉱の側面を持っていた、という理由からである。また石炭販売のタイプを契約炭と臨時小口売炭で分けたのは、両者が炭況の変化によりそれぞれの全体に占める比率が変化するためである。契約炭はその期間が半年以上のもが多く短期的に炭況を攪乱することは少ない。一方臨時・小口売炭は毎月の販売炭価が変動することが多い。炭況をリアルタイムに表すバロメーターとなり得る。

表五から分かることは、臨時・小口売炭は大口需要家の多い工業、電力、瓦斯・コークス、船舶燃料炭に少なく石炭商への販売において多いということである。石炭商の石炭購入方法は、ごくごく少量の石炭購入を除き三〜六カ月程度の契約期間で購入するという方式が主であった。しかし石炭商の場合、石炭購入を契約で結んでも炭況の変化により臨時売炭に変更することがしばしばあった。石炭商はしばしば炭況が悪化すると単価の高い契約炭での石炭受け入れを縮小ないし中止し、臨時・小口買炭に切り換えるのである。特に炭況が不振であった大正一四年と昭和恐慌期において、臨時小口買炭が著しかった。このような動きは一部の工業用炭においてもみられた。麻生商店の事例から推測すると、石炭商によるこのような動きは、(数量的には大したことがなくとも)炭況不振を駆り立てる要因になるのである。石炭商への販売が中心であ

った中小炭鉱は、炭況の動向により経営が左右されやすかったことが分かるのである。

恒常的な炭況不振のなかで中小炭鉱が自身の経営を安定化させるには、石炭商以外の顧客、安定的な炭価でかつ低品質でも販売の見込める顧客を見出すことが必要となる。ゆえに中小炭鉱にとって電力会社や鉄道省は大事な顧客であった。ただし電力会社は石炭需要が気候的要因に左右される点で安定しない。安定的に石炭が売り捌ける鉄道省納炭が重要だったのである(表六)。鉄道省と同じ官庁大口需要家であった八幡製鉄所は炭質の關係上食い込みにくく中小炭鉱にとって重要ではない。中小炭鉱にとって虎の子は鉄道省納炭であり、そこに撫順炭が食い込むことは我慢ならないところであった。

昭和恐慌期に炭価が惨落するなか内地大手筋、中小炭鉱、および撫順炭の三者間で市場競争が激化した<sup>(36)</sup>が、特に市場競争が激化したのは小口・家庭用炭であり、この市場では投げ売りがかなり行われたようである(表五参照)。この市場においては昭和四年以降三井、三菱といった財閥系が小口・家庭用炭供給のために増産を図つたり、無煙炭の取扱高シェアを増大させたり、あるいは煉炭工場を設置したりした。無煙炭はカーバイトや硫安製造のためにも使用されており、そのため炭況不振にも拘わらず市場が拡大しつつあった<sup>(37)</sup>。また筑豊大手でも貝島が貝島乾餾工業を設立(大正一四年)したり、麻生や蔵内などが一九二〇年代後半に硬炭の増送を行っている<sup>(38)</sup>。麻生はまた吉隈炭鉱に煉炭製造所を設置している。小口・家庭用炭は従来中小炭鉱が得意とする販路であったが、大手筋や撫順炭がそこに進出するにいたり市場競争が激化したのである。ちなみに昭和六年には三井物産は小口・家庭用炭や紡織染業用炭へ

の進出、地方販売網の強化策を行ったことにより市場占有率が上昇して  
いる。

以上から、大手筋と中小、あるいは筑豊炭と撫順炭ないし北海道炭との

表5 麻生商店大阪出張所の契約・臨時売炭高(トン)

	工業			電力			瓦斯・コークス			船舶燃料		
	契約	臨時	合計	契約	臨時	合計	契約	臨時	合計	契約	臨時	合計
1925年	78,905	4,686	83,591	24,156	1,707	25,863	7,140	0	7,140	44,881	829	45,710
1926年	73,939	1,569	75,508	17,777	85	17,862	10,557	1,258	11,815	47,242	600	47,842
1927年	81,051	318	81,369	11,402	34	11,436	18,374	168	18,542	42,116	195	42,311
1928年	66,469	1,338	67,807	5,304	0	5,304	23,630	0	23,630	44,381	202	44,583
1929年	73,122	1,427	74,549	11,873	469	12,342	33,994	150	34,144	39,122	1,765	40,887
1930年	63,934	5,450	69,384	21,877	2,248	24,125	32,988	0	32,988	48,001	1,062	49,063
1931年	63,176	9,593	72,769	17,727	16	17,743	33,382	0	33,382	37,371	212	37,583
1932年	63,490	6,221	69,711	14,856	1,379	16,235	32,959	0	32,959	24,800	1,023	25,823

	石炭商			その他			合計		
	契約	臨時	合計	契約	臨時	合計	契約	臨時	合計
1925年	107,837	31,386	139,223	4,117	1,006	5,123	267,398	39,612	307,010
1926年	88,574	36,178	124,752	3,922	2,979	6,901	242,011	42,670	284,681
1927年	94,022	14,064	108,086	9,172	1,418	10,590	256,137	16,196	272,333
1928年	89,289	9,428	98,717	3,645	425	4,070	232,718	11,392	244,110
1929年	102,887	29,725	132,612	5,852	907	6,759	267,580	34,444	302,024
1930年	89,991	56,614	146,605	4,468	5,770	10,238	261,258	71,144	332,402
1931年	72,356	43,066	115,422	4,920	508	5,428	228,932	53,395	282,327
1932年	81,474	46,028	127,502	4,064	1,037	5,101	221,644	55,687	277,331

出所：麻生商店大阪出張所「契約炭差引簿」「小口臨時売炭記入帳」各年より作成

(注1) 工業用炭は重工業、化学、窯業、紡績染業、食品品の合計

(注2) その他はサービス部門、官公庁、および鉄道の合計

表6 筑豊炭の門司鉄道局送炭高(トン)

タイプ	系統	企業名	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	
中央系	三井	三井鉱山	53,664	66,143	36,659	40,806	31,964	30,966	24,834	8,832	
		三菱	21,234	19,544	20,614	19,323	25,542	12,779	24,551	36,504	
	住友	飯塚鉱業	24,131	38,588	90,791	105,947	113,379	80,479	54,183	56,754	
		住友炭礦	12,371	7,072	10,761	7,090	2,290	870	214		
	古河	古河鉱業					716	1,701	295		
	鈴木	帝國炭業	21,429	17,783	17,652	10,747	1,055				
	小計		132,829	149,130	176,477	183,913	174,946	126,795	104,077	102,090	
筑豊大手	貝島	貝島炭礦				1,622	388	4,647	12,007	19,030	
		明治		15	45			5,806	2,725	3,140	
	麻生	嘉穂鉱業					3,887	5,413	3,315	642	
		平山鉱業								888	
	大正	麻生商店	38,103	25,866	19,769	33,499	36,551	47,002	40,843	47,898	
	蔵内	大正鉱業							299		
	蔵内	蔵内鉱業	19,705	30,192	51,766	48,141	38,495	36,579	37,564	23,075	
	小計	57,808	56,073	71,580	83,262	79,321	99,447	96,753	94,673		
筑豊中小	互助会	平山炭礦	41,628	42,681	18,042	10,717					
		海老津炭礦	20,161	26,087	10,188	24,031	20,558	19,352	13,121	8,402	
		野上鉱業			15,878	2,383	10,690	21,402	23,437	23,180	
		金丸勲吉					5,519	7			
		橘上鉱業	6,383	10,011	2,111		45		6,335	4,515	
		岩崎壽喜蔵				13,615	28,340	22,844	13,348	7,223	
		久恒鉱業	20,370	23,542	4,711	13,349	19,001	23,819	15,978	16,751	
		松尾三蔵								15	
		藤井鉱業								50	
		小林勇平									4,418
		その他		39,998	51,549	94,699	59,175	52,363	37,325	59,828	57,178
		その他	嘉穂郡雑							15	4,567
			田川郡雑							15	330
		小計	128,540	153,870	145,629	123,270	136,516	124,764	132,457	126,244	
	合計	319,177	359,073	393,686	390,445	390,783	351,006	333,287	323,007		

出所：『筑豊石炭鉱業組合月報統計月表』各月より作成

(注1) 鉱業権者は門司鉄道局『沿線炭鉱要覧』1932、35年版を参照、不明分は『鉱区一覽』を参照

(注2) 一部鉱業権者の移動および企業名の変更がある

(注3) いったん消費地まで運び込みそこから鉄道省に納炭する場所納を含まず

間で市場競争があったこと、およびそこから、炭田間ないし筑豊石炭鉱業  
組合内部で送炭制限をめぐって利害対立が生じ得る構造があったことが分  
かる。アウトサイダーの発生が構造的に準備されつつあったのである。

## 五 大手筋機関による中小鉱業主掌握の動き

### (一) 昭和四年の連合会による炭鉱買取問題

昭和三年後半から炭況は悪化し始め、送炭制限五分減調節が連合会により実施された。四年二月には甲子会から送炭高のさらなる減額の申し入れが連合会に対してなされ、炭鉱業会社に対する販売側からの生産縮小圧力が高まった。これと同時に連合会幹部間で画策されたのが、連合会による炭鉱買取であった。

昭和四年三月一四日、松本健次郎は麻生と会談し、七海兵吉（三井鉱山、連合会理事）に「聯合会ニ於て而炭坑買取調節ニ代用ニツキ七海兵吉望アル旨」という意図がある旨を報告、麻生も「此件調節ニハ多大ノ有望ニ付実行方同意」の旨を返答した。連合会による炭鉱買取構想の詳細は不明であるが、昭和五年八月八日付の新聞記事によれば以下のようなものであった。

「石炭鉱業聯合(会)では五月以降の送炭を更に五分減少する方策をたて、実行してゐるがとかく小会社が協定を破りがちでその実行に困難を感じてをり、かくては炭業界の前途が寒心に堪へぬといふので聯合会関係の石炭会社が不況打開のために全国的共販組合組織の必要を感じ、よりより協議中であるから近く実現するものと見られる、石炭聯合会としては最初その積立金二五〇万円をもつて全国の小石炭会社を買収し三井、三菱、貝島、安川、麻生の五大会社に統一せしめ各社の販売機関も全国的に整理統一する計画を進めてゐたものであるが市価釣上げを怖れて需要家側が反対の氣勢を示しその上三井物産が賛成しなかつたために流産となるに至つたがこれに代るものとして今回全国共販組合を計画するに至つたもので有力会社が主唱者である関係から

その具体化は有望視されてゐる」<sup>(13)</sup>

新聞記事は昭和五年のものであり、ここでは石炭共同販売組織の設立が問題となつてゐた。四年の構想における被買取炭鉱は新聞記事からみて主として筑豊地方の小炭鉱が対象となつてゐたと思われる。麻生は四年四月時点において炭鉱買取問題を「重大ノ問題」であるとし、「成立スル様○当番理事ニ特別ノ御配慮御願ヒ下サイ」と連合会主事池上駒衛に依頼した。

しかし連合会による炭鉱買取問題は三菱、貝島が難色を示し難航した。麻生によると四月中旬時点における状況は、「小山買取之件貝島君之方若異存有之候はゞ、御通知次第私よりも尚同意有之候様懇談可申候。三菱之同意ハ大切ニ奉存候故、他之同意前ニ是非御同意被成下候様御懇談願ヒ候。廿六日ノ総会ハ只今にてハ、何共申上兼候次第にて、甚困入居申候。」<sup>(14)</sup> というものであった。「小山買取」のことは四月二六日の理事会で取り上げられる予定であったが、四月中旬時点で三菱と貝島の賛成が得られていなかつたようである。そこで麻生は連合会による新会社設立に先行して中小炭鉱買取を決定したようであり、四月二〇日には当時長崎県西彼杵郡の東松浦炭鉱にいた堀三太郎に対し帝炭整理の件で二三日に面会したい旨を打電、<sup>(15)</sup> その後麻生は上京した。

四月二六日東京で行われた連合会第一〇八回理事会には麻生会長、松本副会長ほか各理事が出席したが、ここでは炭鉱買取問題は俎上に上らなかつたのか、その問題はいまだ水面下での動きにとどまっていたようである。ところが五月七日に東京で開かれた第一〇九回理事会（麻生会長は欠席、松本副会長は出席）では議論がまとまらず休会した。連合会内部は松本、七海、池上駒衛らの働きにより二一日までに何らかの了

解が成立<sup>147</sup>、理事会は二二日に再開されそこで五分減調節が決定されるに至った。五月七日の理事会が紛糾した理由は以下に引用する資料から窺うことができる。

「電見夕新聞記事ニ相違アリ○実ハ帝炭整理火急ヲ要シ又起業（起行小松）木屋瀬ノ閉鎖困難ノ事情アル○帝炭救済ノ為メ新会社設立引受ケル事ニナツタ○新会社持株ハ従来関係者ノ外自分モ加入シ五分五厘ノ株ヲ持チマシタ○御徳坑買取ノ事ハ松本（健次郎）氏方交渉中ノ事御聴取ト存ジマス○御徳ノ実行促進ノ意味ニテ帝炭整理ニ関係セルナルモ○ソレガ五分減調節ノ協議ニ迄紛糾ヲ来スハ不容易事ト思フニ付○次ノ様ニ御協議アリテハ如何○実ハ目下契約調印移転登録進行中ニツキ○一応新会社ニ引受ケタル上○自分ノ持株全部ヲ今回設立ノ新会社ニ御譲スルコトニシテハ如何○此ノ意味御説明、理事会ニテ五分減調節ノ実行至急進行方御配慮願ヒタシ 麻生太吉

ムニ、ニカ、ララ

五月七日午後九時二十分

七海 兵吉

小石川区宮下町<sup>148</sup>

この資料ではいくつか重要な事実が示されている。帝炭整理は麻生と松本の主導により進行したこと、麻生は松本の御徳炭買取促進の意味で帝炭整理に係わっていること、しかしこの帝炭買取問題が連合会での送炭制限五分減調節問題にまで紛糾を来たしていること、麻生が今回引き受けのため新会社を設立し自身が五五%所有する新会社の株式を「今回設立ノ新会社」（おそらく連合会により設立されるはずであった小炭鉱買取会社）に譲渡することにしたと七海に提案したこと、などである。

麻生太吉日記によると帝炭所有炭鉱の売却話はすでに前年（昭和三年）

から石田より持ち込まれていたが、なかなか話は進行しなかった。しかし昭和四年三月下旬頃から麻生と堀が帝炭整理の件で話し合いを始めたことが日記に記されている。ちょうど麻生が七海兵吉から炭鉱買取問題を提案された後である。ゆえに麻生は連合会の炭鉱買取を意識して九州鉱業を設立したと考えられる。結局九州鉱業は野田勢次郎、麻生義之介など麻生側が五五%、堀三太郎など堀鉱業関係者が四五%出資、資本金一五〇万円（払込資本金三七五〇〇〇円）で設立された。ただし堀側の出資金は麻生商店からの貸し付けを原資とするものであり、九州鉱業は実質的に麻生商店の直系会社であった。

## （二）麻生太吉による九州鉱業設立の意図

前項では九州鉱業の設立に至る事情についてみたが、麻生太吉の伝記には、連合会会長職当時における事蹟、および九州鉱業設立の事情に関する記事はほとんどない。<sup>149</sup>九州鉱業設立の理由を考察しておこう。

送炭制限との関連でみれば、連合会の正副会長である麻生、松本による帝炭引き受けは、帝炭が持っていた送炭高の権利分を麻生、松本が引き継ぐとする考え方を採ることができる。松本の場合、所有する明治鉱業明治炭鉱が帝炭御徳・鴻之巣炭鉱に近接しており、確かに一面においてはそういえるのかも知れない。<sup>150</sup>しかし麻生商店の炭鉱所在地はこの当時すべて嘉穂郡内にあり、同郡外にある木屋瀬・起行小炭炭鉱を引き受ける必然性はない。木屋瀬炭鉱は鞍手郡直方町、遠賀郡木屋瀬町にまたがっており、起行小炭炭鉱は田川郡後藤寺町、糸田村にまたがっているのである。もし連合会首脳部（会長、副会長および理事）が帝炭所有炭鉱を引き受けるとなると、地理的にもっとも近接しているのは木屋瀬が

貝島系大辻岩屋炭礦の大辻炭鉱、起行小松が三井鉱山三井田川炭鉱であり、貝島と三井が引き受けることとなる。貝島はすでに述べたようにカルテル参加に消極的であったから引き受けることはないかも知れないが、三井鉱山は七海兵吉が連合会による送炭調節の代わりに炭鉱買収を提唱していた関係上、引き受けざるを得ない。しかし七海は連合会理事會紛糾・休会後まで麻生による帝炭整理・炭鉱引き受けを知らなかった。もし麻生が帝炭送炭権利分の引き継ぎで帝炭引き受けを行ったとすると、麻生は七海より提案されていた連合会による炭鉱買収問題との関連で、事前に七海にそれを知らせているはずである。しかしそうではなかった。またもし帝炭引き受けが送炭権利分の獲得であるとしても、帝炭一社の送炭高は、筑豊石炭炭業組合では小さくなくとも、全国的な送炭制限においては微々たるものである。連合会の五分減調節問題が紛糾したのは帝炭整理問題が理由である。理事会紛糾の火種である帝炭問題において、麻生があえて木屋瀬・起行小松炭鉱を引き受けたのは、みずからが連合会会長であるという大義名分の他に、麻生なりの理由、麻生の言葉でいえば「実ハ……起業木屋瀬ノ閉鎖困難ノ事情」、と述べたような別の理由があつたようである。

起行小松炭鉱は麻生太吉の事業との関連が考えられる。昭和四年当時、麻生太吉は九州産業鉄道株式会社（以下九産鉄と略記）取締役社長の地位にあつた。同社は田川郡船尾山から石灰石を採取・輸送し販売する会社であつた。同社は当時田川郡内の起行―船尾―赤坂間に敷設されており、起行小松炭鉱は起行駅の北に位置していた。九産鉄関連で麻生が起行小松炭鉱買収に踏み切つたとしてもおかしくはない。

一方木屋瀬炭鉱の買収は、それまでの麻生の嘉穂郡を中心とした炭鉱

業経営からみて極めて異例である。<sup>13</sup> 麻生が地理的になじみの薄い木屋瀬炭鉱買収に至つたのは組合内部統制のための中小鉱業主との関係構築、および麻生が関係する電力事業との関連があるのではないかと思われる。

昭和四年当時、木屋瀬炭鉱では金丸勘吉、秋山長三郎らが斤先掘、請掘を行つていた。金丸はすでに述べたようにこの時期中小鉱業主のなかでリーダー的な存在であつた。ところで、はじめに帝炭業者と斤先掘、請掘業者との関係を述べたが、そのくだりで「鉱業権者」を麻生太吉、「業者」を金丸勘吉らとすると両者の関係は自然に定まってくる。麻生が上位者、金丸が下位者となるのである。麻生が中小鉱業主のリーダーである金丸を、鉱業権者―斤先掘業者との関係で取り込もうとするのは十分あり得ることである。

しかし、一般的に鉱業権者と斤先掘業者との関係がそうだとしても、もともと吉田の子分である金丸が麻生との間でこのような関係に入るとは考えられない。麻生は金丸のいた木屋瀬炭鉱を買収し、そこで金丸と関係を持つとしたと考えられる。<sup>14</sup> 麻生は金丸と特別な関係にはならなくとも、利害調整において少なくとも交渉のパイプを持つことができるのである。大正末期、中小炭鉱の代表的な存在であり、また麻生や松本健次郎とともに送炭制限に尽力した佐藤慶太郎は採炭事業から撤退（昭和二年）していた。麻生にとっては中小鉱業主を押しやる人物ないし機関が必要だったのである。

さらに岩崎壽喜蔵による所有炭鉱の整理・売却話が麻生に持ち込まれていたことも、中小鉱業主対策との関連で意味がある。麻生、松本、七海を中心とした小炭鉱買収計画は四年五月時点で岩崎に伝えられた。岩



崎は当時自身の炭鉱業経営を縮小しようとしており、麻生にその売却先について相談していた。麻生は岩崎に対し「御内意ノ坑山買取之件ハ、東京ニ於テ当分中止セラルル事ニ協定相成候由、松本（健次郎）氏帰県承り申候右様、御了知被成下度」<sup>(53)</sup>としている。つまり麻生は岩崎所有の炭鉱も併せて連合会設立の新会社に引き取らせようと考えていたようである。岩崎の所有する岩崎・深坂炭鉱は遠賀郡香月村に所在し木屋瀬炭鉱と同一の運炭線沿線にあった。そのため連合会による新会社の設立・炭鉱買取は岩崎にとつてのみならず、木屋瀬炭鉱に関係する麻生にとつても好都合であった。岩崎はすでにみたように遠賀郡政友会の重鎮であったが、その岩崎の衰退は遠賀郡内における政界地図、およびそれに影響される中小鉱業主の力関係に微妙な影響を与えることが予想される。特に筑豊地方の政友会に敵対的な民政党（というよりも吉田磯吉）を支持しているのは、中小鉱業主のリーダー的な存在である金丸勘吉らである（ちなみに金丸は木屋瀬町に居住していた）。岩崎の遠賀郡内における勢力をうまく麻生らに移行させることが、筑豊石炭鉱業組合内における中小鉱業主対策、および政治的な勢力図のあり方を問題としていた麻生にとつて重要であった。

中小鉱業主との関連では共同出資者である堀三太郎の存在も見逃せない。堀は一九一〇年代後半から麻生太吉と九産鉄の経営および北部九州地方の電力統一問題で行動を共にしていた。堀は先にみたように中小鉱業主小林勇平と関係があったし、また一〇年代後半から二〇年代にかけて石炭鉱区売買問題で中島徳松と麻生との間のパイプ役となっていた<sup>(54)</sup>。別の場面でも堀は互助会幹部と交渉しそれを麻生に取り次いだ形跡がある<sup>(55)</sup>。また堀は以前御徳炭鉱を経営していたこともある。しかも堀は鞍手

郡政友会の重鎮である。麻生にとつて堀は中小鉱業主とのパイプ役として恰好の人物であった。

最後に電力事業関連では、当時の筑豊炭田における九水と九州電気軌道（以下九軌と略記）との間で行われた炭鉱への売電をめぐる<sup>(56)</sup>の電力戦と関係があるように思われる。麻生は昭和四年当時九水社長にあり、九軌と事業上の協定を結ぶべく努力していた。しかし九軌はしばしば九水との間で締結した協定を破棄して電力戦を挑むことがあり、帝炭買取の進行時（昭和三〜四年）でも先行きは不透明であった。大正一四年当時、九軌は筑豊炭田において電力戦で覇権を得るべく帝炭所有炭鉱に猛烈な売電攻勢をかけていた<sup>(57)</sup>。この当時、大手炭鉱では炭鉱で使用する電力を自家発電で行っているところが多く、電力会社から買電する炭鉱は中小炭鉱が主であり、時に電力会社から炭鉱業会社に対して資金の貸付がなされることもあった<sup>(58)</sup>。

つまり麻生にとつて帝炭木屋瀬炭鉱は、中小鉱業主と関係を持ちたみずからの電力事業との関連でも重要な位置にあった。麻生は、公的な意義（連合会による送炭調節）および私的な意義（筑豊地方電力事業および政界関係）が両立すると踏んだ時点で九州鉱業を引き受けたいと思われる。

## 六 麻生大吉による筑豊炭業界統制案

### (一) 連合会による炭鉱買い潰し問題の失敗と筑豊炭田合同の提案

昭和四年の連合会の一部による炭鉱買取問題は失敗したが、中小炭鉱対策は引き続き連合会幹部間で協議されており、翌五年には炭鉱買い潰し問題として浮上した。この問題も詳細は不明だが三井鉱山の主唱によるものであり、新聞記事によれば小炭鉱を閉山させる代わりに補償金を支払うというものであった。

この問題に関して麻生は昭和五年五月の時点で「……炭坑買潰し問題ハ、満鉄トノ調節問題解決ノ上、具体的ニ相進ミ度」と考えていたが、「出発前貝島、安川両氏ニハ一応話置候モ、未ダ御了解ヲ得タル訳ニハ無之候。幸貝島氏近日御上京ノ由ニ付、御話被成下候様相願度候。此問題モ相成ベク早キ方有利カト存候間、御含ミ置願上候」と七海兵吉に対して懇請している。しかしこの買い潰し問題も先の新聞記事によれば三菱の反対に遭い実行されるまでには至らなかった。

その後麻生は六月一四日に岩崎寿喜蔵と面会し、連合会としては「坑山買潰ノ件未定ノ旨」を、六月二九日には再び岩崎と面会し「坑山買取ノ懇談アリシモ連合会ノ方針決定セザル旨」を申し向けた。七月一九日には「聯合会ニ於テ買取余程相急キ申候得共、今回迄ハ埒明不申殆ント閉口致居申候。御急キ事ハ万々承知致し居候モ、何分決定不致候ニ付、不悪御思召被成下度」とした。麻生にとつて同問題の実施に曙光は見出せなかつた。

麻生は連合会による炭鉱買い潰し問題の成り行きを厳しいものと認識し、七月二二日には岩崎寿喜蔵に「坑山買取ノ件懇談アリタルモ目下如何トモ致方ナキ旨申向ケ筑豊組合ノ小坑主連ノ件ニ関シ野田勢次郎君ト

打合中」である旨を伝えた。そして翌日麻生は東京（連合会）の件で野田勢次郎と打ち合わせ「筑豊組合ノ件ハ常議員ヲ集メ委員ヲ撰ミ夫ヨリ買取ニ取掛ラル」旨の方針を野田に示した。この麻生の野田への指示は、筑豊石炭炭業界常議員であつた野田勢次郎を通じ組合が率先して中小炭鉱買取ないし買い潰しを実行するものと解せる。しかしこの計画も実行には至らなかった。

ここに至つて麻生は、筑豊炭業界の統制には公的機関の力が必要と感じたようであり、九月一〇日に松本学福岡県知事と会談した。麻生はそこで筑豊炭田合同問題に触れ、さらに十月一日には松本知事に対しつぎの提案を行つている。先にみたがもう一度掲げておこう。

「鉱山合同ハ本現状ノ場合ハ適度ノ施設ヲ製鉄所ヲ中審（ママ）トシテ炭坑積入ニ関スル鉄道及若松築港会社ト合同スル時ハ丁度三池鉱山ノ同一ノ事ニナリ」

つまり鉱山合同を行い、それに関連する施設も同時に合同して、筑豊地方に三井三池炭鉱のようなあり方の企業を設立するのが望ましい、としたのである。麻生は昭和恐慌という筑豊炭業界にとつて至難の時期に至り、自分がかねて抱いていた案を提起したのである。

筑豊炭田合同問題はその後十月四日に麻生と松本健次郎とが協議、松本知事は十一月四日に松本健次郎と協議した。松本健次郎は松本知事案における炭鉱資産評価の点で難色を示したが、松本知事は十一月一三日に川崎勇福岡県工場課長を自分の名代として井上準之助蔵相のもとに派遣し、その結果、団琢磨と松本健次郎の意見を窺うこととした（すでにこの時は合同会社の資本金を一億五〇〇〇万円、うち日本興業銀行から七〇〇〇万円の融資を受け八〇〇〇万円を炭鉱側の現物出資とすること

で井上蔵相と松本知事との間で話がまとまっていた<sup>(17)</sup>。しかし一四日に浜口首相狙撃事件が発生し合同談は途切れてしまった<sup>(18)</sup>。またこの時期、連合会による炭鉱買い潰し問題が暗礁に乗り上げており先行きは不透明視されていた。

麻生はその後も折に触れて炭鉱を中心とする主要産業合同会社の設立を主張していたようである。麻生は昭和六年一月には「北九州事業上二付統一ノ必要アリ政治与両輪ノ如ク安定スルニハ大二努力ノ必要<sup>(19)</sup>」があると考えており、福岡県出身の政治家に対して主要産業合同会社設立の妥当性を説いた<sup>(20)</sup>。そして麻生は自分の構想である筑豊炭田合同計画を、地元マスコミを使って世論形成を試みたようである。さらに麻生は連合会による炭況維持政策が困難となっていることを理由として、新たな調節方式の模索を三菱合資の木村久寿弥太に対し打診したこともあった<sup>(21)</sup>。しかし筑豊炭田合同ないし主要産業合同会社の設立案は実行に至らなかった。麻生による連合会内部の説得、ないし政財界有力者から支援を乞うという方式には限界があった。

## (二) 互助会幹部炭鉱への接近

麻生は一方において互助会に加入していた岩崎寿蔵や久恒貞雄<sup>(22)</sup>と接触して互助会の動向を窺っていた。しかしそれだけでは麻生が互助会に対して影響力を行使することはできなかった。久恒や岩崎も中小鉱業主であり経営的に苦しかった。久恒が互助会に顧問という閑職でありながらも加入したのはそれなりの意味があった。そこで麻生側が岩崎や久恒のルートとは別に、自分が経営する直系会社を通じて中小鉱業主対策として具体的に行ったのが彼らとの直接的な利害関係の構築であった。具

体的には中小炭鉱の買い入れ、ないし安価な斤先料の設定による便宜である。

表七は九州鉱業の損益計算、表八は九州鉱業における斤先炭と請負炭の取扱高を实物ベースで示したものである。これら二表から明らかかなように九州鉱業の経営上、斤先および請負炭高の割合が低くなかったこと、しかも金丸坑斤先および請負炭取扱高の全体に占める割合が大きかったことが分かる。

また、炭価面でも麻生商店を通じて販売した方が斤先業者にとつて経営上有利だった。表九は麻生商店炭、九州鉱業炭、金丸炭、および互助会系小林鉱業所新手段の、若松の石炭商太田商店への販売炭価を示したものである。麻生商店炭の炭価がもつとも高く金丸炭が麻生炭よりやや低価格、時には高価格で付けている。小林新手段は金丸炭より二円程度も安い。金丸炭と新手段との炭質の差が価格差程度にあるとは考えられず、両炭の価格差が石炭商と鉱業主との間の力関係によることは間違いない。新手段炭は当時太田商店から水洗機導入のための設備資金を借り入れていた。運転資金の供与もあったのであろう。小林鉱業所は金融的に太田商店に対して自立性を主張し得ない従属的な地位にあり、必然的に買い取られる炭価も低位に押さえられていた。金丸炭の麻生商店を通じて販売により石炭商への販売において炭価の維持もなされた。

麻生により金丸に対して便宜が図られたのは斤先料も同様である。金丸が九州鉱業側に支払うべき斤先料は、九州鉱業に引き継いだ時点（昭和四年五月）で高谷坑新三尺層でトン当たり〇・四〇円、高谷本層〇・七五円であった。それが昭和四年十二月～五年九月はそれぞれ〇・二〇、〇・六五円、金丸が互助会会長に就任の翌月（昭和五年十月）からそれ

表7 九州鉱業の損益計算（円）

項目	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
売炭	1,085,694	1,609,079	1,086,501	1,368,847	1,138,544	332,597	722,046
斤先金	23,443	38,396	17,808	16,769	30,576	42,867	5,383
残炭	131,504	67,395	31,623	19,018	3,231	24,836	17,320
船舶益金	5,386	4,513	0	0	0	0	0
鉄道益金	29,270	53,009	36,674	42,968	33,465	41,744	0
分配所益金	0	5,734	6,377	6,314	3,547	2,682	2,382
雑益	1,413	9,199	19,497	0	0	515	95,660
収入合計	1,276,710	1,787,326	1,198,479	1,453,916	1,209,364	445,241	842,792
採掘費	727,846	1,049,817	661,578	675,230	493,681	375,690	491,766
売炭掛掛	186,491	322,259	254,227	268,672	158,435	57,121	136,054
請負炭	56,629	170,335	147,146	359,607	466,237	3,123	312
本社費	28,791	26,025	22,037	33,230	28,445	24,788	81,187
前期残炭	175,223	131,504	67,395	31,623	19,018	3,231	24,836
鉄道損金	0	0	0	0	0	0	5,928
税金	0	7,448	2,250	19,947	11,947	5,177	19,549
雑損	0	1,916	2,076	10,714	833	0	275,141
減価償却	77,563	46,507	31,028	42,106	36,973	0	35,645
支出合計	1,252,542	1,755,812	1,187,738	1,441,128	1,215,569	469,131	1,070,419
損益	24,168	31,514	10,741	12,787	-6,205	-23,890	-227,627

出所：九州鉱業各期「原簿」より作成

(注1) 1929年は6～11月、他の年は前年12月～当年11月で決算

(注2) 1935年雑益のうち17490円は船舶譲渡金、78165円は木屋瀬炭鉱譲渡金

(注3) 1935年雑損は木屋瀬炭鉱譲渡清算損金

表8 九州鉱業における斤先炭および請負炭の業者別取扱高（トン）

業者坑名	種類	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
金丸坑	斤先炭	20,888	37,441	41,962	45,225	76,220	83,071
	請負炭	2,903	3,313	3,133	54,929	58,432	0
秋山坑	斤先炭	53,809	86,147	37,755	36,507	38,423	41,592
	請負炭	10,261	24,143	26,611	18,625	0	0
野面坑	斤先炭	2,905	4,540	9,522	6,686	8,405	9,430
	請負炭	59	30	760	122	344	713
天笠坑	斤先炭	0	0	4,161	3,149	2,356	326
	請負炭	0	0	0	0	0	0
末吉坑	斤先炭	680	0	0	0	11,494	32,489
	請負炭	104	0	0	0	0	0
合計	斤先炭	78,283	128,127	93,400	91,567	136,898	166,908
	請負炭	13,327	27,486	30,504	73,675	58,775	713
	合計	91,610	155,613	123,904	165,242	195,674	167,621
送炭高	木屋瀬	165,772	242,035	155,017	165,294	99,795	130,041
	起行小松	62,426	75,913	65,887	85,683	77,275	40,566
	合計	228,198	317,948	220,904	250,977	177,070	170,607

出所：九州鉱業各期「原簿」より作成

(注1) 高谷坑は金丸坑、秋山高谷坑は秋山坑として計算、一部推計を含む

(注2) 年度は暦年

(注3) 他に松尾坑1930年9月～31年1月（斤先1142トン）あり

(注4) 送炭高は『筑豊石炭鉱業組合月報統計月表』による

表9 若松における炭価（円／トン）

仕向先	炭種	太田商店										鉄道省		
		塊炭					粉炭			切込炭		切込炭		
炭名	新手機	木屋瀬塊	金丸塊	山内粉	吉隈特粉	新手機	新手機粉	金丸洗粉	新手機	新手機切	金丸洗切	新手機切	豆田切	
昭和6年	8月	4.77					3.17			3.97			5.45	
	9月	4.77					3.17			3.97			5.45	
	10月	5.07					3.32			4.20			5.45	
	11月	5.07					3.32			4.20			5.45	
	12月	5.10					3.25			4.18			5.45	
昭和7年	1月	5.22	6.60	7.30	5.00	5.35	2.74		5.45	3.96		6.28	5.45	
	2月	5.13	6.90	7.30	5.00	5.35	2.69		5.45	3.92		6.25	5.45	
	3月	4.97	6.60	7.30	5.00	5.35	2.77		5.45	3.87		6.34	5.45	
	4月	4.97	6.60	7.30	5.00	5.35	2.77		5.45	3.87		6.28	5.35	
	5月	4.47	6.60	6.80	5.00	5.35	2.47		5.27	3.50		6.03	5.35	
	6月	4.82		6.80			4.60	2.60	3.77	5.20	3.74	4.85	5.94	5.35
	7月	4.70		6.62	4.40	4.60	2.62	3.77	5.05	3.75	4.32	5.74	5.35	
	8月	4.70		6.27	4.40	4.60	2.47	3.27	4.50	3.47	3.87	5.46	5.35	
	9月	4.67	5.68	6.24	4.20	4.50	2.67	3.47	4.30	3.67		5.09	5.35	
	10月	4.97	5.70	6.54	4.20	4.50	2.77	3.67	4.59	3.82		5.31	5.35	
	11月	4.97	5.70	6.64	4.20	4.50		3.67	4.70	3.82		5.58	5.35	
	12月	4.97	5.70	7.68	4.20	4.50		4.09	5.64		4.54	6.26	5.35	

出所：新手機は小林鉱業所新手機炭坑「決算書」各月、その他は麻生商店若松出張所「若松店扱石炭積出高記入帳」「販売炭元帳」

(注1) 炭価は麻生商店が若切値、小林鉱業が若松貨車切値段（いずれも販売額÷販売トン数の平均）

(注2) 鉄道省炭価は坑所乗価格

(注3) 空白は資料の欠落または取引がないことによる

表10 麻生商店の買入炭（トン）

系統	鉱業主	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
互助会系	金丸勘吉	643	1,237	0	0	46,604	58,230	0
	藤井鉱業	0	0	250	5,642	4,026	0	784
	久恒鉱業	0	0	0	628	15	0	0
	松尾三蔵	0	0	0	0	8,737	0	0
	秋山長三郎	0	0	0	0	5,848	0	514
	岩崎壽喜蔵	0	0	0	0	297	0	0
	野上鉱業	0	0	0	0	1,797	15	1,479
	武内礼蔵	0	0	0	0	372	0	0
	橋上保	0	0	0	0	45	0	0
	西山六郎助	0	0	64	2,538	0	0	0
	福田定次	0	0	0	0	0	0	881
鉱業会系	明治鉱業	0	0	1,260	1,278	0	0	984
	貝島鉱業	0	0	1,827	384	299	0	558
	三菱鉱業	0	0	419	2,475	1,689	0	0
	古河鉱業	0	0	0	512	120	0	303
	蔵内鉱業	0	0	0	0	319	0	0
その他	香春鉱業	0	0	10	0	0	1,708	0
買入炭合計		643	1,237	3,830	13,457	70,168	59,953	5,503
*自社炭	麻生商店	598,865	658,423	642,902	621,015	556,400	751,131	789,616
	九州鉱業	—	127,229	214,528	159,509	169,603	86,860	45,713

出所：麻生商店「鉱産税関係書類」より作成

(注1) 若松出張所取扱高（若松契約分および本社・他出張所若松通過高）の合計

(注2) 表8とは必ずしも一致しないが資料の通りとした

それ〇・一五、〇・四〇円に引き下げられた。<sup>(15)</sup>  
 もうひとり、麻生から金丸以外の中小鉱業主への便宜も図られた。それは藤井伊蔵に対してであり、麻生商店は昭和五年十一月から藤井が経営していた藤井鉱業炭を買い取り始めたのである（表一〇）。

この年、麻生商店はすでに貝島大之浦炭や三菱鯉田炭といった大手筋

炭鉱業会社炭を買い入れていた。しかし十一月から麻生商店は、藤井伊蔵経営の香之浦炭をトン当たり炭価五円九〇銭で買い取り麻生商店各出張所を通じて販売し始めたのである。翌六年三月には香之浦水洗粉炭が六円三〇銭で買い取られている。先の表九と比較するまでもなく香之浦水洗粉炭の炭価は高かった。<sup>(16)</sup> 香之浦炭鉱は鞍手郡西部に位置する炭鉱であり、麻生商店がここからわざわざ石炭を買い取る必然性はまったくない。昭和六年の藤井鉱業香之浦・大成両炭鉱の送炭高は合わせて四万一二一六トンであった。<sup>(17)</sup> 当年の麻生商店の買入高が五六四二トンであるから、藤井鉱業は送炭高の割以上の石炭を麻生商店を通じて販売していたことになる。藤井鉱業は鉄道省納炭が微々たるものであった（表六）から、麻生商店による買い入れは藤井鉱業の経営上大きかった。

また麻生商店全体でも取扱高全体に占める自社炭の減少、買入炭の増大がみて取れる。特に昭和七年は麻生商店炭が前年に比べて六万四〇〇〇トン減少しているが、買入炭および九州鉱業炭はそれぞれ五万六〇〇〇トン、一万トンずつ増えている。景気回復期により安価な石炭で市場を確保しようとしたという面は考えられるにせよ、この時期麻生側は請負炭や買入炭を通じて金丸、藤井らに対し便宜を図っていたことは否定できない。

以上のような過程を通じて麻生は互助会幹部、特に遠賀・鞍手郡に拠点を持つ金丸勘吉、藤井伊蔵と利害関係を有するようになった。麻生の彼らに対する支配が確立したとはいえないが、彼らに対する交渉上のカードを持ったことになる。

### (三) 互助会による撫順炭輸入阻止運動とその背景

しかし互助会全体と麻生太吉とは昭和七年初期においては一致してな

かった。政治的立場の違いが利害相違の一因であり、具体的には鉄道省納炭に現れた。

犬養毅内閣が発足してまもなく（昭和七年一月）、政友会は鉄道省納炭において自党関係者に有利な配分を行おうとした。<sup>(82)</sup> 渡辺皐築九産鉄専務は、たまたま東京で同宿だった山崎達之輔（福岡県選出政友会代議士）から床次竹二郎鉄道相の關係で麻生商店の鉄道省納炭契約高が増額できる見込みがあるとの知らせを受けた。渡辺は政党關係で増額されると内閣が変更し与野党が逆転した場合不利となることなどを理由に逡巡した。しかし同席していた藤勝榮（福岡県會議員）から、できるだけ増額の希望を出しもしそれが事情で希望を出せないのなら久恒貞雄（当時政友会代議士）他に分与すればよいとの助言を得た。渡辺は麻生に問い合わせたところ、麻生は麻生商店の数量を増やすことは同業者より注目され意外の物議を醸すので断れ、としている。麻生は鉄道省納炭シェアの変更を恐れていたのである。

鉄道省納炭交渉が政友会系鋳業主に有利に進行しつつあった同時期、二月一〇日に互助会は幹部会で「……撫順炭八年々益々輸入ヲ増シ我方業界ヲ圧迫シツ、アルハ畢竟内地炭業者ヲ破滅ニ導クモノニシテ……此ノ危機ヲ救フニハ撫順炭ノ内地輸入制限方ヲ徹底的ニ政府当局ニ訴ヘ鉄道用撫順炭ノ購入全廃方ヲ要望シ其ノ目的ヲ達成センコトヲ期ス」といった満鉄・鉄道省批判の声明書を決議した。折しも犬養毅政友会内閣によって施行された総選挙の真っ只中であり、筑豊地方では政友会と民政党、および無産政党が激戦を繰り広げていた時期である。

しかしその後、互助会の撫順炭輸入阻止運動はまったく影を潜めてしまった。互助会が炭業統制に関して意志を表明したのは五月一八日にお

ける大手筋炭鋳の送炭制限嚴重履行の決議である。<sup>(83)</sup> しかしこの時点では互助会として撫順炭輸入阻止運動を起す動きはみられなかった。互助会はこの決議と合わせて動力料金引き下げも決議しており、この時点で互助会は生産費の低減の方に重点を置いていた。

一方麻生太吉は同じ頃、撫順炭輸入制限に関して連合会首脳部に働きかけを行っていた。五月一八日付池上駒衛宛発信原稿で麻生はつぎのように認めている。

「撫順炭例へ輸入制限ノ事ハ協定相成候ニテ、昨今ノ如ク内地ニ於テ安値販売セラレテハ、御互ニ非常ニ困難ニ陥ル事ト憂慮仕候。……大阪市場ニ於テ筑豊炭販売困難ナル事ハ、甲子会幹部ニ於テ既ニ御承知アラセラル、次第ト存候。其他九州製鉄所以外ノ工場及中国各地ニモ、徐々ニ輸入ノ傾キ有之候。此外ニモ各地ニ於テ撫順炭ノ為メ、販売上余程困難セラレ居ル事ト存候。」<sup>(84)</sup>

これから、麻生が撫順炭により筑豊炭が苦境に陥っているという認識をこの時期持っていることが分かるだろう。この資料から麻生はこの時期、筑豊炭の利害に関心を持っていたことも分かるのである。

そして五月二八日には撫順炭の市場へのダンピング的価格攻勢と北海道炭の投げ売りが福岡で報道された。<sup>(85)</sup> 新聞報道は互助会に対し危機意識を煽り立てた。

一方で麻生は同時期、互助会幹部に対してある動きをなした。麻生商店は五月分を以て藤井鋳業炭の買入れを突然中止したのである。一方金丸勘吉に対しては、九州鋳業で受け取っている斤先料を昭和七年四月以降トシ当たり〇・一二円に引き下げ、その差金七〇〇〇円余を五月三十一日時点で払い戻した。また麻生商店は金丸からの買入炭販売手数料の

徴収を同年二月以降中止し金丸側に便宜を図っていた。この時期、麻生の互助会に対する対処法は硬軟両方でなされていた。

そして六月一〇日には藤井伊蔵、木曾重義による金丸勘吉に対する撫順炭輸入阻止運動の煽動があった。<sup>15</sup> それをきつかけとして互助会は六月一二日の撫順炭輸入阻止を決議、運動を再開した。そして調停委員として福岡県選出民政党代議士田島勝太郎、勝正憲、政友会代議士田尻正五、原口初太郎らを選出された。<sup>16</sup> 撫順炭輸入阻止運動において政友会と民政党との壁は低くなっていた。

また筑豊石炭鉱業組合も互助会による撫順炭輸入阻止運動を側面から支援した。組合は六月一四日に常議員会を開催したが、その折に松本健次郎総長から互助会に対し運動費を補助する提案がなされた。以下の資料はその顛末を示したものである。

「尚席上互助会ヨリ要請ニ係ル撫順炭移入（ママ）阻止問題ニ伴フ運動費支出ノ件ニツキ総長ヨリ相談アリ、毎月組合ヨリ補助スル同会経常費數ヶ月分前渡シシテハ如何トノ議アリニヨリ、閉会后同会代表藤井、白川、田籠、橋上、小林、松尾、秋山（金丸氏ハ後ニ出頭）諸氏ト松本総長ト会見ノ結果、同会基金トシテ交付スヘキモノ、内金參万円（不取敢二万円）交付スルコトニ決セリ。

因ニ右協定ニヨリ翌十五日金式万円同会風戸主事へ手交ス」<sup>17</sup>  
結局組合としては互助会に運動費として三万円を渡すこととした。松本が組合に対して提案した日時が互助会の撫順炭輸入阻止決議の翌々日であることから、松本は事前に互助会幹部から撫順炭輸入阻止問題についてその内意を承け、それを承認していたと考えられる。

以上の経過から考えると、政治的基盤が異なっていた麻生と互助会首

脳部は、挙国一致内閣の成立以後から同じ方向、すなわち撫順炭輸入阻止に向かつて同一方向に進んでいたとみなせる。互助会が筑豊地場の大手鉱業主の利益を直接代弁した資料はないが、傍証というべき資料が残っている。木曾重義と藤井伊蔵が十河信二満鉄商務部長に面会した折、木曾と藤井は以下のようなことを十河に要求した。

「できれば、中小炭鉱の出炭制限を撤廃してもらいたい。そのために撫順炭の内地送りを遠慮してもらいたいが、どうしても余る分は、三井・三菱・住友・古河・北海道炭鉱汽船（ママ）のいわゆる中央大手五社で持つように願いたい。麻生・貝島・大正・明治の地方大手は除外してもらいたい。」<sup>18</sup>

この提案が筑豊中小鉱業主のみならず、筑豊大手鉱業主にとって有利なものであることはいうまでもない。当時連合会における送炭制限の協議では北海道石炭鉱業会は送炭制限拡大反対を唱えていた。<sup>19</sup> この藤井、木曾の提案は、北海道にも生産基盤を持つ財閥系炭鉱業会社の送炭高を減じることにも主張している。筑豊石炭鉱業組合所属の炭鉱に比較的可利な提案であることは間違いない。

以上から推論すると、撫順炭輸入阻止問題に関して麻生太吉や松本健次郎と中小鉱業主との間では何らかの了解があったことは間違いない。そしてその麻生は昭和八年六月二日、大学病院に入院していた吉田磯吉を見舞っているのである。<sup>20</sup>

しかし麻生側による金丸勘吉、藤井伊蔵を中心とした互助会幹部の取り込みも、撫順炭問題の一応の解決により変容を遂げた。九州鉱業と金丸との請負炭契約は昭和八年十一月で終了（麻生は十一月初旬に病に伏せ十二月に死去）、また金丸高谷坑の斤先料は八年六月から〇・二四円、

同年十一月から〇・三〇円、翌九年一月以降は〇・二二円、〇・一七円とめまぐるしく変化した。そして麻生側は一〇年に木屋瀬炭鉱を北代市治（北代も互助会幹部であった）に売却している。麻生商店の買入炭も昭和八年には金丸を除いてほぼなくなった。そして一〇年二月に金丸らに斤先別れ金五万円余りが九州鉱業から支払われた。麻生と互助会幹部との関係はここで切れたのである。

### おわりに ——ひとつの麻生太吉論——

最後に本論のまとめと麻生太吉論における展望と課題を述べておこう。麻生は市場メカニズムに対応するための炭業統制への指向を持っており、それは当初は地場鉱業主の結集により生産者を組織化することで現れた。時にそれは旧藩時代の枠組みを統制機関（組織）形成の軸としながら構築が図られた。その後明治末期には私的所有形態による主要産業合同会社案として示された。麻生の炭業統制は炭鉱業の合同、ないし地方経済における主要産業の一元化との関連で主張されることがあったが、麻生の特徴は後者である。それが困難であることを知ると麻生は、全国レベルの石炭鉱業連合会の前段階として、地方別の鉱業組合設立を一九一〇年代前半に打ち立てた。しかしそれが実現したのは一九二〇年代に入ってからである。

炭業界の構造からみて、筑豊地方が、北海道地方のように大手筋、しかも中央財閥系の少数の炭鉱業会社が市場シェアにおいて圧倒的な地位を占めていたなら、筑豊地方内部はまとまりやすかったであろう。しかし歴史的に中小鉱業主が出炭高はともかく数的に多かった筑豊地方は、

筑豊地場の大手鉱業主がまとめる努力をしないとまとまらなかった。一九一〇年代までは麻生、貝島、安川松本の筑豊御三家に、伊藤伝右衛門、中野徳次郎、堀三太郎、蔵内次郎作、佐藤慶太郎、岩崎久米吉、三好徳松といった御三家に続く鉱業主までもが、筑豊石炭鉱業組合や政友会といった政党を通じて比較的まとまっていた。そして彼らと中央財閥の関係者とが組合を舞台に協議を行い筑豊炭業界の方向性を決めていた。筑豊地場の有力鉱業主がまとまっていた理由は、同郷でありまた郡毎に有力鉱業主の地域割りが行われていたという一般的な理由のほかに、筑豊炭田にとつて必要不可欠なインフラストラクチャを整備するため結束せざるを得ずそのためまとまっていた、ということが言えよう。地場の鉱業主は中央官庁などと交渉する手段のひとつとして中央財閥の石炭業関係者と交渉を行うとともに、地方利害を中央に伝達するため帝国議会議員となる必要があったのである。この筑豊鉱業主の政党的基盤は、地方の産業振興を主要政策のひとつに掲げる政友会が軸となっていた。ここであげた筑豊鉱業主のうち、政友会に入党していないのは安川松本、佐藤のみである。安川松本、佐藤にしても、他の筑豊有力鉱業主と大きく対立することはなかった。ゆえに炭業界全体の利益のために炭業統制を実施できる素地はあった。

大戦ブーム期、石炭産業は輸出産業から内需産業へと変化しつつあり、また日本石炭市場の需給構造は、財閥系大手筋石炭商により主導された北海道炭や撫順炭の内地移輸入の伸張、それらに押された九州炭の停滞、仕向先の変化により変容を開始していた。大正一〇年からの送炭制限は、このような日本石炭業が構造変化を遂げつつあったが、いまだ大戦ブーム期までの石炭業の構造が残っている時期に実施された。送炭制限は筑豊



地方の中小鉱業主を代表し得る佐藤慶太郎により提唱されたが、従来から炭業統制を主張した筑豊地方のまとめ役的な存在であった麻生大吉、当時の筑豊石炭鉱業組合総長松本健次郎がそれに呼応した。財閥系炭鉱業会社の利害は三井と三菱とで異なっていたが、麻生や松本はこれらをまとめて送炭制限を実施の方向に持っていた。送炭制限に至るプロセスにおいて彼ら筑豊鉱業主の働きは大きかったのである。送炭制限は筑豊炭に比較的可利な送炭制限率が設定されており、麻生の炭業統制への願望はひとまず達せられた。

しかし筑豊石炭鉱業組合も、中小鉱業主の時に炭況を攪乱する動きにより内部の不統一を常に抱えていた。大正末期から昭和初期に発展を遂げた筑豊の中小鉱業主、特に吉田磯吉や中島徳松の系統は組合内部の攪乱要因であった。中島、吉田の問題解決は徒党を組み示威的に処理するという、多分に民衆受けする要素を含んだものであり、それゆえ業界団体たる筑豊石炭鉱業組合を中心的な基盤とする既存の筑豊鉱業主や組合幹部が中小鉱業主を統制することは難しかった。中小鉱業主の炭鉱業経営は決して樂觀視できるものではなかったが、鉄道省納炭における中小炭鉱の一定程度の地歩の確保は彼らを物理的に支えていた。

これらとは別の動きとして、石炭の需給構造の変容が一九二〇年代において継続しており、二〇年代後半にかけて筑豊炭は国内市場においてその地位が低下しつつあった。組合所属炭鉱としては送炭制限や輸入協定を強化することにより撫順、北海道両炭の進出をくい止めること、および新たな販路を開拓することが構造的に必要だった。しかし筑豊地方は他地方に比べて生産基盤の脆弱な中小鉱業主の数が多く、また財閥系炭鉱業会社の専門経営者には統制不可能な地方内部の人的系譜の問題、あるいは筑豊地

場の既成有力鉱業主の衰退もあって、筑豊石炭鉱業組合をまとめることは他地方に比べて困難であった。互助会は、炭業ないし中小炭鉱それ自体の構造上の問題と、地方内部の利害対立の両面を含み込んで成り立っていたため、組合内部をまとめる麻生大吉や松本健次郎は困難な地位にあった。

麻生は一九二〇年代後半における筑豊地方あるいは筑豊炭業界が抱えていたさまざまな問題点を知悉しておりその弱点を突破しようとした。それは筑豊石炭鉱業組合内においてアウトサイダー化しつつあった中小鉱業主の掌握である。中小鉱業主のアウトサイダー化は構造的には生産および販売における大手筋との間の利害相違から生じたと思われるが、これに吉田・中島を中心とする中小鉱業主間の互酬的な集団性が要素として加わっていた。具体的な方策として麻生がとつたのは、連合会の炭鉱買取構想に積極的に関与し、あるいは麻生商店や九州鉱業といった直系会社を通じて互助会幹部と利害関係を持つことによって彼らとのパイプを確保したり、さらには以前から抱えていた主要産業合同会社の設立を掲げたりしたことなどである。昭和初期における麻生の主要産業合同会社設立ないし筑豊炭田合同の提案は、それ自体としては抽象的なものであり現実味に乏しかったが、当時連合会による炭鉱買い潰し問題が行き詰まっていたこと、互助会の場合あたりの行動と併せて考えれば、麻生は落しどころとして中小炭鉱の整理・統合をもくろんだとも考えられる。そして撫順炭のダンピング的な輸出がいよいよ苛烈となった時、麻生や松本は筑豊炭のシェア保全の立場から互助会幹部に対して援助ないしゆさぶりをかけ、彼らを撫順炭輸入阻止運動に駆り立てた。その手法は直截的であるが、これは筑豊地方の内情や人間の機微を知っている麻生や松本が出した、泥臭くも現実的な炭業統制策であった。

以上のことからすると麻生は、筑豊地方経済はどのようなにあるべきかという観点から行動していたとしてよいだろう。麻生はあくまで立脚点を地方におき、そこからみずからの事業活動およびそれに関連する事業のあり方を考え、実際の経営活動や地方利害の調整に反映させようとしていたのである。別に麻生は電力業においても北部九州地方の電力統一に熱心に係わっていた。本稿で推測したように、麻生による帝炭引き受けが電力業とも関係があるならば、麻生は筑豊地方における炭鉱、築港、製鉄所、鉄道を中心とする諸産業の垂直的統合を行おうとしていたと考えることができる。そしてみずからが社長をつとめる麻生商店、九水および九産鉄は、原材料ないし動力の供給主体としての役割を持っているのである。麻生が事業活動を展開したこれら産業の多くは、地方という枠組みを前提とするものであった。そういった意味で麻生は、地方経済における諸産業のマネジメントを指向する企業家であったといえよう。麻生が主要産業合同会社案その他でこだわっていた私有制と企業家による事業の遂行は、麻生みずからがそこで主導権をとり事業活動を行う、との決意の表明ではなからうか。

麻生を企業家として評価するならば、麻生は家業以外では決して単独で行動する企業家ではない。家業である炭鉱業についても当初は共同出資などの形で地方の主だった者を集め、みずからはそのなかで有力者として枢機に参加し、結局他の共同出資分を買い取って実質的に家業化した<sup>⑧</sup>。また資本参加ないし共同出資企業においても同様の行動パターンがみられた。企業の設立に際して共同出資や資本参加が多いという構図それ自体は、明治期を中心に日本各地でみられたことであろう。麻生の特徴は、企業内のまとめ役として参加者間を調整し、時にはみずからが始末を引き受け、結

局その調整能力の卓抜さと実績から企業経営の主導権を握って行くところである<sup>⑨</sup>。これは時代を下ることに主流となつて行く専門経営者ではできないことであった。麻生は地方経済をみずからが活動する舞台として設定し、みずからがそこにおいて主導的役割を果たすべく動いていた。筑豊炭業界という舞台は共同出資ではないが、錯綜する地域内の利害調整を要する舞台として存在していた。これは麻生が得意とする舞台であった。専門経営者は社内を調整する能力には長けていても、本稿で示したような炭業界における企業間の調整や地域内の利害調整を行うことを当初から要請されている訳ではなかった<sup>⑩</sup>。それらの調整は麻生のような、まず地方を活動範囲に限定して諸事業を行って行く企業家が主導したのである。

こうした麻生の行動は「地方経済の調製者」とでも称せるものである。ここでいう「調製」とは、単に地域経済内の有力者の利害を調整することではない。麻生は地方全体にとつて利益となるような事業に関係し、その事業を通じて個別的な経済単位を地方経済という枠組みのなかに実体化させた。そしてその過程において自身の経営基盤の確立あるいは発展をもくろむものである。つまり麻生は、地方の利益と自分の事業活動が両立する事業を対象に活動を行う企業家だったのである。今回取り上げた炭鉱業は、みずからが以前から家業として深く関与しており、また筑豊地方における中心的な産業のひとつでもあった。そのため麻生は炭業界のとりまとめに尽力したのである。

しかし麻生の炭鉱業経営、およびそれと密接に関係する事業における麻生太吉の活動については、いまだ十分な言及がなされていない。これを明らかにすることがつぎの課題である。

〔付記〕本稿作成に際し国立国会図書館および福岡県地域史研究所の方々から資料閲覧等に関して御配慮を賜りました。記して感謝いたします。

(1) これまでの石炭業カルテルに関する業績としてはつぎのようなものがある。荻野喜弘「日本石炭産業における独占の形成過程——販売市場の展開過程を中心に——」

『西南地域史研究』第一輯、一九七七年、同「第一次大戦前後における筑豊炭の市場動向」『エネルギー史研究——石炭を中心として——』第一五号、一九九一年、同

「一九二〇年代前半における石炭鉱業連合会の活動と筑豊炭鉱業」『経済学研究』

（九州大学）第五九巻第三・四号、一九九三年、同「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」『経済学研究』（九州大学）第六四巻第五・六号、一九九八年、

松尾純廣「日本における石炭独占組織の成立」『社会経済史学』第五〇巻第四号、一

九八四年、同「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」橋本寿朗・武田晴人編『両大戦間期日本のカルテル』所収、御茶の水書房、一九八五年。

(2) 福岡藩の石炭仕組法に関しては高野江基太郎「筑豊炭礦誌」中村近古堂、一八九八年、遠藤正男「九州経済史研究」日本評論社、一九四二年、松下志朗「福岡藩の炭

石・石炭旅売仕組について」(秀村達三・作道洋太郎・原田敏丸・安岡重明・森泰

博・竹岡敬温編『近代経済の歴史的基盤』ミネルヴァ書房、一九七八年所収)、柴

多一雄「福岡藩の石炭政策について」『経営と経済』（長崎大学）第七六巻第三号、

一九九六年、など参照。

(3) 柴多前掲論文。

(4) 藩による専売制度の評価に関しては堀江保蔵「我国近世の専売制度」日本評論社、

一九三三年、吉永昭「近世の専売制度」吉川弘文館、一九七三年、藤田貞一郎「近

世の経済思想——「国益」思想と幕藩体制——」吉川弘文館、一九六六年、西川俊作・天野雅敏「諸藩の産業と経済政策」『日本経済史（二）近代の胎動』所収、岩波書店、一九八九年、などにおいてなされている。また直接的に藩の専売制度のみを論じたものではないが、藩の領域の持つ性格を示す論考としてたとえば宮本又次編著『藩社会の研究』ミネルヴァ書房、一九六〇年、安岡重明「日本封建経済政策史論（増補版）」晃洋書房、一九八五年、など参照。

(5) 株仲間については宮本又次氏の古典的研究（『株仲間の研究』有斐閣、一九三八年、

「日本近世間屋制の研究（復刻版）」刀江書院、一九七〇年、など）を参照。そこで述べられている株仲間の機能の一部に、市場経済調節に繋がる諸点（需給調節や

公正価格）についてしばしば記述がある。

(6) 株仲間が市場経済ないし商品経済の発展を促す側面を持っていたとする見解として

「日本型企業経営の起源」（宮本又郎執筆）宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橋川武郎「日本経営史」所収、有斐閣、一九九五年、を参照

(7) 宮本又次前掲「株仲間の研究」などにおいては、株仲間が単に同業組合的な側面ばかりでなく、社会的な側面を持っていたことが指摘されている。

(8) 橋本寿朗「カルテル分析の意義」（橋本・武田前掲編所収）では、自由競争の段階か

ら「独占」の成立により価格メカニズムの阻害が生じること、つまり企業間の共同行為により価格メカニズムがどのように制限されるようになったのが「独占」の

成立との関係で重要であるとしている。橋本氏の説は価格メカニズム阻害の主体は企業間の共同行為であるとする点で首肯できる。しかし「独占」の成立が資本主義

の再生産の自律性の脆弱化を示している、とするような同氏の発展段階的な観点を本稿ではとらない。

(9) もちろん近世においてもアウトサイダーは各地で発生し、しばしばそれが幕藩制的市場構造ないし領主的商品生産・流通に対抗したという構図で描かれてきた。しか

しアウトサイダーはしばしば幕府ないし藩庁により抜け荷扱いされ処罰されていたのである。

(10) 橋本前掲論文、一三頁。

(11) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、一九六八年、第二部第一章第四節。また鉱区投資の具体的な分析については三菱に関する畠山秀樹氏の業績がある(畠山秀樹『近代日本の巨大鉱業経営』—三菱財閥の事例研究—、多賀出版、二〇〇〇年)。

(12) 斤先掘や請負掘に関しては石村善助『鉱業自営主義と斤先掘』(末川博著者代表『法理学体系』第二法理学論篇)日本評論新社、一九五四年、を参照。

(13) 石村前掲『鉱業自営主義と斤先掘』、九七頁。

(14) 麻生太吉の炭鉱業経営に関してはこれまで明治期を中心に明らかにされている。東定官昌『明治二〇年前後麻生鯉田炭坑の棟梁に関する一考察』『エネルギー史研究ノート』第五号、一九七五年、同『麻生鯉田炭坑における地補金について』『エネルギー史研究ノート』第六号、一九七六年、同『麻生系炭坑における納屋制度の生成過程』(社会経済史学会編『エネルギーと経済発展』西日本文化協会、一九七九年、所収)、同『明治中期の麻生鯉田炭坑に関する一考察(上)』『エネルギー史研究』石炭を中心として』第一二号、一九八三年、同『筑豊石炭鉱業における近代化過程』—麻生鯉田炭坑の機械化を中心として—(荻野喜弘編著『戦前期筑豊炭鉱業の経営と労働』啓文社、一九九〇年、所収)、今野孝『明治初期における麻生家の二つの炭坑経営にみる土着石炭鉱業家の特質について』『エネルギー史研究』—石炭を中心として—』第一〇号、一九七九年、同『明治期筑豊における土着石炭鉱業家の発展過程』—麻生忠隈炭坑の分析を中心として—』『エネルギー史研究』—石炭を中心として—』第二号、一九八一年、同『明治初期の筑豊における石炭採掘業の発展とその農村的背景』—麻生家の旧嘉麻郡綱分村における採掘事業の事例をとおして—』『福岡大学総合研究所報』第一〇五号、一九八八年、同『麻生・嘉

麻生石社の成立過程—明治前期麻生家の旧嘉麻郡綱分村を中心とした堀石採掘事業の展開—(荻野前掲編著所収)、同『一九〇〇年頃の筑豊炭田における炭鉱労働者管理の一端—麻生上三緒炭坑「坑夫取締日誌」の分析—』『福岡大学商学論叢』

第三八巻第一号、一九九三年、杉山和雄『麻生石炭事業の展開と金融(明治期)』『成蹊大学経済学部論集』第一一巻第一号、一九八〇年、西村卓『幕末・明治初年における麻生家「豪農」経営の分析』『福岡県史近世研究編福岡藩(二)』所収、

一九八三年、畠山秀樹『筑豊炭礦企業家の形成と発展(二)』『大分大学経済論集』第三六巻第五号、一九八五年、同『麻生家炭礦業の発展と家法』『大阪大学経済学』第三五巻第一号、一九八六年。このなかで麻生太吉の炭業に対する統制を論じているのは今野氏の一部の論考のみである。なお麻生の炭鉱業経営に関しては拙稿『麻生商店の石炭販売—プール制離脱・販売自立化期から昭和石炭株式会社成立期まで—』『経済学研究』(九州大学)第六五巻第三号、一九九八年、があり、そこでは大正中期の麻生商店の三井物産主導のプール制に基づいた石炭販売からの自立過程、および昭和石炭設立(昭和七年)までの麻生商店の石炭販売について考察した。また拙稿『戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について』『経済学研究』(九州大学)第六六巻第五・六号、二〇〇〇年、においても戦間期日本石炭市場における麻生商店の石炭販売の意義を述べておいた。

(15) 麻生家の炭鉱売却に関しては畠山前掲二論文、泉彦蔵『麻生太吉伝』麻生太吉伝刊行会、一九三四年、麻生太吉翁伝刊行会『麻生太吉翁伝』、一九三五年、などを参照されたい。

(16) 清宮一郎編『松本健次郎懐旧談』鱗書房、一九五二年、二〇一頁。

(17) 明治中期において麻生太吉が係わった炭業統制に関しては今野孝氏の論考(明治期筑豊における堀石鉱業の一考察—堀石一括売捌きをめぐって—)『エネルギー史研究』第一三三号、一九八四年)を参照されたい。

- (18) この時期も含めて一九二〇年代から昭和恐慌期前後にかけての石炭業カルテルに關しては荻野、松尾氏の前掲論文のほか丁振聲「昭和恐慌期の石炭独占組織の動揺——中小炭鉱業者による撫順炭輸入阻止運動とその帰結——」(近代日本研究会編「年報近代日本研究(一三) 經濟政策と産業」、一九九一年、山川出版社)を参照。
- (19) 丁前掲「昭和恐慌期の石炭独占組織の動揺」論文。
- (20) 荻野喜弘「筑豊炭鉱労資關係史」九州大学出版会、一九九三年、二六〇～二六二頁、丁前掲「昭和恐慌期の石炭独占組織の動揺」論文、一二二～一三〇頁。
- (21) 大正一〇年五月に開始され大正一三年末に廃止される送炭制限率は北海道地方がもつとも大きく筑豊、常磐の順に続いていた(制限率や調節内容に關しては石炭鉱業連合会『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』、一九三六年、を参照されたい)。
- (22) 「肝要記徳廉附」(麻生家文書(な一一〇)) (以下特記しない限り一次資料は麻生家文書ないし麻生商店資料、初出の際には整理番号を記載) 所収の大正一四年八月二一日福岡市東公園一方亭にて若槻内相一行を筑豊石炭鉱業組合で招待した会の席上での麻生太吉による挨拶。
- (23) 『麻生太吉伝』、一二〇頁。
- (24) 『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』の「序」。
- (25) 『麻生太吉伝』、一二二～一二三頁。
- (26) 『撫松余韻』松本健次郎発行、一九三五年、六二二頁。
- (27) 佐藤慶太郎「所懐」『筑豊石炭鉱業会月報』第三七八号(創立五〇周年記念号)、一九三五年、三二頁には、石炭を廉価に消費者に供給するために「鉱業方面では出来るならば全国少なくとも一地方毎に会社を設立して、炭鉱の合同を謀る事が必要と存じます。夫が出来ねばせめて共同排水とか共同発電とか、或は物資の共同購買等により、原価の引下げに努力せねばならぬと考えます。」とある。
- (28) 今野孝「明治十五年福岡県における嘉麻組石炭売捌処に關する一考察」『西南地域史研究』第一輯、一九七七年、同前掲「明治期筑豊における燧石鉱業の一考察」論文。
- (29) 今野前掲「明治期筑豊における燧石鉱業の一考察」論文所収の嘉麻坑事務所「廿一年分・廿二年分必要書類」(燧石A—二)より再引。
- (30) 麻生太吉発明治二七年二月一九日付広沢哲郎宛発信原稿(緊要一七)。
- (31) 麻生太吉「私の創業時代」『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』回顧編、一頁。
- (32) 「県下出身礦業家六傑伝麻生太吉君」『福陵新報』明治二五年十二月の各号。
- (33) 「明治四十年一月備忘録」(な一一九)。
- (34) 後に麻生は北部九州地方の電力統一に奔走しまた自身九水社長に就任して九軌を九水の支配下におくなど電力業に關心をおいていた。大正初期から開始される麻生の電力業における活動は、明治末期に備忘録に書いた理念を実現しようとしたものだろうか。
- (35) 「明治四十年一月備忘録」。
- (36) 野田卯太郎は大正一〇年に和田豊治と宮崎県五ヶ瀬川水利権問題で交渉した際、電力会社を合同した上で製鉄所に電力を供給し鉄道電化を進めることを主張している(小風秀雅・阿部武司・大豆生田稔・松村敏「実業の系譜 和田豊治日記——大正期の財界世話役——」日本經濟評論社、一九九三年、の大正一〇年三月二七日条)。野田は麻生太吉と昵懇の間柄にあり、併せて考えれば野田案の根拠が那邊から出てきたのか興味深い。
- (37) 麻生太吉日記昭和五年九月六日、十月一日条(当用日記一二四)。
- (38) 麻生太吉発昭和七年六月二〇日付山本達雄、松本学宛発信原稿(昭和七年発信原稿(み一二四)所収)。
- (39) 麻生太吉日記昭和八年三月一八日条(当用日記一三三)。
- (40) 『麻生太吉伝』、七一～七二頁。
- (41) 「昭和二年七月三日調査肝要書類留」(肝要一三)。

- (42) 『撫松余韻』、六〇二～六〇三頁。
- (43) 辰巳豊吉『貝島太助伝』(九州大学石炭研究資料センター編『石炭研究資料叢書』第二〇輯、一九九九年)、一四七～一四八頁。
- (44) 『貝島太助伝』、一四七頁。
- (45) この時期の麻生商店の三井財閥からの借り入れと返済に関しては畠山前掲「論文を参照されたい」。
- (46) 以下、鉄道運賃値下げ問題および石炭共同販売に関しては別記引用資料のほか荻野喜弘「解題」(福岡県史近代史料編纂豊石炭鉱業組合(二)所収、福岡県、一九八九年)を参照。
- (47) 『撫松余韻』、六〇三頁。
- (48) 『麻生太吉翁伝』、二二二～二二三頁。
- (49) 麻生太吉翁明治四三年二月二十七日付伊吹政次郎宛書簡原稿(明治四十三年文書原稿(本一七)所収)。
- (50) 『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』の序。
- (51) 『明治四十年一月備忘録』(な一一九)。
- (52) 麻生太吉翁一九一四年四月一九日付安川敬一郎宛宛信原稿(大正三年一月起文書原稿「ふ一一」所収)。
- (53) 麻生太吉翁明治四四年二月二十四日付貝島太助宛宛信原稿(明治四〇年八月二十六日「肝要廉附」(な一九)所収)。
- (54) 『麻生太吉伝』、二二二～二二三頁。
- (55) 大戦ブーム期以降の麻生商店の石炭販売に関しては前掲拙稿「麻生商店の石炭販売」論文を参照されたい。
- (56) 以上、前掲拙稿「戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について」論文所収表一に於て、
- (57) 一九二〇年代前半の三井物産、三菱商事などによる撫順炭輸入増に関しては荻野前掲「一九二〇年代前半における石炭鉱業連合会の活動と筑豊炭鉱業」論文、七五～七六頁を参照。
- (58) 松尾前掲「日本における石炭独占組織の成立」論文、荻野前掲「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」論文。
- (59) 荻野前掲「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」論文、二九七頁。
- (60) 三井三池炭は歴史的に船舶燃料炭として利用されることが多かった(たとえば隅谷前掲「日本石炭産業分析」)が、同炭は粘結性が強いため大正一二年までは三井田川三井山野、杵島炭との混炭を余儀なくされていた。しかし焚き方の指導により三池炭単独での使用が可能となり、一九二〇年代後半にかけて需要が大きく伸びた。また同炭は大正二五～昭和三年にかけて海外輸出炭も増大し、昭和三年には史上最高の実績を上げていた(三井鉱山株式会社三池支店「三池炭の需給概観」、一九五九年、三九頁)。
- (61) 前掲拙稿「戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について」論文、一三七～一三九頁。
- (62) 前掲拙稿「戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について」論文、第二節第三項を参照。
- (63) 荻野前掲「第一次大戦前後における筑豊炭の市場動向」論文、松尾純廣「第一次大戦前後における筑豊炭市場と企業間競争」「エネルギー史研究——石炭を中心として——」第一四号、一九八六年。
- (64) 三井物産は大正末期ごろ、東北地方における家庭用炭市場の開拓のためストープと抱き合わせて石炭を販売する販売政策を取り始めた(この点、山崎廣明「一九二〇年代の三井物産」中村隆英編『戦間期の日本経済分析』所収、山川出版社、一九八一年、を参照)。

(65) 佐藤慶太郎発大正一三年四月二四日付麻生太吉宛書簡(書簡T一三―二六四)。

(66) 森川英正「地方財閥」日本経済新聞社、一九八〇年、二五二―二五三頁。松本健次郎が地方の面倒をみることを決めたことは書かれていないが、地方の「雑事」

に巻き込まれる安川第五郎に対する安川清三郎の叱言が紹介されている。

(67) 丁前掲「昭和恐慌期の石炭独占組織の動揺」論文、一二七―一二九頁。

(68) 三好系炭鉱の経営状況に関しては『福岡県史通史編近代産業経済(二)』、二〇〇〇年、所収の第四章(荻野喜弘執筆)、特に五六七―五七三頁を参照。

(69) この点丁前掲「昭和恐慌期の石炭独占組織の動揺」論文を参照。

(70) 小林勇平発大正一三年一月二二日付中島徳松宛発信控(「書類綴」九州大学石炭研究資料センター所蔵小林鉱業所資料(小林鉱業―二六)所収)。

(71) 「小林家雑書類綴」(小林鉱業―五一―三)。ちなみに九州民団の主要メンバーは総理が吉田磯吉、副総理が赤司力之助と佐野万治、幹事長が岡部停蔵、幹事には花田準造、西田又三郎、金丸勘太郎(勘吉)、高野喜六、北代市治、末吉震太郎など、相談役が中島徳松であった。多くが吉田・中島系統であったことが分かる(吉田、中島系統に関しては吉田磯吉翁伝記刊行会「吉田磯吉翁伝」、一九三八年、『中島徳松翁伝』(九州大学石炭研究資料センター編「石炭研究資料叢書」第六、七輯、一九八五、八六年)、高野貞三「若松政界太平記」九州民報社、一九五八年、など参照)。

また同団には納屋頭も多く参加しており福岡炭鉱や姪浜炭鉱の納屋頭はその多くが吉田・中島系統であった(前掲「小林家雑書類綴」、森末一「大日本礦業頭領名鑑」上巻、働社、一九二四年、を参照)。

(72) 「佐藤商店関係書類綴」(小林鉱業―六八)。

(73) 小林鉱業所「原簿」(小林鉱業―六八〇)。

(74) 中野商店および中野家の活動に関しては「貸借対照表損益計算書」「相談役往復」(九州大学石炭研究資料センター所蔵中野家文書)などによる。なお「相談役往復」

とは中野商店と松本健次郎相談役との往復記録であるが、ここには中野商店(社長中野昇)の経営全般に係わる事項はいちいち相談役に伺いをたて、相談役の認可を得ていることが記されている。

(75) ただし小林勇平経営の新手炭鉱はもとは伊藤伝右衛門が社長を勤めていた大正鉱業株式会社が経営していた炭鉱であり、いったん閉山ないし休坑していた。それを小林が同社から買い取り昭和五年に採炭事業の再開を行った。

(76) 佐藤慶太郎前掲「所懐」、三二頁。

(77) 麻生太吉日記大正一〇年一月一二、一五日程(当用日記一六)。

(78) 大正一〇年五月の送炭制限実施に至るまでの状況に関しては荻野前掲「一九二〇年代前半における石炭鉱業連合会の活動と筑豊炭鉱業」論文を参照。

(79) 佐藤慶太郎発大正一〇年一月一五日付麻生太吉宛書簡(書簡T一〇―一九)。

(80) 松本健次郎発大正一〇年二月二七日付麻生太吉宛書簡(書簡T一〇―二〇七)。

(81) 三井、三菱、および北炭の地方別出炭動向に関しては前掲拙稿「戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について」論文所収の表一を参照されたい。

(82) 松本健次郎発大正一〇年二月二二日付麻生太吉宛書簡(書簡T一〇―一四七)。

(83) 麻生太吉発大正一〇年三月四日(前後一日)付佐藤慶太郎宛発信原稿(大正十年一月発信原稿「暑」三六)所収)。

(84) 松本健次郎発大正一〇年三月八日付麻生太吉宛書簡(書簡T一〇―一九三)。

(85) 「石炭鉱業連合会創立拾五年誌」、七―八頁。

(86) 麻生太吉発昭和三年三月一四日付七海兵吉・三谷一二宛発信原稿(昭和三年発信原稿「ぬ」一三)所収)。

(87) 三谷一二発昭和三年三月一七日付麻生太吉宛書簡(書簡S三―五四八)。

(88) 七海兵吉発昭和三年三月一七日付麻生太吉宛書簡(書簡S三―五四七)。

(89) 松本健次郎発昭和三年四月二日付麻生太吉宛書簡(書簡S三―三五八)。

- (90) 松本健次郎発昭和三年五月六日付麻生太吉宛書簡（書簡S三一五四一）。
- (91) 松本健次郎発昭和三年五月二六日付麻生太吉宛書簡（書簡S三一六四一）。
- (92) 永江眞夫「第一次大戦後期から昭和恐慌期にいたる貝島石炭業経営の展開」（荻野前掲編所収）、一六二～一六三頁、荻野前掲「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」論文、二八三頁。
- (93) 佐藤慶太郎発大正一四年十月七日付麻生太吉宛書簡（書簡T一四一〇三六）。
- (94) 麻生太吉日記大正一四年十月二日条（当用日記一〇〇）。なお翌日付の日記では麻生太吉は松本健次郎を訪ね、貝島は送炭制限に賛成であるがその実行方法に公平さを求めている、とする旨を報告している。
- (95) 松本健次郎発大正一五年三月一日付麻生太吉宛書簡（書簡T一五一〇二）。
- (96) 麻生太吉発大正一五年二月一七日付峠延吉宛発信原稿（大正一五年発信原稿）（蔵一五八）所収。
- (97) 麻生商店庶務部「年頭ニ於ケル社長常務訓示要旨」（昭和四年一月三日於麻生商店本社、「昭和二年七月三日調査肝要書類類」綴り込み）における麻生太吉の「新年社長訓示」。同日付新聞に掲載された貝島太市による昭和四年の炭界予想は家庭用炭や工業用炭などの需要増加により伸びるとし、「年頭貯炭多量なるが為、上半期に於て俄に炭況の硬化を期し難しとするも、下半期に入りては其量大に減退し終に常備炭量以下に沈下するに至るべく、斯くて炭界は徐々に順調に展開すべきに想見せられる……容易に樂觀すべからざる如きも堅く其の悲觀するに足らざることを思ふて居る」（貝島太市「昨年炭界と本年の炭界」『福岡日日新聞』昭和四年一月三日付）としている。それに対し麻生太吉は麻生商店における年頭の挨拶で「今朝ノ新聞ニ某鉱業主ノ如キハ本年後期ハ炭況ガヨクナルト云ハレテ居リマスガ寔ニ驚キ入ル事デアリマス」と述べている。暗に貝島の先見性のなさを批判しているのである。
- (98) 荻野前掲「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」論文、二八二頁。
- (99) 佐藤慶太郎発大正一四年七月一九日付麻生太吉宛書簡（書簡T一四一八八二）。
- (100) 松本健次郎発大正一四年九月二日付麻生太吉宛書簡（書簡T一四一九七三）。
- (101) 丁振聲「一九三〇年代の日本における炭鉱企業経営——設備投資動向と資金調達を中心として——」（『経営史学』第二七卷第三号、一九九二年）。
- (102) 松本健次郎発昭和三年五月九日付麻生太吉宛書簡（書簡S三一五四〇）。
- (103) 麻生太吉発昭和三年四月二八日付船田一雄宛発信原稿（昭和三年発信原稿）所収。
- (104) 麻生太吉発昭和三年五月一三日付船田一雄宛発信原稿（昭和三年発信原稿）所収。
- (105) 松本健次郎発昭和三年五月一七日付麻生太吉宛書簡（書簡S三一五九三）。
- (106) 以下互助会に関しては野上辰之助「会報発刊に際し所感を述ぶ」『石炭鉱業互助会報』第一巻第一号、一九三六年、久保山雄三編「日本石炭鉱業大観」公論社、一九三九年、杉尾政博「石炭一代木會重義」西日本新聞社、一九七九年、松尾前掲「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」論文など参照。
- (107) 杉尾前掲「石炭一代木會重義」、三七頁。
- (108) 杉尾前掲「石炭一代木會重義」、三八～三九頁。
- (109) 杉尾前掲「石炭一代木會重義」、三九頁。
- (110) 清宮編前掲「松本健次郎懐旧談」、二一九～二二〇頁。
- (111) 「吉田磯吉翁伝」所収の年譜。
- (112) この当時の石炭輸送鉄道運賃は野上、久恒、橋上らの炭鉱があつた嘉穂郡の省線上山田駅発若松着で一・三二円、金丸の炭鉱があつた鞍手郡の九州鉱業鉄道木屋瀬駅発若松着で〇・八六円、藤井の炭鉱があつた鞍手郡の省線室木駅発若松着で〇・七八円であつた（門司鉄道局運輸課「沿線炭鉱要覽」昭和七年版、二二二～二三三頁）。
- (113) 「大手筋九炭坑へ送炭三割減を要求」『福岡日日新聞』昭和五年九月一六日付（なお新聞からの引用は福岡日日新聞を除いて「燃料協会誌」各号所収のものを利用）。
- (114) 以下、佐藤豊「西部炭田名士選集」西部炭田名士選集刊行会、一九三六年、久保山



雄三編『日本石炭鉱業大観』公論社、一九三九年、西日本経済新聞部『西日本財界を動かす百人』西日本新聞社、一九四九年、杉尾前掲『石炭一代木曾重義』などを参照。

(115) この点「中島徳松翁伝」を参照。

(116) 「吉田磯吉翁伝」、一一四―一一五頁。

(117) 「中島磯吉翁伝」(上)、五六頁。

(118) 「吉田磯吉翁伝」、一一五頁。また金丸に関しては「故金丸勘吉氏の奮闘史」『石炭鉱業互助会報』第二巻第一二号、一九三七年、も参照。

(119) 当時岩崎壽喜蔵・鶴亀の経営する炭鉱で坑長をしていた木曾重義は昭和五年前後の筑豊地方における政界の状況をつぎのように回顧している。「そのころの有力な政友会と憲政会だったが、政友会では、県会議員の候補を選ぶにしても、村順とか年齢順とか決めていたので、いつも出てくるのは気力のない老人が多い。一方相手の憲政会は、若いものでも積極的に登用するから、残念ながら勢いがちがっていった。……私は同志との約束で「政界の浄化」を旗印に、「昭和六年福岡県会議員選挙に」中立で出馬しようとしていたので、「岩崎壽喜蔵からの」政友会から出てくれという申し入れは一度断った。しかし、壽喜蔵さんに「これくらいは、おれの言うことを聞いて顔を立ててくれてもいいではないか」と命令的に言われ、政友会公認で出馬することにした。」(杉尾前掲『石炭一代木曾重義』、三四―三六頁)。

(120) 麻生太吉日記昭和三年二月二六日条(当用日記―二二)。

(121) たとえば上嘉穂鉱業会設立のきっかけとなった昭和五年度鉄道省納炭契約更改問題において、野上辰之助らは吉田磯吉系の岡野龍一、簡牛凡夫両代議士(両方とも民政党)に斡旋方を依頼している。

(122) 時期はややずれるが撫順炭輸入阻止問題が解決した直後の連合会臨時総会において、連合会理事会側が送炭調節高を超過した送炭を将来の送炭高の権利とする案を提出

した際に互助会代表者は絶対反対を唱え、「ために議場は混乱に陥り攫み合ひを始むるの醜態を演じた」(大手筋の送炭調節高決定)『中外商業新報』昭和七年七月二六日付)。

(123) 筑豊石炭鉱業組合内部における嘉穂郡内の中小鉱業主ないし互助会の動向については筑豊石炭鉱業組合「常議員会決議録」を参照。

(124) 以下、昭和六年五月二七日、六月一五日および十月三日の「常議員会決議録」による。なお六月一五日は打合会と称され組合常議員ではない麻生太吉、麻生義之介(以上麻生商店)、小西春雄(明治鉱業)も参加している。

(125) 「出炭制限の嚴重勸行を」『福岡日日新聞』昭和七年五月二〇日付。

(126) たとえば大正一五年度の送炭制限再開において貝島鉱業がそれに難色を示した際、麻生太吉と松本健次郎、佐藤慶太郎らが貝島太市を説得し、筑豊石炭鉱業組合としての送炭調節高の最終決定を飲み込ませた。

(127) 麻生太吉発昭和二年二月一五日付池上駒衛宛発信原稿(「昭和二年発信原稿」(ほ―二)所収)。

(128) 荻野前掲「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」論文、二八六頁。

(129) 「吉田磯吉翁伝」、一一八頁。

(130) 前掲拙稿「戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について」論文を参照されたい。

(131) たとえば昭和五年五月三一日に開かれた連合会理事会の雰囲気は「送炭制限ノ拡大北海道ノ鼻息荒ク到底同意セサルベク、サレバ此上ハ自発的ニ調節スル外全国的同一行動ハ困難ナルベシト重ナル人ノ意見ナリキ」(筑豊石炭鉱業組合「昭和五年六月六日常議員会決議録」)といった状態であった。

(132) 日本銀行調査局「筑豊石炭二閏スル調査」、一九三二年、五四―五五頁。

(133) 大正一四年筑豊炭送炭高は全体で一一六万八三二七トン、昭和三年は一一六七万二四一〇トンと低迷していたが、組合主流を除いた中小は大正一四年一九六万五

七トンから昭和三年二〇四万一九五二トンへと増加している（『筑豊石炭鉱業組合月報統計月表』による）。

(134) 荻野前掲「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」論文、二九二頁。

(135) 「三井美唄炭礦大拡張」『小樽新聞』昭和四年七月二日付。

(136) 「内地無煙炭市場を三井物産独占」『報知新聞』昭和四年一〇月九日付。

(137) 「三井物産が煉炭工場建設」『撫順新報』昭和六年五月三日付、「三菱鉱業が煉炭工場設置」『万朝報』昭和六年五月二日付。

(138) 「無煙炭界の前途」『日刊工業新聞』昭和四年六月四日付。

(139) 「筑豊石炭鉱業組合月報統計月表」を通じて硬炭の送炭状況を観察すると大正一四年に筑豊全体で五万五七二五トン、うち組合主流三万一四六六トン（麻生一万二四九四トンなど）であったが昭和三年では全体で一七万三五六二トン、うち組合主流一四万四二二一トン（麻生五万八〇〇二トン、蔵内三万一〇〇一トン、三井二万九二六五トンなど）、昭和七年は全体で二七万五四九八トン、うち組合主流二二三万三一九三トン（麻生八万六〇一五トン、蔵内七万九七三七トン、明治四万三九二二トンなど）と筑豊地場を中心に増加している。

(140) 松尾前掲「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」論文、二四六頁。

(141) 荻野前掲「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」論文、二九〇〜二九一頁。

(142) 麻生太吉日記昭和四年三月一四日条（当用日記一三三）。

(143) 「石炭界にも全国的共販か」『東京日日新聞』昭和五年八月八日付。

(144) 麻生太吉発昭和四年四月二日付池上駒衛宛発信原稿（昭和四年発信原稿）（へー五二）所収。

(145) 麻生太吉発昭和四年四月一七日付松本健次郎宛発信原稿（昭和四年発信原稿）所収。

(146) 麻生太吉発昭和四年四月二〇日付堀三太郎宛発信原稿（昭和四年発信原稿）所収。

(147) 麻生太吉発昭和四年五月二日付松本健次郎、七海兵吉、池上駒衛宛発信原稿（昭和四年発信原稿）所収。

(148) 「本会記事他」『石炭時報』第四卷第六号、一九二九年、三五頁。

(149) 麻生太吉発昭和四年五月七日付七海兵吉宛発信原稿（昭和四年発信原稿）所収。

(150) 麻生商店により作られた「麻生太吉翁伝」および九水・九軌により作られた「麻生太吉伝」ではほとんど記述がない。社史「麻生セメント株式会社「麻生百年史」、一九七五年）では若干触れているがその設立の経緯は記述されていない。

(151) 松本が引き受けた御徳・鴻ノ巣炭鉱は地理的に明治炭業所有明治炭鉱にほど近く、明治炭業社史には「鴻之巣炭鉱に排水設備を設けて、明治区域の安全に備えた。」とある（明治炭業株式会社社史編纂委員会編「社史明治炭業株式会社」、一九五七年、一〇八頁）。

(152) 麻生は明治後期、鞍手郡にあった本洞藤棚炭鉱を、大正初期には佐賀県にあった久原炭鉱を所有・経営していた。しかし前者は親戚の債務引き受けと貝島太助の慫慂による所有・経営、後者は共同出資かつ小規模経営である。両炭鉱以外は嘉穂郡内の炭鉱のみであった。

(153) 丁前掲「昭和恐慌期の石炭独占組織の動揺」論文では、一九二〇年代から昭和恐慌期にかけて発展した中小鉱業主の代表例として金丸勘吉と野上辰之助をあげている（二二一〜二二三頁）。ところで同論文、一一八頁では、互助会の特徴のひとつは斤先掘業者の団体であるとし鉱業権者と上下関係にあった斤先掘業者がいがゆえに「強い団結力と行動力」を持つていたという。ただし九州鉱業（経営者麻生太吉）連合会会長」と斤先掘業者金丸（互助会会長）との関係についてはなぜか触れられていない。だが、連合会と互助会との関係を考えるには重要な点だと思われる。

(154) 杉尾前掲「石炭一代木會重義」、三三三〜三三三頁。

(155) 麻生太吉発昭和四年六月一日付岩崎壽藏宛発信原稿（昭和四年発信原稿）所収。

(156) いちいち日時は記さないが、麻生太吉日記には、中島鉱区関連で堀が麻生と中島の間のパイ役となっていたことが記されている。

(157) 麻生太吉日記昭和七年八月三日条（当用日記一三三）には「堀三太郎君相見へ互助会等ノ件ニ付咄ヲ聞キタリ」とある。

(158) 前掲拙稿「戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について」論文、一三三〜一三五頁。

(159) 前掲拙稿「戦間期日本石炭市場の需給構造の変化について」論文、表一九。

(160) 木村平右衛門（九水常務）発昭和三年八月一八日付麻生太吉宛書簡（書簡S四一〇五）によると、昭和三年八月当時九水は川崎炭鉱（鉱業主城島一男）に対して六

万一千円余りの未収入金があり、その内訳は担保付貸金二万五千円、約束手形三万三千円弱、電力料三千七百円弱であった。また九水は三好鉱業に対しても高松本坑の石炭鉱区を担保として二四万円余りを貸し付けていた。

(161) 「石炭カルテルの改造機運動く」『福岡日日新聞』昭和六年三月二六日付。

(162) 麻生太吉発昭和五年五月一六日付七海兵吉宛発信原稿（昭和五年発信原稿一（て一二七）所収）。

(163) 麻生太吉日記昭和五年六月一四日条（当用日記一二四）。

(164) 麻生太吉日記昭和五年六月二九日条。

(165) 麻生太吉発昭和五年七月一九日付岩崎壽喜蔵宛発信原稿（昭和五年発信原稿）所収）。

(166) 麻生太吉日記昭和五年七月二二日条。

(167) 麻生太吉日記昭和五年七月二三日条。

(168) 麻生太吉日記昭和五年九月一〇日、十月一日条。

(169) 麻生太吉日記昭和五年十月四日条。

(170) 松本健次郎発昭和五年十一月五日付松本学宛書簡（国立国会図書館所蔵松本学文書「筑豊炭田合同問題関係書翰」所収）。

(171) 川崎勇発昭和四〇年十二月二日付松本学宛書簡（松本学文書）。

(172) 麻生太吉は合同問題が困難な旨を十二月中旬に松本学に知らせている（麻生太吉発昭和五年十二月一三日付松本学宛発信原稿（昭和五年発信原稿）所収）。

(173) たとえば麻生太吉発昭和五年十一月一日付岩崎壽喜蔵宛発信原稿（昭和五年発信原稿）所収）には「送炭問題聯合会協議ノ模様ニヨリ御交渉ノ連ニ至ルカモ難斗ト存じ」とある。

(174) 麻生太吉日記昭和六年六月二日条（当用日記一二五）。

(175) 麻生太吉日記昭和六年一月七日条では麻生が石崎敏行政友会代議士に筑豊炭田合同および主要産業合同会社設立構想を述べていることが記されている。

(176) 「筑豊石炭合同気運動く」『福岡日日新聞』昭和六年一月三一日付。

(177) 麻生太吉日記昭和六年三月三一日条。

(178) 麻生太吉発昭和五年十一月四日付佐藤慶太郎宛発信原稿（昭和五年発信原稿）所収）には「満鉄内地同様調節交渉問題ニ付互助会員ト久恒君ニ面会聯合会理事近日大連ニ出張ノ事打合セ申候」とある。

(179) 斤先料は斤先業者と鉱業権者との間の力関係など複雑な要因が絡み契約によりまちまちだが、戦後の福岡石炭局調査によると販売単価の一〇〜一五%が相場だったといわれている（石村前掲「鉱業自営主義と斤先掘」、八二頁）。

(180) 昭和六年時点での筑豊炭山元原価は麻生商店の場合三三三〇銭弱から四四一〇銭強の間にあつた（前掲拙稿「麻生商店の石炭販売」論文所収の表九）。

(181) 「筑豊石炭鉱業組合月報統計月表」より計算。

(182) 以下の記述は渡辺卓築発昭和七年一月二七日付麻生太吉宛書簡（書簡S七一一〇八）、渡辺卓築発昭和七年一月二八日付麻生太吉宛電報（書簡S七一一七五）、二月廿八日午後八時半東京渡辺卓築氏宛電報控（書簡S七一一七四）による。

(183) 久保山前掲編「日本石炭鉱業大観」、四五七頁。

- (184) 「出炭制限の嚴重勵行を」『福岡日日新聞』昭和七年五月二〇日付。
- (185) 麻生太吉 昭和七年五月一八日付池上駒衛宛書信原稿（昭和七年発行原稿）所収。
- (186) 「撫順道炭進出に内地炭業愈々苦境」『福岡日日新聞』昭和七年五月二八日付。
- (187) 杉尾前掲「石炭一代木會重義」、四四～四五頁。
- (188) 久保山前掲編「日本石炭鉱業大観」、四五七頁。
- (189) 筑豊石炭鉱業組合「常議員会決議録」昭和七年六月一四日。
- (190) 原田種夫「武内礼蔵翁伝」武内礼蔵翁伝刊行委員会、一九八一年、一二八頁。
- (191) 「撫順炭問題と鉱業聯合会」、「撫順炭輸入防止に石炭互助会の二流」『福岡日日新聞』昭和七年六月二四、二七日付。
- (192) 麻生太吉日記昭和八年六月二一日条。
- (193) 麻生太吉の死後麻生側が木屋瀬炭鉱を売却したのは、太吉の跡を襲って麻生商店取締役社長に就任した麻生太賀吉の経営方針によるところが大きい。太賀吉によると太吉は「自分のいうことを聞くものさえおれば仕事はできるといような性格」であつた。それに対して太賀吉は社長就任後社員養成に力を入れ、麻生家に渡す麻生商店の配当を三％に固定して、残った分を「できるだけ従業員に待遇に回す」ことにした（『麻生百年史』、七三六～七三七頁）。若き太賀吉は、太吉が複雑な事情で引き受けた木屋瀬炭鉱を、麻生内部の充実も含めて早く手離したかつたのではなからうか。
- (194) この点は明治二〇年代までの麻生の炭鉱業経営における特徴に顕著にみられる（今野前掲諸論文を参照されたい）。
- (195) 明治期から昭和初期にかけての各地方における企業家の集団の形成に関しては和田一夫・小早川洋一・鈴木恒夫氏による中京財界についての業績（和田・小早川・鈴木「明治四〇年時点の中京財界における重役兼任——『日本全国諸会社役員録』（明治四〇年版）の分析——」『南山経営研究』第六卷第三号、一九九二年、同「明治三

一年時点の中京財界における重役兼任——『日本全国諸会社役員録』（明治三二年版）の分析——」『南山経営研究』第七卷第二号、一九九二年）、上川芳実氏による大阪・京都についての業績（上川「明治三二年大阪府の企業家集団」「京都学園大学経営学部論集」第七卷第二号、一九九七年、同「明治四〇年大阪府の企業家集団」「京都学園大学経営学部論集」第八卷第二号、一九九八年、など）、永江眞夫氏による福岡県地方についての業績（永江「大正・昭和初期における地方資産家の動向——福岡県を事例として——」『福岡大学経済学論叢』第四一卷第二号、一九九六年）、がある。

このうち本稿ともつとも関係があるのは地域経済のあり方から福岡県内の資産家の結合状況を論じた永江論文である。永江論文では福岡県内における資産家の会社役員就任状況とその特徴を明らかにされ、また役員重複の状況から、地域的な企業家ネットワークが存在していたことを指摘されている。筑豊地域では、明治四四年には麻生太吉、中野徳次郎、伊藤伝右衛門、貝島太助、松本健次郎が比較的強弱なくつながっていて、大正七年には麻生、伊藤、中野を軸とする明確な環ができるようになり、また蔵内が貝島に代わってネットワークのなかに入った。大正一一年には蔵内が抜け麻生、伊藤、中野、松本の四極のネットワークが、昭和八年には中野が離脱し麻生を軸に筑後の資産家大藪守治などが電力会社（九水が中心）を軸としてネットワークの形成がなされたとされる（永江前掲「大正・昭和初期における地方資産家の動向」論文、四一～四五頁）。本論では筑豊炭業界以外の企業家間ネットワークを論じた訳ではないのでここでの評価は避けたいが、麻生太吉の筑豊炭業界における利害調整は本論で示した通り、明治末期は安川敬一郎、貝島太助を中心に時に伊藤や中野、堀が加わり、一九二〇年代以降のそれは松本健次郎、佐藤慶太郎、および九州鉱業設立に関して堀三太郎を中心とする企業家により行われてきた。伊藤伝右衛門、中野昇はそこには加わっていない。もつとも中野家の場合、松本か

ら所有炭鉱の整理と嘉穂鉱業の出資ほか中野商店の経営全般を指導されたことにより、企業家の連合による利害調整の観点からみれば安川松本家の「傍系」と化したと解することもできる。伊藤は入っておらず堀が参画していること、および堀の参画の仕方が麻生の勧誘に依っていたことから、麻生に対する関係が伊藤より堀の方がより従属的であったといえるのかもしれない。また麻生と中野昇の関係も、一時期を除いてネットワークで示されているより関係は薄かったように思われる。ただしこれらについては麻生太吉の事業活動との関連で今一度詳細に論じる必要があるので、結論は留保しておきたい。

(196) 専門経営者に関しては例えば森川英正「なぜ経営者企業が発展するのか？」同編『経営者企業の時代』所収、有斐閣、一九九一年、を参照。ここでの専門経営者の活動の範囲はほぼ社内限定して述べられている。ところでカルテルのような企業間利害調整機関の成立は、マクロ的には市場経済の深化、ミクロ的には経営知識の高度化、専門経営者の企業内覇権の確保と関係があると考えられる。なぜならより高度な経営知識が事業遂行上要請されるということは、企業内のマネジメントのみならず企業外との交渉が複雑かつ恒常的になり、その分だけ企業間の利害調整、あるいは同じ問題を抱える同業者が連合して対処するか、あるいは関係官庁等に対し集团的にまとまって交渉しなければならないことを意味するからである（なお、各官庁は設立当初から専門的知識の蓄積が要請されそれを組織的かつ累積的に所有している）。しかし石炭業カルテル、特に生産カルテルにおいては、本稿で示したように所有経営者の活躍が目立っていた。一面において互助会の問題は、専門経営者による炭業界の調整のあり方に対する（実は麻生ら一部大手筋鉱業主を含めた）所有経営者側の反発と解することも可能である。